第3章　対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1　地域特性を把握する範囲

地域特性を把握する範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示された各調査項目に係る地域特性を把握する範囲の目安のうち、最大値である「道路端部から 3㎞程度」（動物・景観の地域特性把握範囲）を設定した。なお、後述する「人口及び産業の状況」等については、統計範囲の条件から、対象事業実施区域が位置する新潟市全域を対象に整理した。

3.2　自然的状況に関する情報

3.2.1　気象、大気質等に関する大気環境の状況

(1) 気象

対象事業実施区域周辺には、新潟地域気象観測所と新津地域気象観測所が存在し、その所在地を図 3.2.1 に示す。また、これら観測所で観測された気象の状況を表 3.2.1 及び表 3.2.2 に示す。

新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温の平均値は 14.6℃、年間降水量の平均値は 1,811.4㎜、年間平均風速は 3.0 m/s、最多風向は南となる。また、令和 6 年の気象の状況は、年間平均気温は 15.2℃、年間降水量は 2,065.5㎜、年間平均風速は 2.7m/s であり、風向は南の風が卓越している。

新津地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温の平均値は 13.8℃、年間降水量の平均値は 1,823.9㎜、年間平均風速は 3.2 m/s、最多風向は南南西となる。となる。また、令和 6 年の気象の状況は、年間平均気温は 14.7℃、年間降水量は 1,911.5㎜年間平均風速が 3.0m/s であり、風向は、南南西の風が卓越している。



図 3.2.1　地域気象観測所位置図

表 3.2.1　過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況

地域気象観測所	観測年	気温（℃）			年間降水量（mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間（h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新潟	平成 27 年	14.4	36.0	-3.4	1,467.5	南	3.1	15.3	1,684.6]
	平成 28 年	14.5	35.9	-3.5	1,499.0	南)	3.0	13.6	1,738.4
	平成 29 年	13.7	36.4	-4.0	2,036.5	南)	3.2	15.7	1,642.5
	平成 30 年	14.3	39.9	-5.9	1,795.5	南	3.1	18.2	1,698.8
	令和元年	14.6	39.2	-1.8	1,352.0	南)	3.0	14.6	1,832.6
	令和 2 年	14.7	38.8	-3.7	2,077.5	南	3.0	14.0	1,608.5
	令和 3 年	14.5	38.2	-5.0	1,952.0	南)	3.1	16.3	1,826.8
	令和 4 年	14.5	35.6	-3.4	2,002.0	南)	2.9	12.8	1,751.7
	令和 5 年	15.4	39.1	-5.9	1,866.0	南)	2.9	13.0	1,944.0
	令和 6 年	15.2	36.7	-2.3	2,065.5	南	2.7	14.5	1,629.6
	平均	14.6	37.6	-3.9	1,811.4	南	3.0	14.8	1,741.4

地域気象観測所	観測年	気温（℃）			年間降水量（mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間（h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新津	平成 27 年	13.5	37.9	-5.3	1,435.0	南南西)	3.3	17.6	1,706.7
	平成 28 年	13.6	35.9	-9.4	1,693.5	南西)	3.2	16.1	1,669.3
	平成 29 年	12.8	36.3	-5.3	2,208.5	南南西)	3.4	18.6	1,575.4
	平成 30 年	13.5	38.2	-13.2	1,732.0	南西)	3.3	23.3	1,686.5
	令和元年	13.7	36.7	-4.3	1,574.5	南南西)	3.2	17.9	1,794.3
	令和 2 年	13.9	37.7	-4.7	2,093.5	南南西)	3.3	18.0	1,556.9
	令和 3 年	13.8	39.2	-9.5	2,084.0	東南東)	3.4	20.5	1,579.0]
	令和 4 年	13.9	38.0	-4.6	1,748.5	南西)	3.2	17.7	1,659.3
	令和 5 年	14.8	39.4	-11.6	1,757.5	南西)	3.1	14.4	1,893.3
	令和 6 年	14.7	38.6	-4.6	1,911.5	南南西)	3.0	17.4	1,539.2
	平均	13.8	37.8	-7.3	1,823.9	南南西	3.2	18.2	1,675.7

注 1）値)：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す（準正常値)。
注 2）値]：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値)。
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.2.2　月別の気象の状況（令和 6 年）

地域気象観測所	気象要素		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
新潟	気温（℃）	平均	4.3	4.8	6.0	13.7	17.1	22.2	26.2	28.0	25.0	18.7	11.5	4.9	15.2
		最高	14.2	19.8	16.8	29.1	28.5	32.8	35.0	36.7	34.8	29.0	23.0	15.5	36.7
		最低	-1.9	-2.3	-0.9	4.2	6.9	13.1	19.2	23.0	17.6	5.8	1.9	-0.1	-2.3
	総降水量（mm）		180.0	114.5	168.0	54.0	128.0	57.0	376.5	42.0	292.0	144.5	246.5	262.5	2,065.5
	最多風向		南	南	南	北	南	南南東	西南西	北	南南東	南東	南南西	南南西	南
	風速（m/s）	平均	3.4	2.7	3.5	2.4	2.5	2.2	2.9	2.1	2.1	2.4	2.8	3.7	2.7
		最大	9.9	11.3	11.7	10.7	14.5	8.2	10.1	10.9	11.2	9.4	12.3	11.8	14.5
	日照時間（h）		72.0	70.1	114.3	204.6	210.8	226.4	99.4	197.1	142.8	142.3	106.7	43.1	1,629.6

地域気象観測所	気象要素		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
新津	気温（℃）	平均	3.3	3.9	5.2	13.7	17.2	22.3	25.9	27.7	24.7	18.1	10.6	3.8	14.7
		最高	13.1	20.4	16.5	30.7	30.8	35.3	34.7	38.6	37.2	30.8	23.0	15.7	38.6
		最低	-4.6	-4.1	-1.7	0.9	5.1	12.9	19.0	21.5	16.7	6.9	0.9	-2.4	-4.6
	総降水量（mm）		205.0	93.0	79.0	72.5	115.5	46.5	266.0	85.5	214.0	142.0	273.5	319.0	1,911.5
	最多風向		南南西	南南西	南南西	北	南西	南東	南西	北北東	東南東	東南東	南南西	南南西	南南西
	風速（m/s）	平均	3.4	3.0	3.9	2.9	2.9	2.6	3.1	2.2	2.5	2.9	3.1	3.6	3.0
		最大	15.6	13.3	13.8	15.0	17.4	8.8	12.7	11.8	13.1	11.7	12.5	13.1	17.4
	日照時間（h）		72.1	67.3	105.2	193.7	212.4	220.7	75.7	184.5	132.3	135.9	101.7	37.7	1,539.2

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

(2) 大気質

対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局として、亀田測定局と新津測定局が存在する。これら測定局の測定項目を表 3.2.3 に、所在地を図 3.2.2 に示す。

また、亀田測定局及び新津測定局における令和 5 年度の環境基準適合状況を表 3.2.4 に示す。

令和 5 年度の大気質の状況は、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質が 2 局で測定されており、二酸化窒素及び微小粒子状物質は 2 局ともに環境基準を達成、光化学オキシダントは 2 局ともに非達成となっている。また、浮遊粒子状物質は亀田測定局で測定され、令和 5 年度は環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域周辺には、自動車排出ガス測定局は存在しない。

表 3.2.3　一般環境大気測定局及び測定項目

地域名	測定局名	所在地	用途地域	測定項目									設置主体
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度・日射	
新潟	亀田	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番8号	住		○		○		○	○	○		新潟市
	新津	新潟市秋葉区新栄町4番1号	住		○		○			○	○		新潟市

注）用途地域は、土地計画法第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。
出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.4　一般環境大気測定局における環境基準達成状況（令和 5 年度）

地域名	測定局名	測定項目ごとの環境基準達成状況			
		二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
新潟	亀田	○	×	○	○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	環境基準(長期的評価及び短期的評価)達成	環境基準(長期基準及び短期基準)達成
	新津	○	×		○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	(対象外)	環境基準(長期基準及び短期基準)達成

出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

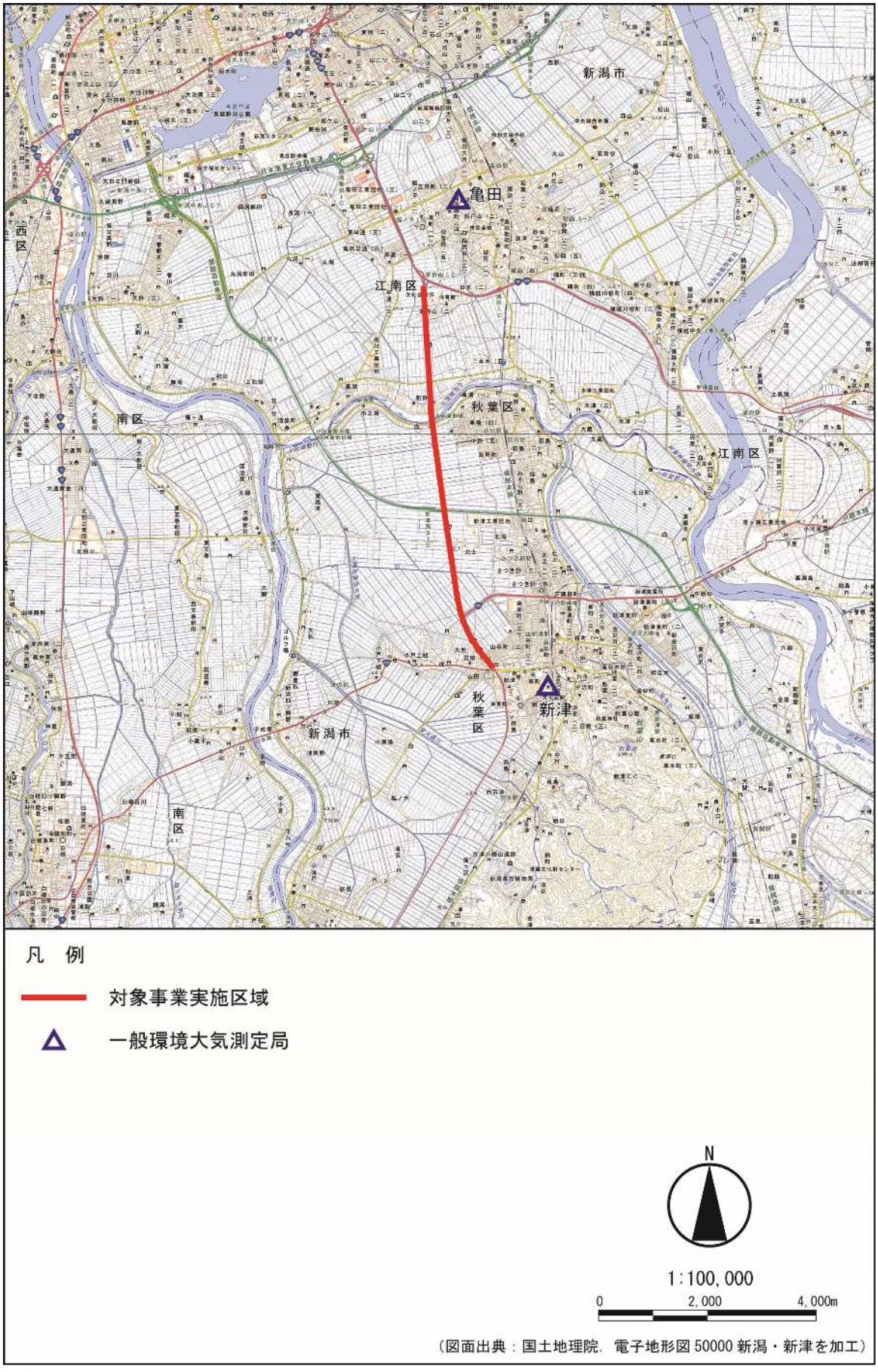


図 3.2.2　一般環境大気測定局位置図

①　二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素の令和 5 年度の年間値を表 3.2.5 に、最近 5 ヶ年の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）を表 3.2.6 に示す。

令和 5 年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近 5 ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしている。

表 3.2.5　二酸化窒素の測定結果（令和 5 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98%値	98%評価値による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の達成状況
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日	達成○・非達成×
亀田	357	8,365	0.004	0.036	0	0.0	0	0.0	0.010	0	○
新津	352	8,228	0.003	0.033	0	0.0	0	0.0	0.006	0	○

注 1）環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
注 2）長期的評価：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。
出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.6　二酸化窒素の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
亀田	年平均値	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
	日平均値の年間 98%値	0.012	0.016	0.011	0.012	0.010
新津	年平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	日平均値の年間 98%値	0.007	0.010	0.007	0.007	0.006

注）環境基準（長期的評価）：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。
出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

② 光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダントの令和 5 年度の年間値を表 3.2.7 に、最近 5 ヶ年の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）を表 3.2.8 に示す。

令和 5 年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を非達成となっている。また、最近 5 ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしており、環境基準非達成の状況が続いている。

表 3.2.7　光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の達成状況
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	達成○・非達成×
亀田	294	4,249	0.037	37	221	0	0	0.091	0.047	×
新津	364	5,256	0.037	42	233	0	0	0.096	0.047	×

注 1）環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
注 2）短期的評価：5 時から 20 時の昼間時間帯の 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
注 3）「昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上」は、大気汚染防止法第 23 条第 1 項に規定する緊急時の措置の基準。
出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.8　光化学オキシダントの経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
亀田	昼間の 1 時間値の年平均値	0.038	0.038	0.038	0.038	0.037
	昼間の 1 時間値の最高値	0.114	0.097	0.081	0.087	0.091
新津	昼間の 1 時間値の年平均値	0.038	0.036	0.039	0.038	0.037
	昼間の 1 時間値の最高値	0.122	0.092	0.081	0.086	0.096

注 1）環境基準（短期的評価）：昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
注 2）表中の下線は、環境基準の非達成を示す。
出典：「令和 5 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）
「令和 4 年度　大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）
「令和 3 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 5 年 8 月　新潟県環境局環境対策課）
「令和 2 年度　大気汚染測定結果報告」（令和 4 年 9 月　新潟県環境局環境対策課）
「令和元年度　大気汚染測定結果報告」（令和 3 年 3 月　新潟県県民生活・環境部環境対策課）

③ 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質の令和５年度の年間値を表 3.2.9 に、最近５ヶ年の経年変化（令和元年度～令和５年度）を表 3.2.10 に示す。

令和５年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近５ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしている。

表 3.2.9　浮遊粒子状物質の測定結果（令和５年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準の達成状況	
												短期的評価	長期的評価
	日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×・無○	日	達成○・非達成×	
亀田	351	8,376	0.010	0	0.0	0	0.0	0.081	0.025	○	0	○	○

注 1）環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
注 2）短期的評価：環境基準の 1 時間値または 1 日平均値と比較して評価を行う。
長期的評価：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した最高値（1 日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。
ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成として評価する。
出典：「令和５年度　大気汚染測定結果報告」（令和６年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.10　浮遊粒子状物質の経年変化（令和元年度～令和５年度）

（単位：mg/m³）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
亀田	年平均値	0.011	0.011	0.009	0.010	0.010
	日平均値の2%除外値	0.025	0.027	0.024	0.022	0.025

注）環境基準（長期的評価）：1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。
出典：「令和５年度　大気汚染測定結果報告」（令和６年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

④ 微小粒子状物質（ＰM2.5）

微小粒子状物質の令和５年度の年間値を表 3.2.11 に、最近５ヶ年の経年変化（令和元年度～令和５年度）を表 3.2.12 に示す。

令和 5 年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近 5 ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしいる。

表 3.2.11　微小粒子状物質の測定結果（令和５年度）

測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 35μg/m³ を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況
	日	μg/m³	μg/m³	日	%	達成○・非達成×
亀田	349	6.8	17.4	0	0.0	○
新津	352	7.1	18.1	0	0.0	○

注 1）環境基準：1 年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³ 以下であること。
注 2）長期的評価：1 年平均値が 15μg/m³ 以下であること（長期基準）、かつ、1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）が 35μg/m³ 以下であること（短期基準）で評価する。
出典：「令和５年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.12　微小粒子状物質の経年変化（令和元年度～令和５年度）

（単位：μg/m³）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
亀田	年平均値	8.8	7.0	6.5	6.8	6.8
	日平均値の年間 98%値	20.7	19.4	16.1	17.6	17.4
新津	年平均値	7.5	7.3	6.6	8.1	7.1
	日平均値の年間 98%値	18.7	22.4	15.8	21.5	18.1

注）環境基準（長期的評価）：1 年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m³ 以下であること。
出典：「令和５年度　大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月　新潟県環境局環境対策課）

(3) 騒音

① 一般環境騒音

対象事業実施区域及びその周辺における令和5年度の一般地域の騒音測定結果を表3.2.13に、測定地点を図3.2.3に示す。

令和5年度の測定結果は、いずれの地点も昼夜間ともに環境基準に適合している。

表 3.2.13 一般環境騒音の測定結果（令和5年度）

No.	測定地点	騒音規制法区域区分	用途地域	環境基準類型	環境基準(dB)		等価騒音レベル(dB)		評価 適○・否×	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	江南区船戸山5-7-2	第二種区域	一種中	A	55	45	49	39	○	○
B	秋葉区中野5-1-50	第二種区域	一種中	A	55	45	43	38	○	○
C	江南区亀田新明町1-2-3	第二種区域	一種住	B	55	45	47	41	○	○
D	江南区横越中央 1-1-1	第二種区域	一種住	B	55	45	45	41	○	○
E	秋葉区新津本町 2-2978-72	第三種区域	商業	C	60	50	47	41	○	○

注）時間区分：昼間（6～22時）、夜間（22～6時）

出典：「新潟市の環境　資料編（令和5年度データ集）」（令和7年1月　新潟市環境部環境政策課）

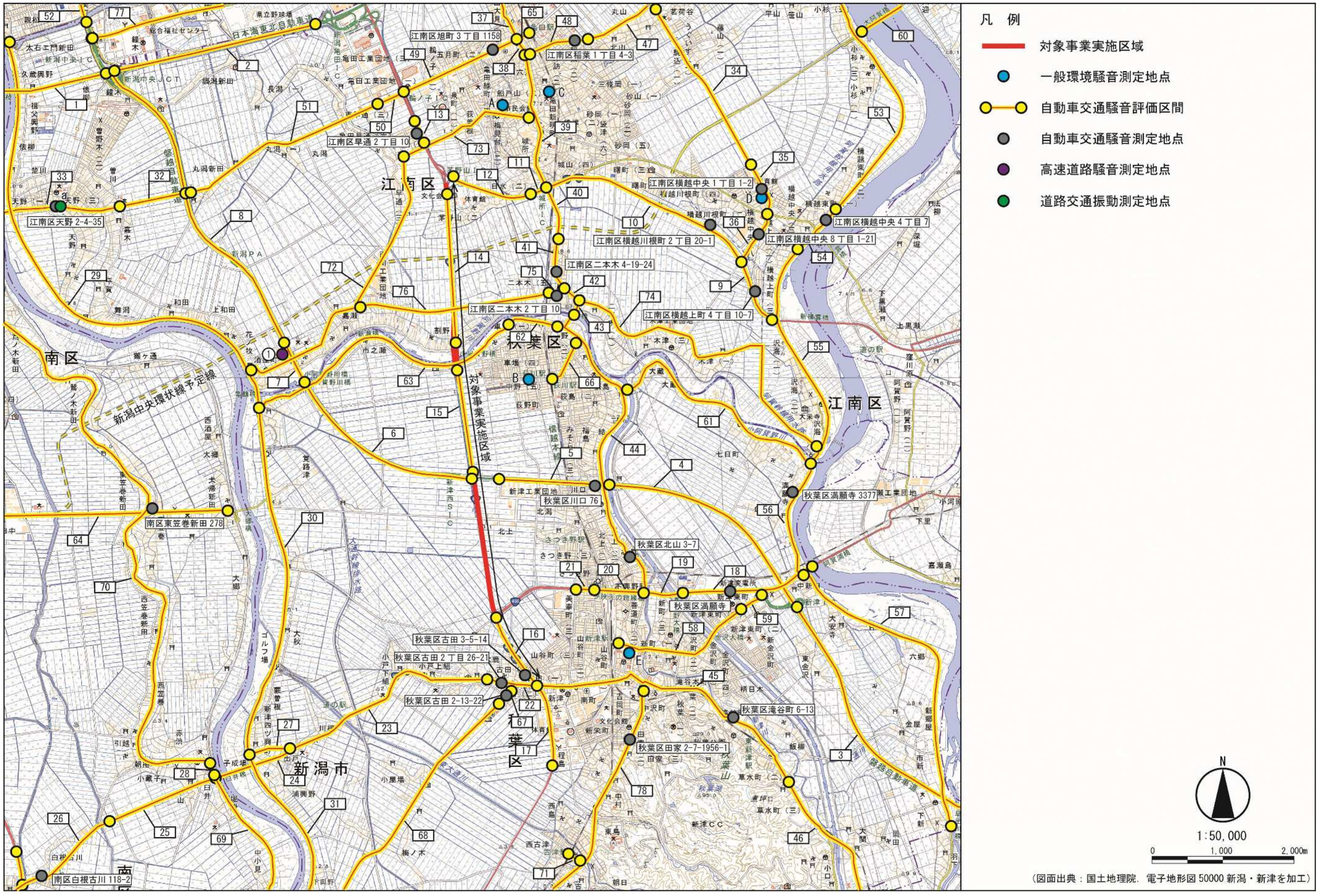


図 3.2.3　騒音及び振動の測定地点位置図

② 自動車交通騒音

対象事業実施区域及びその周辺における自動車交通騒音の面的評価の結果を表 3.2.14 に、測定地点及び評価区間を前出図 3.2.3 に示す。

一般国道 403 号では、いずれの評価区間も昼夜間ともに環境基準を達成している。また、一般国道 403 号と接続する一般国道 460 号の環境基準達成率は 94～100%、主要地方道新津村松線、主要地方道新潟中央環状線は 100%、一般県道沢海酒屋線は 96～100%となっている。

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (1/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
北越自動車道	1	江南区鐘木～西区山田	2.3	2022	○	(53)	○	(49)	7	4	57
日本海東北自動車道	2	江南区俵柳～江南区長潟	3.0	2019	○	(58)	○	(53)	60	60	100
磐越自動車道	3	秋葉区下新～ 秋葉区中新田	4.8	2019	○	(53)	○	(52)	1	1	100
	4	秋葉区中新田～ 秋葉区古田ノ内大野開	3.3	2019	○	(53)	○	(52)	37	37	100
	5	秋葉区古田ノ内大野開～ 秋葉区結 (秋葉区川口 76)	1.5	2019	○	53	○	52	56	56	100
	6	秋葉区福島～ 江南区酒屋町	2.9	2019	○	(53)	○	(52)	2	2	100
	7	江南区酒屋町～ 江南区酒屋町	0.6	2019	○	(53)	○	(52)	15	15	100
	8	江南区酒屋町～ 江南区俵柳	4.7	2019	○	(53)	○	(52)	3	2	67
一般国道 49 号	9	江南区木津～江南区横越 (江南区横越上町 4 丁目 10-7)	1.0	2021	○	59	○	53	9	9	100
	10	江南区横越～ 江南区城山 3 丁目 8 (江南区横越川根町 2 丁目 20-1)	3.1	2021	○	58	○	51	50	50	100
	11	江南区城山 3 丁目 8～ 江南区茅野山	0.2	2021	○	(58)	○	(51)	3	3	100
	12	江南区茅野山～ 江南区茅野山	1.3	2021	○	(58)	○	(51)	18	18	100
	13	江南区早通 1 丁目 1～ 江南区泥潟 (江南区早通 2 丁目 10)	0.5	2021	○	60	○	54	53	53	100

表 3.2.14　自動車交通騒音の面的評価結果（2/5）

路線名	No.	評価区間の始点～終点 （騒音測定地点）	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合　×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
一般国道403号	14	江南区茅野山～ 江南区割野	2.2	2019	○	(62)	○	(55)	9	9	100
	15	秋葉区車場～秋葉区福島	1.6	2019	○	(62)	○	(55)	3	3	100
	16	秋葉区大鹿～ 秋葉区古田２丁目７ (秋葉区古田 3-5-14)	1.1	2019	○	62	○	55	85	85	100
	17	秋葉区古田２丁目７～ 秋葉区程島	1.2	2019	○	(66)	○	(58)	29	29	100
一般国道460号	18	秋葉区中新田～ 秋葉区古田ノ内大野開 (秋葉区満願寺)	1.9	2021	○	68	○	61	65	65	100
	19	秋葉区古田ノ内大野開～ 秋葉区下興野町５	0.5	2021	○	(68)	○	(61)	3	3	100
	20	秋葉区下興野町５～ 秋葉区下興野	0.7	2021	○	(68)	○	(61)	172	172	100
	21	秋葉区下興野～ 秋葉区下興野	0.3	2021	○	(68)	○	(61)	41	41	100
	22	秋葉区古田３丁目１～ 秋葉区大鹿 (秋葉区古田 2 丁目 26-21)	0.7	2021	○	66	○	60	88	87	99
	23	秋葉区大鹿～ 秋葉区子成場	3.8	2021	○	(66)	○	(60)	176	176	100
	24	秋葉区出戸～南区臼井	1.2	2021	○	(70)	○	(63)	19	17	89
	25	南区臼井～南区小蔵子	1.6	2021	○	(70)	○	(63)	13	13	100
	26	南区小蔵子～ 南区白根ノ内七軒 (南区白根古川 118-2)	2.3	2021	○	70	○	63	225	212	94
	27	秋葉区浦興野～ 秋葉区子成場	0.8	2021	○	(66)	○	(60)	36	36	100
	28	南区臼井～南区臼井	0.2	2021	○	(70)	○	(63)	10	10	100
主要地方道新潟小須戸三条線	29	中央区親松～ 秋葉区覚路津	7.5	2022	○	(69)	○	(61)	200	200	100
	30	秋葉区覚路津～ 秋葉区子成場	5.0	2022	○	(69)	○	(61)	118	118	100
	31	秋葉区子成場～ 秋葉区小須戸	2.5	2022	○	(63)	○	(53)	34	34	100
主要地方道新潟寺泊線	32	江南区丸潟新田～ 江南区嘉木	0.9	2023	○	(67)	○	(62)	1	1	100
	33	江南区嘉木～西区鳥原 (江南区天野 2-4-35)	2.2	2023	○	67	○	62	476	475	100

表 3.2.14　自動車交通騒音の面的評価結果（3/5）

路線名	No.	評価区間の始点～終点 （騒音測定地点）	延長 （km）	測定年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合　×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等戸数 （戸）	環境基準達成戸数 （戸）	環境基準達成率 （%）
主要地方道新潟港横越線	34	江南区丸山ノ内善之丞組～江南区横越	2.7	2021	○	(63)	○	(57)	55	55	100
	35	江南区横越～江南区横越中央１丁目３（江南区横越中央 1 丁目 1-2）	0.8	2021	○	63	○	57	53	53	100
	36	江南区横越中央１丁目３～江南区横越（江南区横越中央 8 丁目 1-21）	0.8	2021	○	69	○	62	16	16	100
主要地方道新潟新津線	37	江南区亀田中島４丁目３～江南区東船場２丁目１	1.5	2020	○	(69)	○	(62)	322	322	100
	38	江南区東船場２丁目１～江南区東本町２丁目１	0.3	2020	○	(69)	○	(62)	60	59	98
	39	江南区東本町２丁目１～江南区城山３丁目８	2.0	2020	○	(69)	○	(62)	433	432	100
	40	江南区城山３丁目８～江南区二本木４丁目２	0.7	2020	○	(69)	○	(62)	4	4	100
	41	江南区二本木４丁目２～江南区二本木４丁目 21（江南区二本木 4-19-24）	0.7	2020	○	69	○	62	53	53	100
	42	江南区二本木４丁目 21～江南区二本木１丁目８	0.3	2020	○	(69)	○	(62)	14	14	100
	43	江南区二本木１丁目８～秋葉区中野２丁目４	0.2	2020	○	(66)	○	(58)	7	7	100
	44	秋葉区中野２丁目４～秋葉区下興野町５（秋葉区北上 3-7）	4.6	2020	○	66	○	58	344	344	100
主要地方道新津村松線	45	秋葉区古田２丁目７～秋葉区草水町２丁目５（秋葉区滝谷町 6-13）	4.3	2020	○	64	○	56	584	584	100
	46	秋葉区草水町２丁目５～秋葉区大関	2.2	2020	○	(64)	○	(56)	107	107	100
主要地方道新潟亀田内野線	47	江南区江口～江南区北山	5.2	2021	○	(66)	○	(59)	175	175	100
	48	江南区北山～江南区東本町２丁目１（江南区稲葉１丁目 4-3）	0.8	2021	○	65	○	58	254	253	100
	49	江南区東船場４丁目１～江南区東早通２丁目１（江南区旭町３丁目 1158）	1.8	2021	○	64	○	59	167	167	100
	50	江南区東早通２丁目１～江南区東早通３丁目１	0.4	2021	○	(65)	○	(58)	6	6	100
	51	江南区東早通１丁目２～江南区嘉木	3.0	2021	○	(67)	○	(60)	57	56	98
	52	江南区太右エ門新田～中央区女池８丁目 16（中央区太右エ門新田 1422-3）	1.4	2021	○	67	○	58	68	68	100

表 3.2.14　自動車交通騒音の面的評価結果（4/5）

路線名	No.	評価区間の始点～終点 （騒音測定地点）	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合　×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
主要地方道新潟村松三川線	53	東区中興野 7～ 江南区横越	8.3	2022	×	(72)	○	(63)	214	214	100
	54	江南区横越～江南区横越 （江南区横越中央 4 丁目 7）	0.8	2022	×	72	○	63	52	52	100
	55	江南区横越～ 秋葉区満願寺	3.4	2022	×	(72)	○	(63)	128	128	100
	56	秋葉区満願寺～ 秋葉区中新田 （秋葉区満願寺 3377）	1.7	2022	○	50	○	43	49	49	100
	57	秋葉区中新田～ 秋葉区下新	4.8	2022	○	(50)	○	(43)	95	95	100
主要地方道新津停車場線	58	秋葉区新津本町 1 丁目 1 ～秋葉区新津東町 3 丁目 2	2.0	2021	○	(66)	○	(56)	404	404	100
	59	秋葉区新津東町 3 丁目 2 ～秋葉区中新田	0.5	2021	○	(66)	○	(56)	11	11	100
主要地方道新潟中央環状線	60	北区浦木～江南区小杉	4.8	2019	○	(64)	○	(55)	28	28	100
	61	秋葉区満願寺～ 秋葉区荻島 1 丁目 18	3.4	－	－	－	－	－	124	124	100
	62	秋葉区中野 2 丁目 6～ 秋葉区車場 1 丁目 19	1.0	－	－	－	－	－	48	48	100
	63	秋葉区車場 1 丁目 19～ 秋葉区覚路津	4.1	－	－	－	－	－	140	140	100
	64	南区大郷～南区北田中 （南区東笠巻新田 278）	2.9	2019	○	64	○	55	49	49	100
一般県道亀田停車場線	65	江南区東船場 1 丁目 1～ 江南区東船場 4 丁目 1	0.2	－	－	－	－	－	53	53	100
一般県道荻川停車場線	66	秋葉区中野 3 丁目 11～ 秋葉区中野 2 丁目 8	0.7	2022	○	(65)	○	(56)	138	138	100
一般県道新津茨曾根燕線	67	秋葉区古田 2 丁目 23～ 秋葉区古田 （秋葉区古田 2-13-22）	0.4	2023	○	63	○	56	53	53	100
	68	秋葉区古田～ 秋葉区小須戸	4.2	2023	○	(63)	○	(56)	34	34	100
一般県道白根黒埼線	69	南区戸石～南区臼井	3.6	－	－	－	－	－	68	68	100
	70	南区臼井～西区大野町	10.1	2023	○	(63)	○	(56)	619	619	100
一般県道古津停車場線	71	秋葉区朝日～秋葉区朝日	0.2	－	－	－	－	－	35	35	100

表 3.2.14　自動車交通騒音の面的評価結果（5/5）

路線名	No.	評価区間の始点～終点 （騒音測定地点）	延長 （km）	測定年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合　×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等戸数 （戸）	環境基準達成戸数 （戸）	環境基準達成率 （%）
一般県道白根亀田線	72	江南区酒屋町～ 江南区早通１丁目１	4.3	－	－	－	－	－	138	138	100
	73	江南区早通１丁目１～ 江南区亀田本町４丁目３	2.1	－	－	－	－	－	239	239	100
一般県道沢海酒屋線	74	江南区沢海～ 江南区二本木１丁目８	5.1	2022	○	(63)	○	(56)	67	64	96
	75	江南区二本木２丁目６～ 江南区二本木２丁目10 （江南区二本木２丁目10）	0.2	2022	○	68	○	60	15	15	100
	76	江南区二本木２丁目10～ 江南区嘉瀬	2.8	2022	○	(68)	○	(60)	36	36	100
一般県道曽野木一日市線	77	中央区湖南～中央区長潟	2.4	2022	○	(62)	○	(51)	17	17	100
一般県道新津小須戸線	78	秋葉区新津本町４丁目９ ～秋葉区古津 （秋葉区田家 2-7-1956-1）	3.2	2020	○	69	○	61	690	690	100

注 1）道路近傍騒音の環境基準値は、昼間（6 時～22 時）70dB、夜間（22 時～6 時）65dB（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値）。
注 2）道路近傍騒音評価結果の（　）内は、測定地点における騒音レベル（dB）を示す。
注 3）環境基準達成戸数は、住居等戸数のうち、昼夜間とも環境基準値を達成している戸数を示す。
注 4）道路近傍騒音評価結果の欄で「－」の評価区間は、交通量から判断し、「環境基準達成とみなす方法」により評価した区間。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和５年度データ集）」（令和７年１月　新潟市環境部環境政策課）

③　高速道路騒音

対象事業実施区域及びその周辺における令和５年度の高速道路騒音の測定結果を表 3.2.15 に、測定地点を前出図 3.2.3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では高速道路騒音は、磐越自動車道で測定されており、昼夜間ともに環境基準に適合している。

表 3.2.15　高速道路騒音の測定結果（令和５年度）

No.	高速道路名	測定地点	用途地域等	環境基準類型	車線数	環境基準（dB）		等価騒音レベル測定結果（dB）	評価 適○・否×
						時間区分	等価騒音レベル		
①	磐越自動車道	江南区 酒屋町 799-4	市街化調整区域	B類型相当	2	昼間	65	61	○
						夜間	60	59	○

注）時間区分：昼間（6～22 時）、夜間（22～6 時）
出典：「新潟市の環境　資料編（令和５年度データ集）」（令和７年１月　新潟市環境部環境政策課）

(4) 振動

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の道路交通振動の測定結果を表 3.2.16 に、測定地点を前出図 3.2.3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では道路交通振動は、主要地方道新潟寺泊線で測定されており、昼夜間ともに道路交通振動の要請限度の超過は認められなかった。

表 3.2.16　道路交通振動の測定結果（令和 5 年度）

No.	路線名	測定地点	用途 地域等	区域 区分	要請限度 (dB)		振動レベル 測定結果 (dB)	評価 適○・否×
					時間 区分	80%レンジ上端値		
a	主要地方道 新潟寺泊線	江南区 天野 2-4-35	二層低層	第一種 区域	昼間	65	39	○
					夜間	60	35	○

注）時間区分：昼間（8～19 時）、夜間（19～8 時）
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）

(5) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺における悪臭調査の公表資料は存在しない。

(6) 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和 5 年度において大気汚染 46 件、騒音 81 件、振動 16 件、悪臭 71 件の公害苦情が発生している。

3.2.2　水象、水質等に関する水環境の状況

(1) 水象

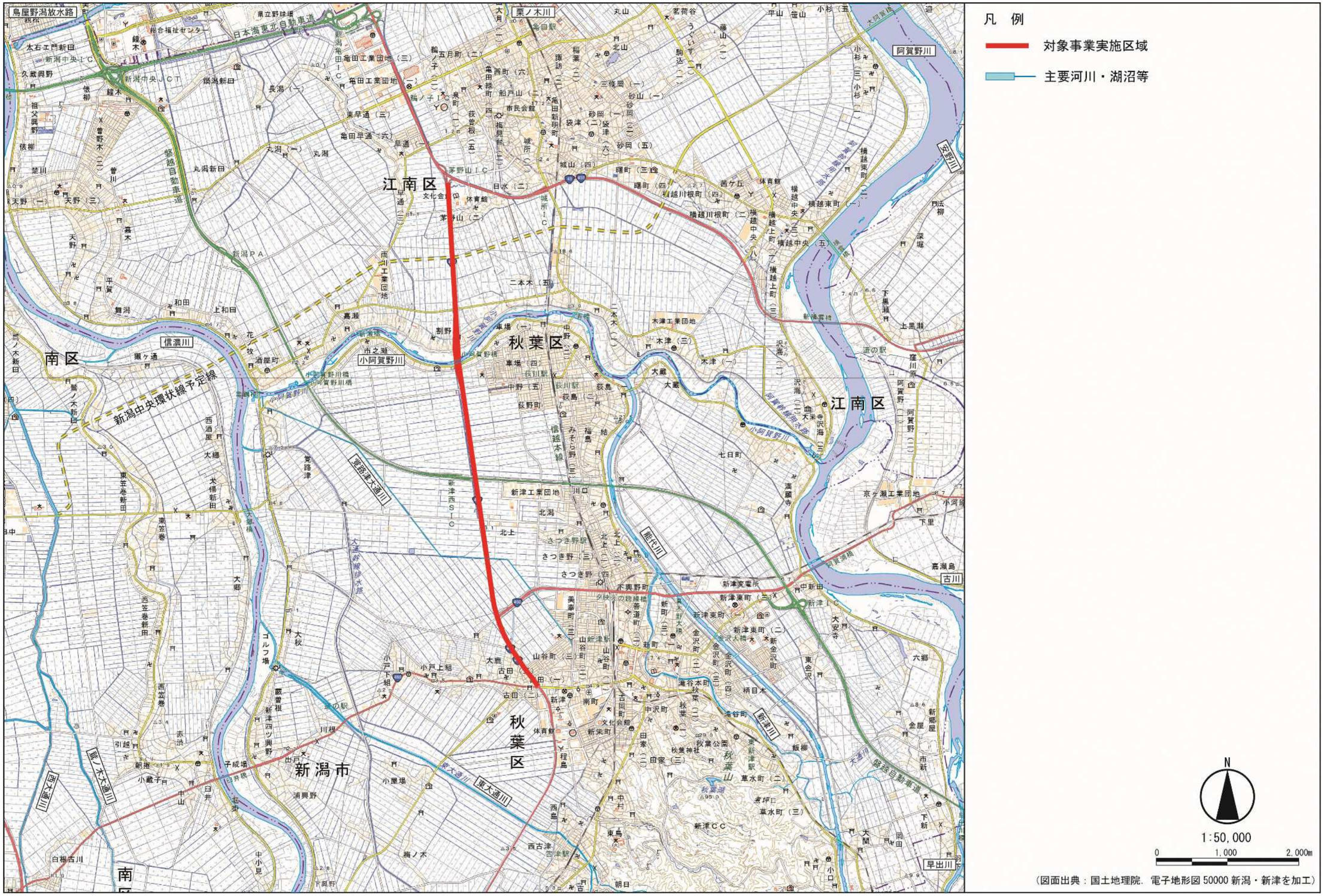
対象事業実施区域及びその周辺における主な河川等の状況を図 3.2.4 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、表 3.2.17 に示すとおり、信濃川水系及び阿賀野川水系の一級河川が存在し、対象事業実施区域は小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。

表 3.2.17　主要河川

種別	水系	河川名	延長（m）
一級河川	信濃川	信濃川	153,010
		栗ノ木川	6,855
		鳥屋野潟放水路	1,440
		鷲ノ木大通川	15,470
		西大通川	6,700
		小阿賀野川	10,797
		能代川	32,433
		新津川	5,600
		覚路津大通川	6,896
		東大通川	9,000
	阿賀野川	阿賀野川	92,719
		安野川	16,000
		古川	2,900
		早出川	26,997

出典：「新潟県の河川一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（新潟県土木部河川管理課）
「新潟県管内図（河川及び海岸）」（平成 29 年 3 月　新潟県土木部）



（図面出典：国土地理院．電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.2.4　主要河川等の状況

(2) 水質

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域水質測定地点を表 3.2.18 及び図 3.2.5 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、公共用水域の水質測定が能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）、阿賀野川（横雲橋）の河川 5 地点と鳥屋野潟（弁天橋、鳥屋野潟出口）の湖沼 2 地点で行われている。

表 3.2.18　公共用水域水質測定地点（令和 5 年度）

区分	水域名（河川名等）	No.	測定地点	類型	測定機関
河川	能代川	①	結地先（大島橋）	河川Ｂ，生物Ｂ	新潟市
	小阿賀野川	②	新瀬橋	河川Ａ，生物Ｂ	新潟市
	栗ノ木川上流	3	二本木地先	河川Ｃ，生物Ｂ	新潟市
		④	石山橋	河川Ｃ，生物Ｂ	新潟市
	阿賀野川	⑤	横雲橋	河川Ａ，生物Ｂ	北陸地方整備局
湖沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	湖沼Ｂ，生物Ｂ	新潟市
		7	鳥屋野潟出口	湖沼Ｂ，生物Ｂ	新潟市

注）表中の調査地点 No. の〇は環境基準点を示す。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「令和 5 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月　新潟県環境局環境対策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）



図 3.2.5　公共用水域水質測定地点位置図

① 生活環境項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における生活環境項目の測定結果を表 3.2.19 に示す。

河川の生活環境項目では、水素イオン濃度（ｐＨ）は結地先（大島橋）、溶存酸素量（ＤＯ）は新瀬橋、二本木上流、石山橋、浮遊物質量（ＳＳ）は結地先（大島橋）、二本木上流、横雲橋で環境基準不適合となっている。一方、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）はいずれの地点も環境基準に適合する状況となっている。

湖沼の生活環境項目では、鳥屋野潟（弁天橋）では、すべての項目で環境基準不適合が認められ、鳥屋野潟出口においては、溶存酸素量（ＤＯ）を除き、環境基準に不適合となっている。

表 3.2.19　公共用水域水質測定結果（生活環境項目）（令和 5 年度）

区分	水域名（河川名等）	No.	測定地点	類型	水素イオン濃度（ｐＨ）	溶存酸素量（ＤＯ）(mg/L)	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）(mg/L)	浮遊物質量（ＳＳ）(mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大（m／n）	最小～最大（m／n）	75%値	最小～最大（m／n）	90%値
河川	能代川	①	結地先（大島橋）	B	6.4～7.1 (2／12)	5.6～11 (0／12)	1.6	2～43 (1／12)	－
	小阿賀野川	②	新瀬橋	A	6.5～7.1 (0／12)	6.8～12 (2／12)	1.1	3～16 (0／12)	－
	栗ノ木川上流	3	二本木上流	C	6.7～7.1 (0／12)	4.5～11 (1／12)	1.5	6～74 (1／12)	－
		④	石山橋	C	6.6～7.0 (0／12)	4.4～10 (2／12)	1.9	4～39 (0／12)	－
	阿賀野川	⑤	横雲橋	A	7.0～7.2 (0／12)	7.8～12 (0／12)	1.0	2～28 (1／12)	85
環境基準			A類型		6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	300CFU/100mL 以下
			B類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000CFU/100mL 以下
			C類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	－

区分	水域名（河川名等）	No.	測定地点	類型	水素イオン濃度（ｐＨ）	溶存酸素量（ＤＯ）(mg/L)	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）(mg/L)	浮遊物質量（ＳＳ）(mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大（m／n）	最小～最大（m／n）	75%値	最小～最大（m／n）	90%値
湖沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	B	6.4～9.1 (3／24)	3.9～11 (3／24)	5.4	4～38 (7／24)	－
		7	鳥屋野潟出口	B	6.6～9.2 (2／24)	6.0～15 (0／24)	7.8	8～36 (15／24)	－
環境基準			B類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	15mg/L 以下	－

注 1）表中の調査地点 No.の〇は環境基準点を示す。
注 2）表中の「m」は環境基準値に不適合な検体数を示し、「n」は総検体数を示す。また、下線は環境基準値に不適合を示す。
注 3）環境基準の達成状況は、ＢＯＤ、ＣＯＤは 75%水質値、大腸菌数は 90%水質値、その他は日間平均値で判断する。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

② 健康項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における健康項目の測定結果を表 3.2.20 に示す。

健康項目では、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）を除く河川 3 地点、湖沼 2 地点で測定が行われており、いずれの地点も測定項目は全て定量下限値未満であり、環境基準に適合している。

表 3.2.20　公共用水域水質測定結果（健康項目）（令和 5 年度）

水域名(河川名等)	No.	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
	7	鳥屋野潟出口	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
環境基準			0.003mg/L 以下	検出されないこと	0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下

水域名(河川名等)	No.	測定地点	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	－	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
	7	鳥屋野潟出口	－	－	－	－	－	－
環境基準			検出されないこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下

水域名(河川名等)	No.	測定地点	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
	7	鳥屋野潟出口	－	－	－	－	－	－
環境基準			1mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下

水域名(河川名等)	No.	測定地点	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.39	<0.1
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.29	<0.1
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.21	<0.1
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.32	<0.1
	7	鳥屋野潟出口	－	－	－	－	0.19	<0.1
環境基準			0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下

水域名(河川名等)	No.	測定地点	ほう素	1,4-ジオキサン
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.1	<0.005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.1	<0.005
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.1	－
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	<0.1	<0.005
	7	鳥屋野潟出口	<0.1	－
環境基準			1mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注 1）表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。
注 2）「＜」は、未満を示す。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

③ 水生生物保全項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における水生生物保全項目の測定結果を表 3.2.21 に示す。

水生生物の保全に係る項目については、栗木川上流（二本木地先）を除く河川 4 地点、湖沼 2 地点で測定が行われている。全亜鉛は 6 地点全て、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）は結地先（大島橋）、新瀬橋で測定されており、いずれも環境基準に適合している。

表 3.2.21　公共用水域水質測定結果（水生生物保全項目）（令和 5 年度）

水域名（河川名等）	No.	測定地点	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）
			平均値(mg/L)	平均値(mg/L)	平均値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	0.006	<0.00006	<0.0006
小阿賀野川	②	新瀬橋	0.004	<0.00006	<0.0006
栗ノ木川上流	④	石山橋	0.010	－	－
阿賀野川	⑤	横雲橋	0.011	－	－
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	0.010	－	－
	7	鳥屋野潟出口	0.008	－	－
環境基準		生物Ｂ類型	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注 1）表中の調査地点 No.の〇は環境基準点を示す。
注 2)「＜」は、未満を示す。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集)」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

(3) 底質

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の河川底質の測定結果を表 3.2.22 に示す。

河川底質については、阿賀野川（横雲橋）1 地点で総水銀が測定されており、底質の暫定除去基準に適合している。

表 3.2.22　底質調査結果（令和 5 年度）

水域名（河川名等）	No.	測定地点	総水銀
			平均値（μg/g)
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.01

注 1）底質の暫定除去基準（昭和 63 年 9 月 3 日、環水管第 127 号）
：総水銀 25μg/g 以上
注 2)「＜」は、未満を示す。
出典：「令和 5 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（令和 7 年 3 月　新潟県環境局環境対策課）

(4) ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定におけるダイオキシン類の水質測定結果を表 3.2.23 に示す。

ダイオキシン類については、能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、阿賀野川（横雲橋）、鳥屋野潟（弁天橋）で水質及び底質の測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。

表 3.2.23　公共用水域水質測定結果（ダイオキシン類）（令和 5 年度）

水域名 （河川名等）	No.	測定地点	水質 （pg-TEQ/L）	底質 （pg-TEQ/g）
能代川	①	結地先（大島橋）	0.53	1.6
小阿賀野川	②	新瀬橋	0.19	1.6
阿賀野川	⑤	横雲橋	0.14	0.22
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	0.23	22
環境基準			1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/L 以下

注 1）表中の調査地点 No. の〇は環境基準点を示す。
注 2）水質の結地先（大島橋）及び新瀬橋、弁天橋は 2 回行った調査結果の平均値を示す。
出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

(5) 地下水

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の地下水の水質測定結果を表 3.2.24 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、江南区 6 地点、南区 1 地点で生活用水井戸及びその他の用途の井戸を対象とした地下水の水質測定が行われ、令和 5 年度の測定結果は、江南区亀田の井戸で砒素が環境基準不適合となっている。

また、地下水に係るダイオキシン類の測定については表 3.2.25 に示すとおり、令和 5 年度に南区 1 地点で測定されており、環境基準に適合している。

表 3.2.24　地下水水質測定結果（令和 5 年度）(1/2)

井戸の諸元	井戸番号		2200004	2010160	2010146	2010177	環境基準
	地区名		南区白根	江南区亀田	江南区 亀田新明町①	江南区 亀田新明町②	
	調査区分		概況調査	継続監視調査	継続監視終了時調査	継続監視終了時調査	
	用途		生活用水井戸	その他の井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	
	水温（℃）		15.7	16.5	15.5	16.0	
測定項目	水素イオン濃度		6.6	6.7	6.1	6.6	－
	電気伝導率	ms/m	23	32	43	15	－
	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	－	－	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	検出しない	－	－	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.005 未満	－	－	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	0.01 未満	－	－	－	0.02 以下
	砒素	mg/L	0.022	0.15	－	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	0.0005 未満	－	－	－	0.0005 以下
	ＰＣＢ	mg/L	－	－	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	0.002 以下
	クロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	－	－	－	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	－	－	－	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	－	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	セレン	mg/L	－	－	－	－	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.01 未満	－	－	－	－
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01 未満	－	－	－	－
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02 未満	－	－	－	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.1	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.1 未満	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	－	－	－	0.05 以下

注）表中の下線は環境基準不適合を示す。

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）

「令和 5 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.24　地下水水質測定結果（令和 5 年度）(2/2)

井戸の諸元	井戸番号		2010147	2010178	2010179	環境基準
	地区名		江南区 亀田新明町③	江南区 亀田新明町④	江南区 亀田新明町⑤	
	調査区分		継続監視終了時調査	継続監視終了時調査	継続監視終了時調査	
	用途		生活用水井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	
	水温（℃）		16.0	16.5	15.5	
測定項目	水素イオン濃度		6.7	6.5	6.3	－
	電気伝導率	ms/m	42	15	13	－
	カドミウム	mg/L	－	－	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	－	－	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	－	－	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	－	－	－	0.02 以下
	砒素	mg/L	－	－	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	－	－	－	0.0005 以下
	ＰＣＢ	mg/L	－	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	－	－	－	0.002 以下
	クロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	－	－	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	－	－	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	セレン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－
	亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	10 以下
	ふっ素	mg/L	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下

注）表中の下線は環境基準不適合を示す。

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）
「令和 5 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月　新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.25　地下水に係るダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

地区名	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
南区白根	0.045	1 以下

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集)」
（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）

(6) 公害苦情の発生状況

新潟市では、令和 5 年度において 18 件の水質汚濁に関する公害苦情が発生している。

3.2.3　土壌及び地盤に関する状況

(1) 土壌

①　土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土壌図を図 3.2.6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主に褐色低地土壌、細粒グライ土壌、グライ土壌が分布している。

②　土壌汚染の状況

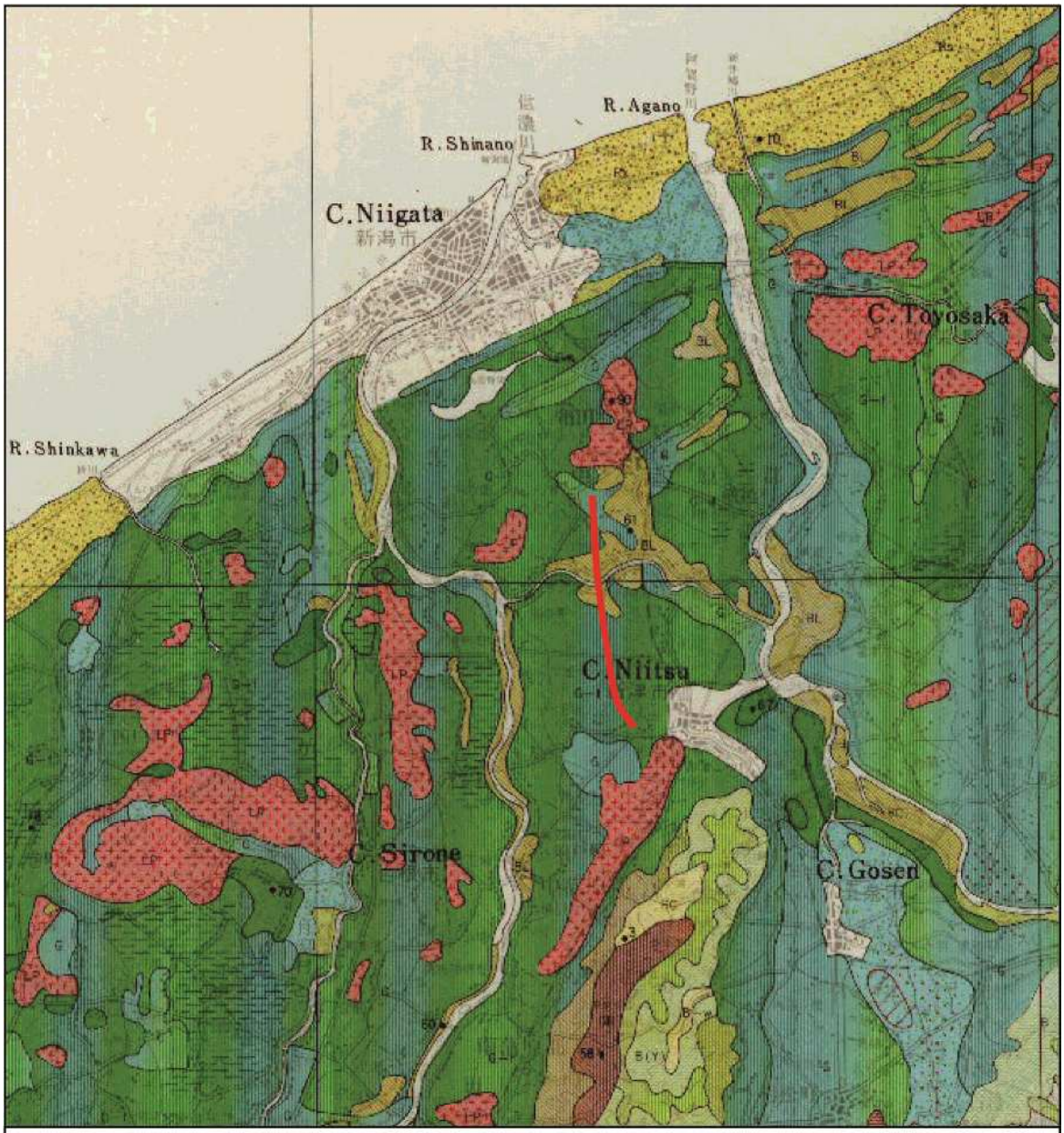
対象事業実施区域及びその周辺における土壌汚染調査並びにダイオキシン類の測定結果を表 3.2.26 に、調査地点を図 3.2.7 に示す。調査結果は全ての項目で環境基準に適合していた。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域や「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく要措置区域並びに形質変更時要届出区域、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号）に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。

表 3.2.26　土壌汚染調査結果（令和 5 年 8 月 25 日）

測定項目	単位	環境基準	秋葉区 山谷わんぱく公園
カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
全シアン	mg/L	検出されないこと	検出しない
有機リン	mg/L	検出されないこと	検出しない
鉛	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.005 未満
砒素	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満
ＰＣＢ	mg/L	検出されないこと	検出しない
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.1 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
セレン	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
ふっ素	mg/L	0.8 以下	0.1 未満
ほう素	mg/L	1 以下	0.1 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000 以下	6.1

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）



凡　例

（凡例は次頁参照）

N

1:200,000

0　4,000　8,000m

（図面出典：経済企画庁総合開発局．土地分類図（土壌図）新潟県（昭和 48 年））

図 3.2.6(1)　土壌図


凡　例
対象事業実施区域
岩　石　地
RL
岩　石　地
岩　屑　地
LH
高山岩屑性土壌
L
岩屑性土壌
未　熟　土
R
崩積性未熟土壌
RG
残積性未熟土壌
RG－c
粗粒残積性未熟土壌
RS
砂丘未熟土壌
黒ボク土
A
黒ボク土壌
A－w
多湿黒ボク土壌
AG
黒ボクグライ土壌
褐色森林土
B－d
乾性褐色森林土壌
B(Y)－d
乾性褐色森林土壌（黄褐系）
B(R)－d
乾性褐色森林土壌（赤褐系）
B
褐色森林土壌
B(Y)
褐色森林土壌（黄褐系）
B(R)
褐色森林土壌（赤褐系）
B(DK)
褐色森林土壌（暗色系）
B－w
湿性褐色森林土壌
ポトゾル
P－d
乾性ポトゾル化土壌
P－w
湿性ポトゾル化土壌
赤黄色土
R
赤色土壌
DR
暗赤色土壌
褐色低地土
BL
褐色低地土壌
BL－c
粗粒褐色低地土壌
灰色低地土
GL－f
細粒灰色低地土壌
GL
灰色低地土壌
GL－c
粗粒灰色低地土壌
グライ土
G－f
細粒グライ土壌
G
グライ土壌
G－c
粗粒グライ土壌
泥炭土
HP
高位泥炭土壌
LP
低位泥炭土壌
付加記号
1m以内の泥炭層
1m以内の砂礫層
重粘土
老朽化水田の範囲
・25
柱状図位置および番号
A——A'
土壌断面線

図 3.2.6(2)　土壌図凡例

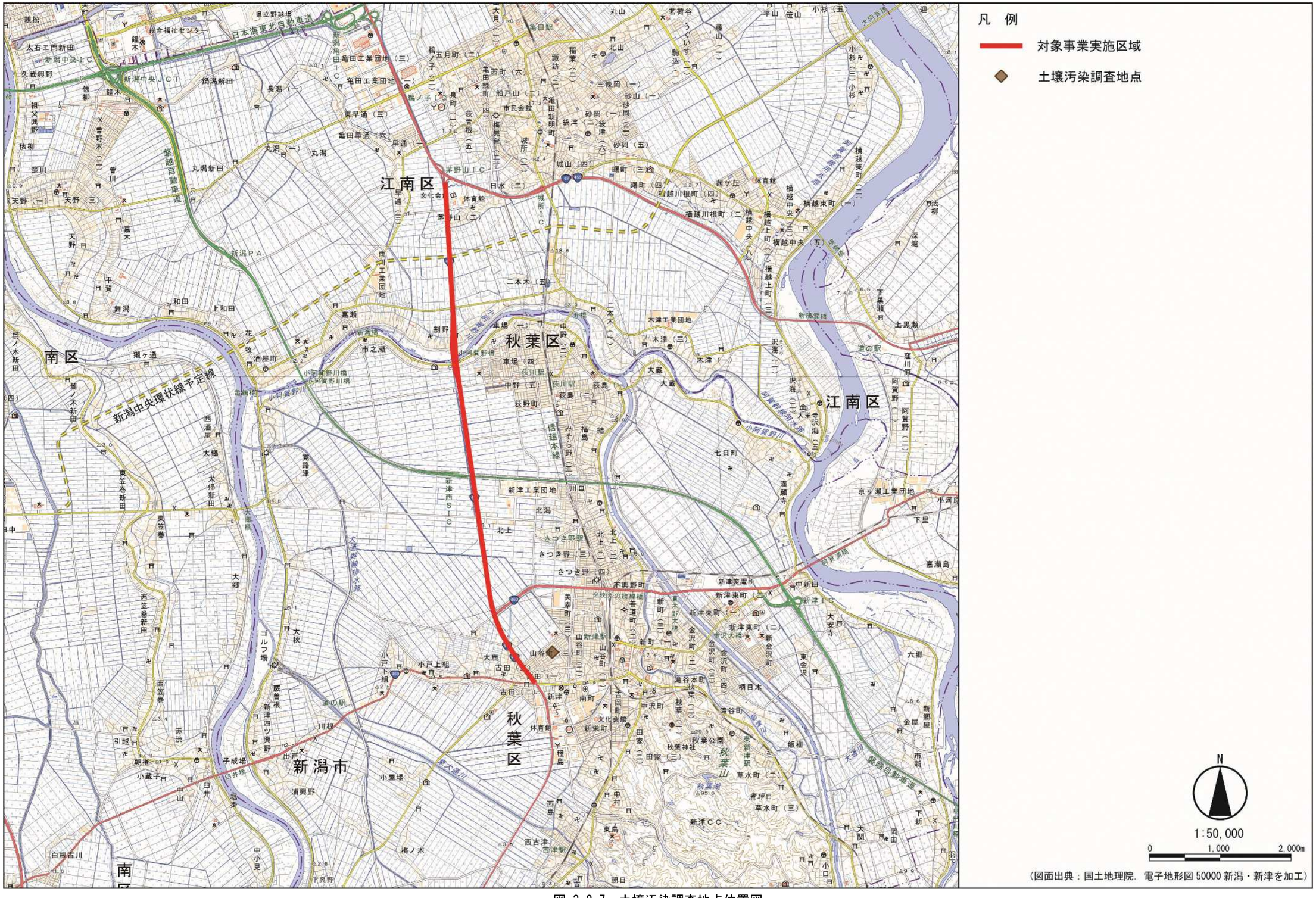


図 3.2.7　土壌汚染調査地点位置図

(2) 地盤

① 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地盤図を図 3.2.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、砂層を主体とする地盤は地表面下に埋没していることから地表には現れておらず、最上部層は泥炭層ないし砂質土と粘性土の互層となっている。

② 地盤沈下の状況

対象事業実施区域及びその周辺における過去 5 年間（令和元年 9 月～令和 6 年 9 月）の地盤変動図を図 3.2.9 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、地盤変動が 0㎜～-20㎜の地域に位置している。

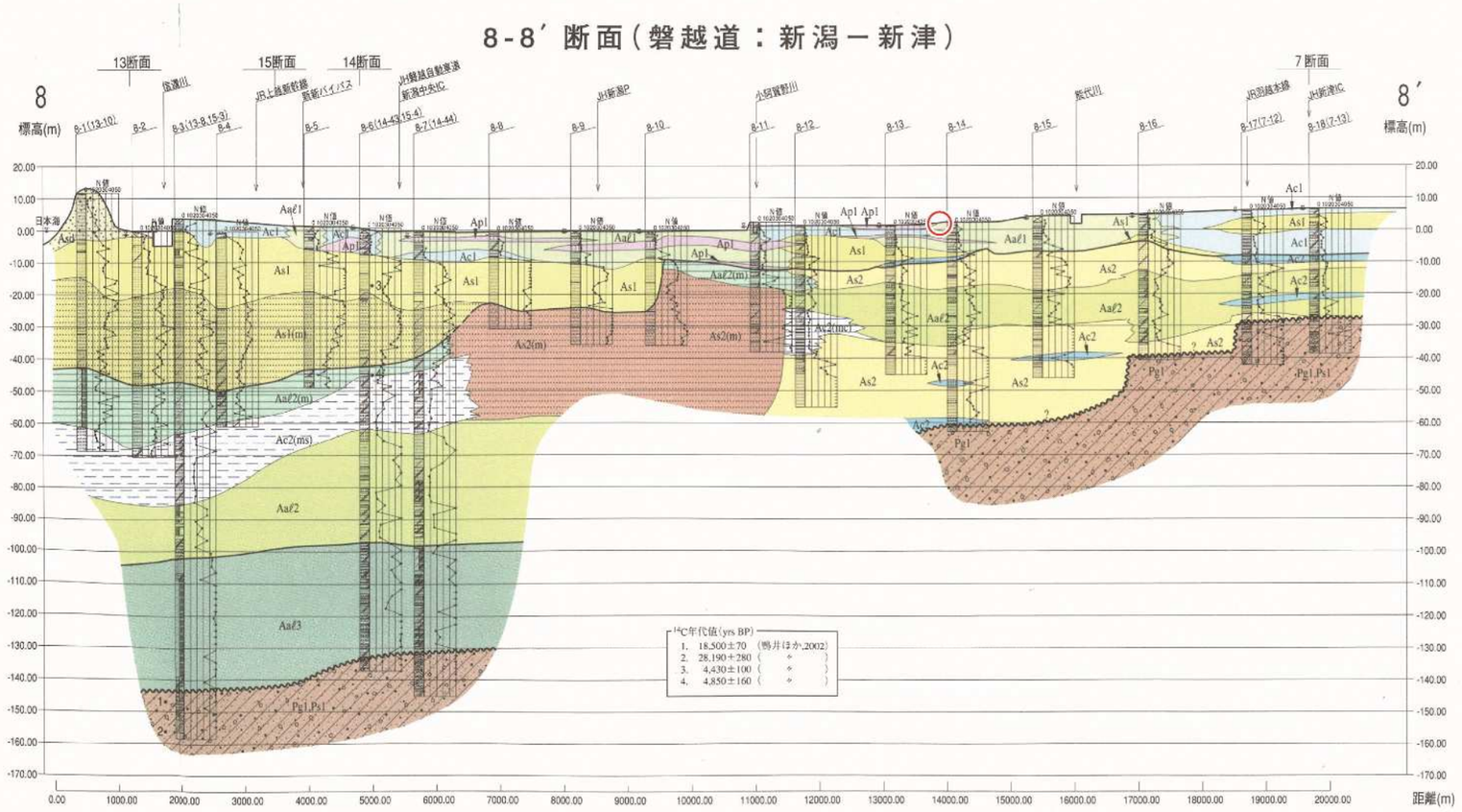
また、地下水の採取規制等では、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年 12 月条例第 51 条）により、地盤沈下を防止するため、揚水設備を用いた地下水の採取が規制されており、その規制区域は新潟市内では、北区、東区、中央区、江南区（旧横越町を除く）、南区、西区、西蒲区（旧岩室村を除く）となっている。対象事業実施区域及びその周辺では、江南区の旧横越町と秋葉区を除く地域が規制の対象となっている。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）並びに「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定区域（地盤沈下のおそれのある区域）は存在しない。

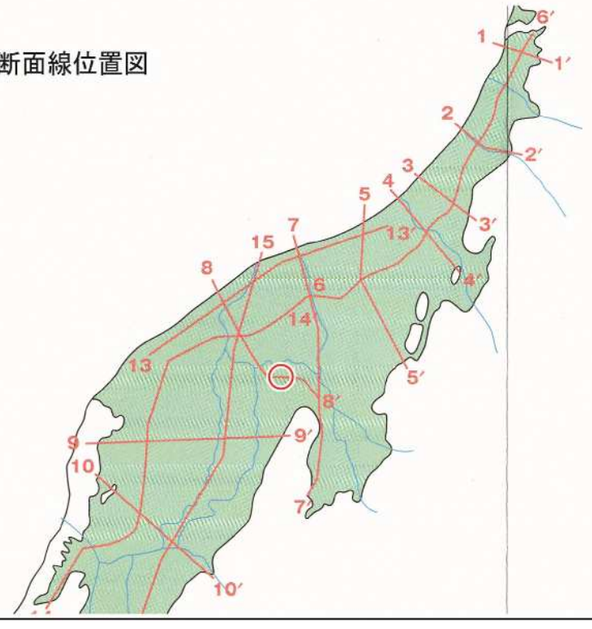
(3) 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和 5 年度において土壌汚染並びに地盤沈下に関する公害苦情がそれぞれ 1 件ずつ発生している。

8-8′ 断面（磐越道：新潟－新津）



地質断面線位置図



凡例

○ 対象事業実施区域

地質年代	万年前		地層区分			記号
			盛土層			B
第四紀	完新世	0.5	完新統	沖積層	上部層 A1	崖錐堆積物	dt
						底質(ヘドロ層)	Ac0
						砂丘砂層	Asd
						粘性土層	Ac1
						泥炭層	Ap1
						砂質土層	As1
						海成砂層	As1(m)
						砂質土･粘性土の互層	Aaℓ1
						砂礫層	Agl
		1.0			中部層 A2	淡～汽水成粘性土層	Ac2
						海成シルト層	Ac2(ms)
						海成粘土層	Ac2(mc)
						泥炭層	Ap2
						砂質土層	As2
						海成砂層	As2(m)
						砂質土･粘性土の互層	Aaℓ2
						海成の砂･粘土の互層	Aaℓ2(m)
						砂礫層	Ag2
	更新世	1.8	更新統		下部層 A3	粘性土層	Ac3
						砂質土層	As3
						砂質土･粘性土の互層	Aaℓ3
						砂礫層	Ag3
		7.0		上部更新統（最終氷期）		礫層	Pg1
						粘性土層	Pc1
						泥炭層	Pp1
						砂質土層	Ps1
						砂質土･粘性土の互層	Paℓ1
						古砂丘砂層	Psd1
		40		上部（最終間氷期）～中部更新統		泥岩	Pm2
						礫岩・砂岩	Pg2
		177		下部更新統		泥岩	Pm3
						礫岩・砂岩	Pg3
新第三紀		1500	鮮新統～中新統			砂岩,泥岩,火砕岩等	T

（図面出典：社団法人新潟県地質調査業協会．新潟県地盤図（平成14年11月）に加筆し作成）

図 3.2.8 地盤図

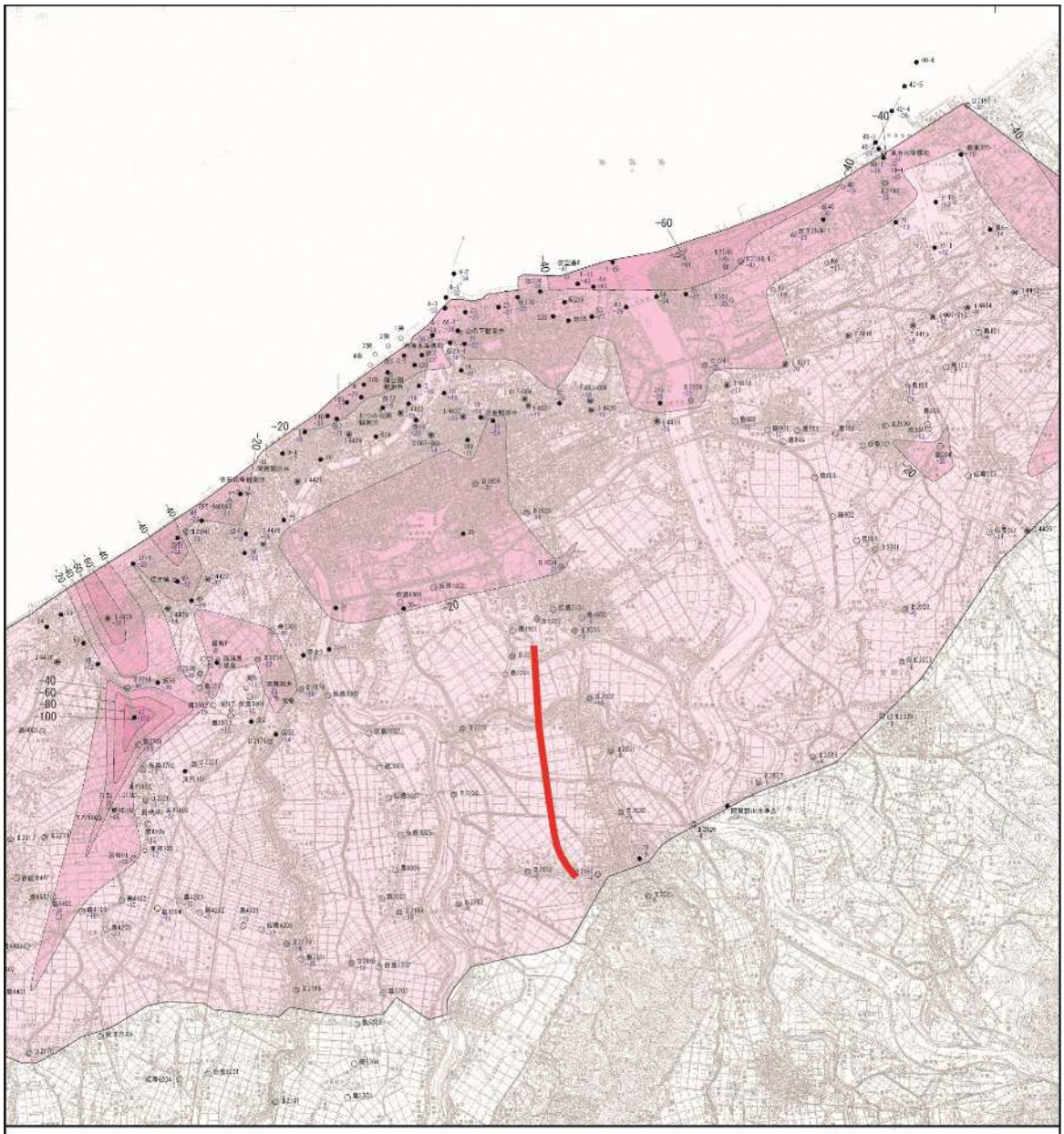

凡　例
対象事業実施区域
凡　例
国土交通省国土地理院水準点（一等水準点）
国土交通省国土地理院水準点（二等水準点）
農林水産省北陸農政局水準点
新 潟 県 水 準 点
そ の 他 の 水 準 点
観　　測　　井
変動量等高線（２０mm）
変　動　量
+20mm ～ 0mm
0mm ～ -20mm
-20mm ～ -40mm
-40mm ～ -60mm
-60mm ～ -80mm
-80mm ～ -100mm
-100mm ～ -120mm
N
1:200,000
0
4,000
8,000m
（図面出典：新潟県，令和６年度　新潟・新発田地域地盤変動図
（令和元年９月１日～令和６年９月１日）（令和７年３月））

図 3.2.9　地盤変動図

3.2.4　地形に関する状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地形図を図 3.2.10 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、三角州性低地が広く発達し、自然堤防・砂州が分布している。

(2) 重要な地形

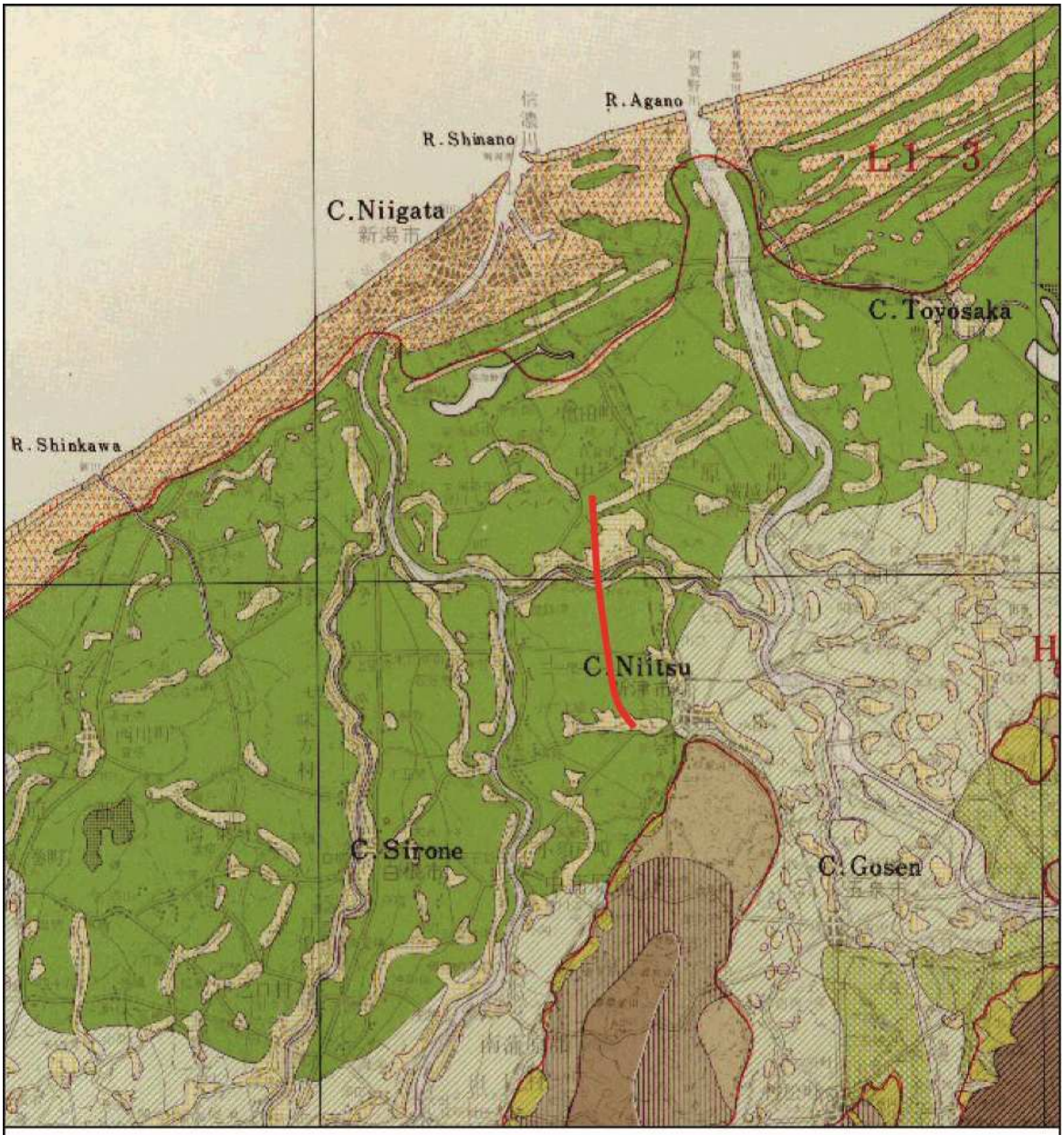
対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形を表 3.2.27 に、その位置を図 3.2.11 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形として、阿賀野川右岸の沖積面に残る旧流路が分布している。阿賀野川下流右岸の沖積面に残る旧流路は、日本の沖積平野では珍しい。

表 3.2.27　重要な地形

名称	内容	選定基準
阿賀野川右岸の沖積面に残る旧流路 （阿賀野川下流右岸の自然堤防）	沖積面に残る明瞭な旧流路 （沖積面に乱流する旧流路とそれらに沿った自然堤防）	④、⑤

注）重要な地形の選定基準は以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
②「第 3 回自然環境保全基礎調査 新潟県自然環境情報図」（平成元年　環境庁）
③「新潟のすぐれた自然 地形・地質編」（昭和 58 年 3 月　新潟県）
④「続・新潟のすぐれた自然 地形・地質編」（平成 5 年 3 月　新潟県）
⑤「日本の地形レッドデータブック 第 1 集新装版－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月　小泉武栄、青木賢人）
⑥「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月　小泉武栄、青木賢人）



凡　例

（凡例は次頁参照）

N

1:200,000

0　4,000　8,000m

（図面出典：経済企画庁総合開発局，土地分類図（地形分類図）新潟県（昭和 48 年））

図 3.2.10(1)　地形分類図

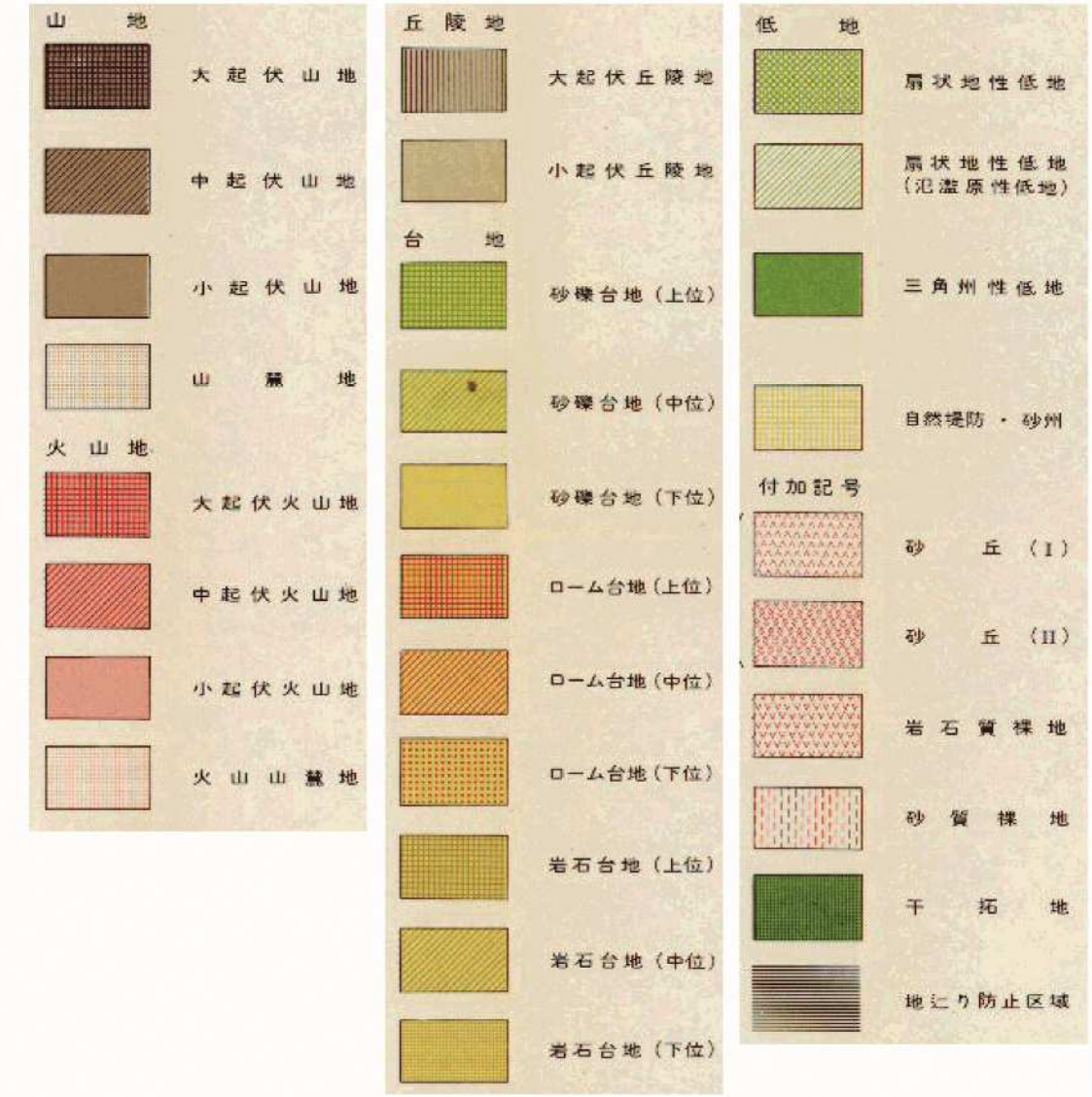


図 3.2.10(2)　地形分類図凡例

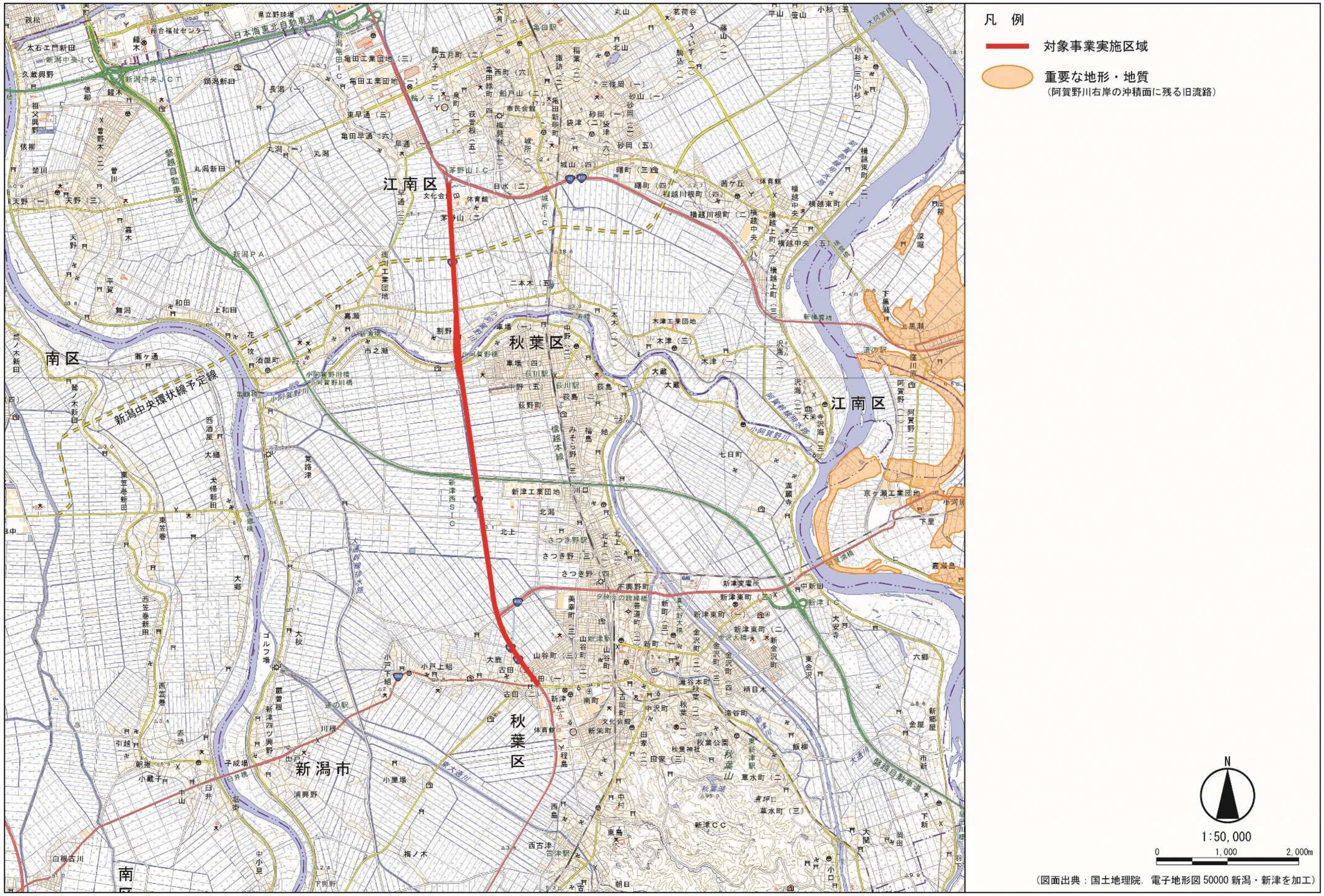


図 3.2.11　重要な地形の位置図

3.2.5　地質に関する状況

(1) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図を図 3.2.12 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主に沖積層の礫・砂・泥・腐植土が広く分布している。

また、「新潟県の活断層と海溝について」（最終更新日：令和 2 年 7 月 7 日、新潟県ホームページ）によると、対象事業実施区域には活断層は存在しない。

(2) 重要な地質

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地質は存在しない。なお、選定にあたっては、前出表 3.2.27 に示す①～④の法律及び文献を使用した。

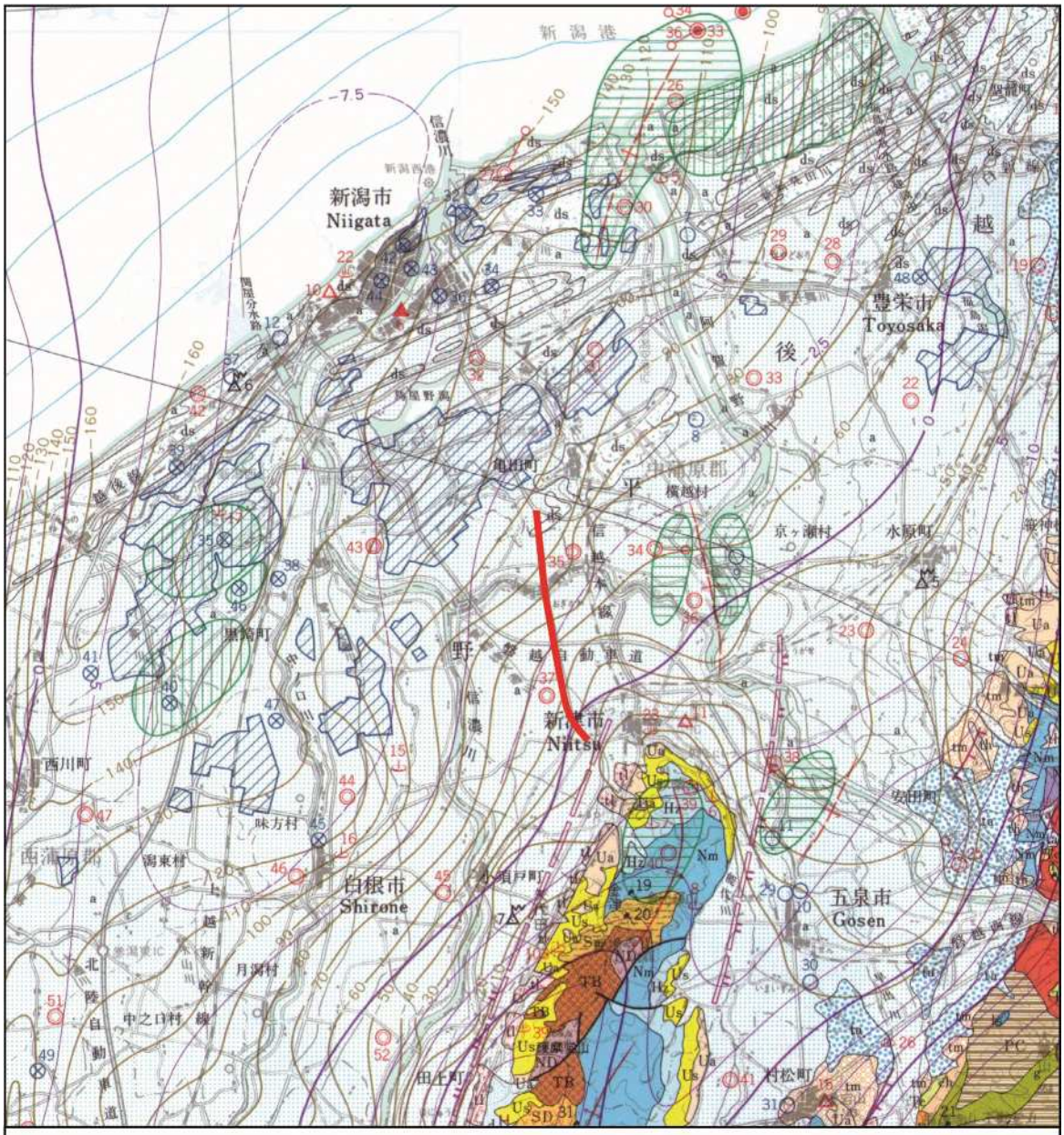


図 3.2.12(1)　表層地質図

凡　例

対象事業実施区域

新生代 Cenozoic

第四紀 Quaternary

沖積世 Holocene

沖積層 Alluvial deposits	a	礫・砂・泥・腐植土 Gravel, sand, mud and humic soil
岩屑堆積物 Debris deposits	d	礫・砂・泥 Gravel, sand and mud
砂丘堆積物 Sand dune deposits	ds	砂，一部黒色砂 Sand, partly black sand
沖積段丘・扇状地堆積物 Alluvial terrace and fan deposits	ta	礫・砂 Gravel and sand

更新世 Pleistocene

低位段丘堆積物 Lower terrace deposits	tl	礫・砂・泥 Gravel, sand and mud
古砂丘堆積物 Ancient dune deposits	ms	砂 Sand
中位段丘堆積物 Middle terrace deposits	tm	礫・砂・泥・褐色土 Gravel, sand, mud and brown soil
高位段丘堆積物 High terrace deposits	th	礫・砂・赤色土 Gravel, sand and red soil
御山層・相当層 Oyama Formation and equivalents	Om	礫・砂・泥 Gravel, sand and mud
灰爪層・貝立層 Haizume and Kaitate Formations	Hz	砂・シルト Sand and silt
魚沼層・鳥ケ首層・相当層 Uonuma, Torigakubi Formations and equivalents	Us	主に砂 Sand
	Ua	砂・泥・砂礫 Sand, mud and sandy gravel
	Ug	礫・砂・シルト互層 Alternated beds of gravel, sand and silt
西山層・名立層・河内層・相当層 Nishiyama, Nadachi, Kawachi Formations and equivalents	Nm	泥岩 Mudstone
	Na	砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone

鮮新世 Pliocene

白岩層・谷浜層・相当層 Shiroiwa, Tanihama Formations and equivalents	Ss	砂質シルト岩 Sandy siltstone
椎谷層・川詰層・相当層 Shiiya, Kawatsume Formations and equivalents	Sm	黒色泥岩 Black mudstone
	Sa	砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone
寺泊層・能生谷層・飛山層・中山層・相当層 Teradomari, Nodani, Hiyama, Nakayama Formations and equivalents	Td	珪藻質泥岩・黒色泥岩 Diatomaceous mudstone and black mudstone
	Ts	砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone
七谷層・紫雲谷層・鶴子層・相当層 Nanatani, Shiundani, Tsurushi Formations and equivalents	Nt	暗灰色泥岩・硬質頁岩 Dark grey mudstone and hard shale
	Np	凝灰岩 Tuff

新第三紀 Neogene

中新世 Miocene

津川層・鹿瀬層・下戸層・相当層 Tsugawa, Kanose, Orito Formations and equivalents	Tc	砂岩・礫岩 Sandstone and conglomerate
	Tp	火砕岩・礫岩・砂岩・泥岩 Pyroclastic rocks, conglomerate, sandstone and mudstone
三川層 Mikawa Formation	Mk	流紋岩・安山岩溶岩・火砕岩 Rhyorite and andesite lavas and pyroclastic rocks
北小国層 Kitaoguni Formation	Ko	流紋岩質火砕岩 Rhyoritic pyroclastic rocks
金北山層・経塚山層 Kinpokusan and Kyozukayama Formations	Kp	デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock
真更川層・豊岡層 Masaragawa and Toyooka Formations	Ms	流紋岩・デイサイト・安山岩・玄武岩溶岩・火砕岩 Rhyolite, dacite, andesite, basalt lava and pyroclastic rock
相川層(A)・大野川層(O)・三瀬層(S) Aikawa, Onokawa and Sanze Formations	S / A,O	デイサイト・変質安山岩溶岩・火砕岩 Dacite and altered andesite lava and pyroclastic rock

火山岩・火砕岩類 Volcanic and pyroclastic rocks

Qv	火山噴出物 Volcanics (undivided)
QA	安山岩溶岩 Andesite lava
Qf	火砕流堆積物 Pyroclastic flow deposits
Qm	泥流堆積物 Mud flow deposits
QB	玄武岩溶岩 Basalt lava
UD	デイサイト－安山岩溶岩・火砕岩 Dacite-andesite lava and pyroclastic rock
UA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
NA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
SD	デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock
SA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
TD	デイサイト－流紋岩溶岩・火砕岩 Dacite-rhyolite lava and pyroclastic rock
TA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
NR	流紋岩溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock
ND	デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock
TR	流紋岩－デイサイト溶岩 Rhyolite-dacite lava
TgA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
KR	流紋岩溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock
KA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
MR	デイサイト溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock
MD	デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock
AA	安山岩・玄武岩質安山岩溶岩・火砕岩 Andesite・basaltic andesite lavas and pyroclastic rock
OA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock

貫入岩 Intrusive rocks

R	流紋岩 Rhyolite
D	デイサイト Dacite
An	安山岩 Andesite
Do	玄武岩・粗粒玄武岩 Basalt and dolerite
QP	石英斑岩 Quartz porphyry
DP	閃緑ひん岩 Diorite porphyrite
QD	石英閃緑岩 Quartz diorite
TB	玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock
NB	玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock
TgB	玄武岩溶岩 Basalt lava
MA	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock
MB	玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock

図 3.2.12(2)　表層地質図凡例①

凡　例

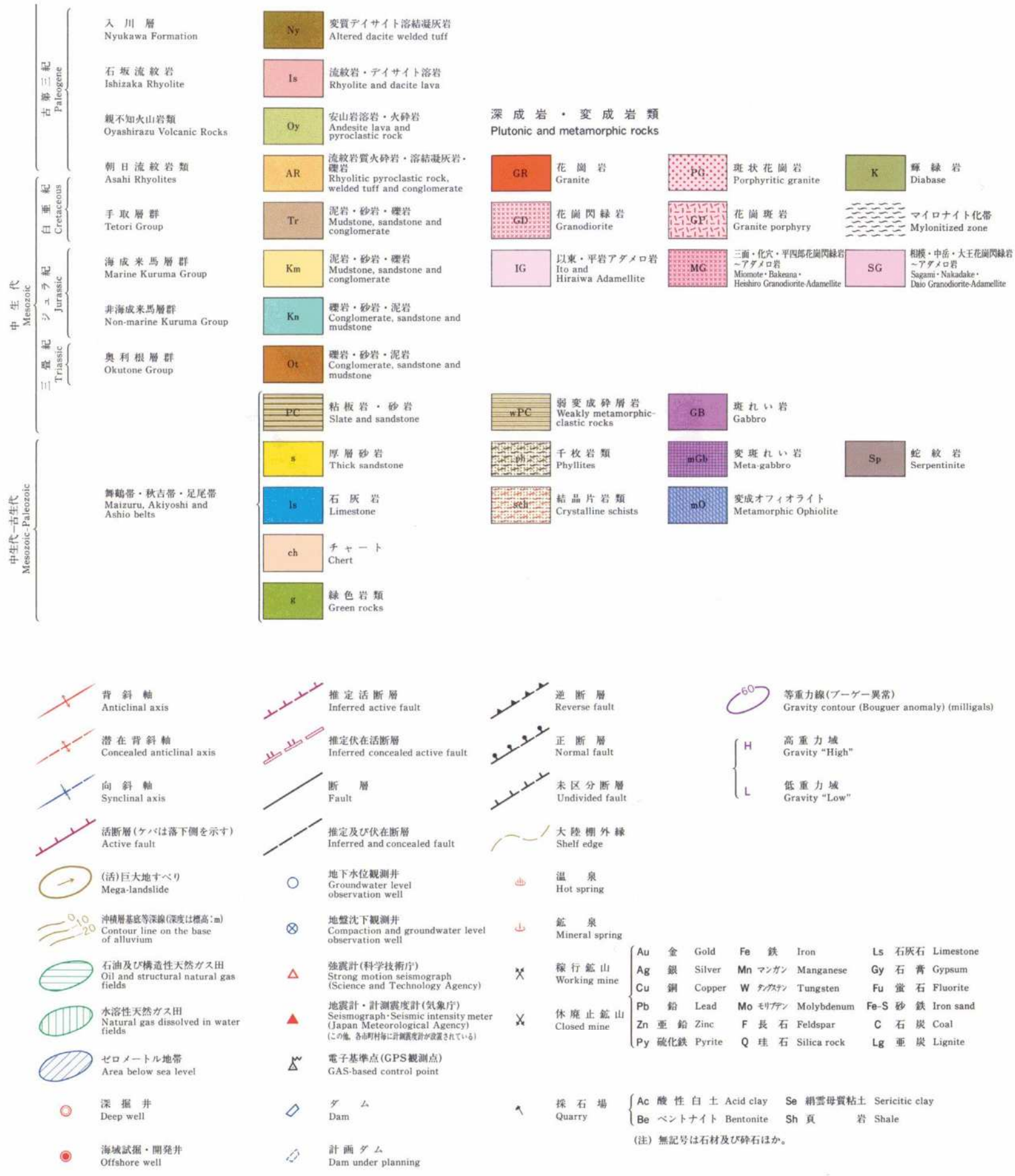


図 3.2.12(2)　表層地質図凡例②

3.2.6　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

①　重要な種

「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月、新潟市）において、新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種を表 3.2.28 に示す。

新潟市では重要な種として、哺乳類 1 種、鳥類 42 種、両生類 9 種、淡水魚類 22 種、大型水生甲殻類 7 種、昆虫類 59 種、陸・淡水産貝類 30 種が確認されている。そのうち、分布の状況及び生息環境の特徴から、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物種として、哺乳類 1 種、鳥類 17 種、両生類 4 種、淡水魚類 5 種、大型水生甲殻類 6 種、昆虫類 5 種、陸・淡水産貝類 13 種があげられる。

表 3.2.28　重要な動物種（1/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
1	哺乳類	モグラ科	エチゴモグラ			EN	VU	VU	○	田園地帯一円で確認されている。
2	鳥類	カモ科	サカツラガン			DD	VU	VU		冬鳥。福島潟や佐潟などで確認記録がある。
3	鳥類	カモ科	ヒシクイ	天		VU	NT	NT	○	冬鳥。潟や水田で生活する。主に福島潟でまとまった群れが見られ、その他の地域では少ない。
4	鳥類	カモ科	マガン	天		NT	NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟でまとまった群れが見られる。周辺の水田で採餌を行う。
5	鳥類	カモ科	ハクガン			CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟や佐潟などの湖沼で確認されている。
6	鳥類	カモ科	シジュウカラガン		国内	CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟とその周辺で観察される。
7	鳥類	カモ科	コクガン	天		VU	NT	NT		冬鳥。常に海上で生活する。移動個体の観察事例のみ。
8	鳥類	カモ科	ヨシガモ				NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟で少数認められ、その他の湖沼ではあまり見られない。
9	鳥類	カモ科	トモエガモ			VU	NT	NT	○	冬鳥。福島潟や佐潟などで確認されている。
10	鳥類	カモ科	シノリガモ				NT	NT		冬鳥。岩礁海岸に渡来する。
11	鳥類	カモ科	ホオジロガモ				NT	NT		冬鳥。海岸や河口などでごく希に観察される
12	鳥類	ウ科	ウミウ				NT	NT		冬鳥。沿岸部や河口などで見られ、しばしば護岸堤や漁港で認められる。佐渡島や粟島に小さな繁殖コロニーがある。
13	鳥類	サギ科	オオヨシゴイ		国内	CR	VU	VU	○	夏鳥。過去に旧新潟市で確認例がある。
14	鳥類	サギ科	ミゾゴイ			VU	VU	VU	○	夏鳥。新津地区や旧新潟市の海岸林などで確認例がある。
15	鳥類	サギ科	チュウサギ			NT	NT	NT	○	夏鳥。阿賀野川や信濃川の下流部中州などで繁殖する。水田のほか、潟や川で採餌し、田園地帯では観察例も多い。
16	鳥類	クイナ科	ヒクイナ			NT	EN	VU		夏鳥。湿地の草むらを好む。海岸林内の湿地で繁殖した例がある。
17	鳥類	ヨタカ科	ヨタカ			NT	NT	NT		夏鳥。新津地区の山林で確認例があった。
18	鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT	NT	○	留鳥。主に福島潟とその周辺の水田で観察され、佐潟にも出現したことがある。
19	鳥類	シギ科	オオジシギ			NT	VU	NT	○	夏鳥。春と秋に河川流域や水田で確認されている。かつて阿賀野川河口西岸や北部海浜の草地で少数が繁殖していた例がある。
20	鳥類	シギ科	ホウロクシギ			VU	NT	NT		旅鳥。四ツ興屋地区の海浜や阿賀野川河口などで確認されている。

表 3.2.28　重要な動物種（2/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
21	鳥類	シギ科	アカアシシギ			VU	NT	NT		旅鳥。かつて巻地区の海浜で観察されたことがある。
22	鳥類	シギ科	ヘラシギ		国内	CR	VU	NT		旅鳥。過去に潟東地区、巻地区で確認例がある。
23	鳥類	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	NT	NT		旅鳥または迷鳥。過去に阿賀野川河口、福島潟、鳥屋野潟などで観察例があった。
24	鳥類	カモメ科	コアジサシ			VU	NT	NT	○	夏鳥。河川、湖沼及び海岸などで観察され、河口や中州の広い砂礫地に集団で営巣する。造成地で繁殖することもある。
25	鳥類	ミサゴ科	ミサゴ			NT	NT	NT	○	留鳥。水辺（湖沼、河川、海岸、港湾）に広く出現する。
26	鳥類	タカ科	ハチクマ			NT	NT	NT		夏鳥。低山に渡来し、弥彦山麓などで見られる。
27	鳥類	タカ科	オジロワシ	天	国内	VU	EN	EN	○	冬鳥。福島潟や阿賀野川下流域などで確認されている。
28	鳥類	タカ科	オオワシ	天	国内	VU	EN	EN		冬鳥。かつて福島潟や佐潟などで観察された。
29	鳥類	タカ科	チュウヒ		国内	EN	NT	NT	○	冬鳥。湖沼や河川流域など広い湿生草地のある環境に棲み、時には山麓にも出現する。福島潟では観察例が多い。
30	鳥類	タカ科	ツミ				NT	NT		留鳥。移動個体が角田山や海岸林などで観察されている。かつて西新潟の海岸林で繁殖したこともある。
31	鳥類	タカ科	ハイタカ			NT	NT	NT		漂鳥。山林、海岸林、湖沼などで確認され、非繁殖期の観察例が角田山や福島潟などである
32	鳥類	タカ科	オオタカ			NT	NT	VU		留鳥。海岸林などで繁殖している。秋から冬の間は湖沼や河川流域にも出現する。
33	鳥類	フクロウ科	オオコノハズク				NT	NT		市内の海岸林では例年春と秋に少数が移動している様子がわかっている。
34	鳥類	フクロウ科	コノハズク				NT	NT		夏鳥。移動期の春と秋に市内の海岸林など緑地帯を通過しているものとみられる。
35	鳥類	フクロウ科	アオバズク				NT	NT		夏鳥。初夏と秋に海岸林などで確認されている。また、神社の社叢や屋敷林に立ち寄ることもある。
36	鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT	NT	○	留鳥。広く市内で確認されている。非繁殖期は福島潟周辺や西新潟の田園地域での観察頻度が高い。
37	鳥類	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	NT	NT		夏鳥。初夏の頃に海岸林や山地などの緑地帯で観察されている。生息確認情報は秋葉区の低山帯や角田・弥彦山麓に集中している。阿賀野川流域の河畔林でも観察例がある。
38	鳥類	カササギヒタキ科	サンコウチョウ					NT		夏鳥。山林や海岸林などで確認されている。市内の生息記録は新津丘陵や角田・弥彦山麓に集中し、少数は海岸林でも観察されている。
39	鳥類	モズ科	チゴモズ			CR	VU	VU		夏鳥。海岸林とその周辺で確認されている。
40	鳥類	モズ科	アカモズ		国内	EN	EN	VU		夏鳥。かつて海岸林やその周辺に生息していた。
41	鳥類	ヒタキ科	コサメビタキ				NT	NT		夏鳥。海岸林や緑地帯などで確認されている。角田・弥彦山麓や新津丘陵などの山林で生息確認記録がある。
42	鳥類	ホオジロ科	ノジコ			NT	NT	NT	○	夏鳥。移動の途中と思われる個体が湿地の草むら、河畔林、山麓のブッシュなどで観察されている。
43	鳥類	ホオジロ科	コジュリン			VU	VU	NT		夏鳥。春から秋にかけて観察され、その生息地はほぼ福島潟に限られる。

表 3.2.28　重要な動物種（3/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
44	両生類	イモリ科	アカハライモリ			NT	NT	EN		中央区の海岸林内で確認されている。過去に西区の黒埼、西蒲区の岩室で確認記録がある。
45	両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル				NT	EN		北区、西区の池、沼、水田で確認されている。
46	両生類	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	VU	EN	○	過去に新潟、黒埼、味方、中之口及び巻地区で確認記録がある。
47	両生類	アカガエル科	トノサマガエル			NT	VU	VU	○	江南区、秋葉区、南区、西蒲区の水田、池、沼で確認されている。
48	両生類	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地・丘陵地のゆるい沢などで確認されている。
49	両生類	サンショウウオ科	クロサンショウウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地の池、沼などで確認されている。
50	両生類	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ				NT	NT		西蒲区の山地の沢などで確認されている。
51	両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				NT	NT	○	北区、東区、中央区、江南区、西区、西蒲区の池沼などで広範囲に確認されている。
52	両生類	アオガエル科	モリアオガエル				NT	NT	○	市内では、すべての区の山地や池沼で広く確認されている。
53	淡水魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			VU	NT	VU		山麓の小河川で確認されている。
54	淡水魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ			VU	VU	VU		阿賀野川、信濃川に毎年遡上する。
55	淡水魚類	ウナギ科	ウナギ			EN	VU	NT		佐潟では放流が行われており、毎年捕獲されている。
56	淡水魚類	コイ科	ヤリタナゴ			NT	NT	NT	○	支川や農業用水路で確認されている。
57	淡水魚類	コイ科	アカヒレタビラ			EN		NT	○	支川や農業用水路で確認されている。
58	淡水魚類	コイ科	ゼニタナゴ		国内	CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲区にあった鎧潟から記録がある。江南区でも昭和 30 年代の生息情報があったが、現在ではまったく確認できない。
59	淡水魚類	コイ科	アブラハヤ					LP		限られた山麓の小河川で確認されている。
60	淡水魚類	コイ科	マルタ					NT	○	信濃川や阿賀野川に産卵のために遡上する。
61	淡水魚類	コイ科	ウケクチウグイ			EN	VU	NT	○	信濃川、阿賀野川の他、湖沼でも確認されている。
62	淡水魚類	フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	VU	VU		山麓の水田地帯の水路や細流で確認されている。
63	淡水魚類	アカザ科	アカザ			VU	NT	NT		過去に豊栄、新津及び潟東地区で確認記録がある。
64	淡水魚類	キュウリウオ科	ワカサギ				NT	NT		かつて鳥屋野潟や福島潟が海と繋がっていた頃は、湖内で漁獲された。現在でも、信濃川や阿賀野川では、数は少ないが、春の産卵期に遡上がみられる。
65	淡水魚類	サケ科	サクラマス(ヤマメ)			NT	NT	NT		ヤマメが阿賀野川支川で確認されており、サクラマスが信濃川、阿賀野川の下流域を通過して降海、遡河している。
66	淡水魚類	トゲウオ科	イトヨ日本海型			LP	EN	EN		ごく希に阿賀野川下流部などで確認される程度である。県内各地では河川下流域や用水路で普通に見られたが、近年激減している。
67	淡水魚類	トゲウオ科	イバラトミヨ			LP	EN	EX		新潟市絶滅。かつて信濃川河口付近の沼垂に生息していた記録があるが、現在では生息可能な環境は存在しない。
68	淡水魚類	メダカ科	メダカ北日本集団			VU	NT	NT	○	小河川や農業用水路、池沼などで確認されている。
69	淡水魚類	カジカ科	カマキリ			VU	NT	NT		小河川の下流部で確認されており、信濃川、阿賀野川では春季に 2cm 前後に育った幼魚が遡上する。
70	淡水魚類	カジカ科	カジカ中卵型			EN	VU	NT		信濃川および阿賀野川で、成魚や遡上中の幼魚が確認されている。

表 3.2.28　重要な動物種（4/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
71	淡水魚類	カジカ科	カジカ大卵型			NT	NT	NT		市内の生息地は、丘陵の上流部に限られる。
72	淡水魚類	ハゼ科	ミミズハゼ					NT		小河川の河口付近で確認されている。
73	淡水魚類	ハゼ科	シロウオ			VU	VU	NT		小河川の河口付近で確認されている。
74	淡水魚類	ハゼ科	ルリヨシノボリ					NT		小河川で確認されている。流れの速い山地流に棲む。
75	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ミズレヌマエビ				VU	NT	○	河川の下流部で確認されている。
76	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ				VU	NT	○	水草が茂った河川や池沼で確認されている。
77	大型水生甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ				NT	NT	○	河川や池沼で確認されている。
78	大型水生甲殻類	テナガエビ科	スジエビ				NT	NT	○	湖沼や河川で確認されている。
79	大型水生甲殻類	サワガニ科	サワガニ					NT		丘陵地を流れる細流で確認されている。
80	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	クロベンケイガニ				NT	NT	○	河川や農業用水路で確認されている。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
81	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	アカテガニ				NT	NT	○	河川の河口付近で確認されているが、数は少ない。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
82	昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	VU	EN		かつて数ヶ所の生息地が記録されていたが、近年はまったく確認されていない。
83	昆虫類	イトトンボ科	オオセスジイトトンボ			EN	EN	EN		北区と西区の池沼で確認された。
84	昆虫類	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EN	EN		北区、東区、西区の池沼で確認された。
85	昆虫類	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EN		1950 年代に西蒲区（巻）での確認記録がある
86	昆虫類	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	EN		1950 年代に西蒲区（巻）での確認記録がある
87	昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	NT	NT		東区抽水植物の多い池沼で確認されている。
88	昆虫類	ヤンマ科	マダラヤンマ			NT	VU	VU		過去には旧市域や北区（豊栄）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
89	昆虫類	ヤンマ科	カトリヤンマ				VU	EN		1950 年代に秋葉区（新津）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
90	昆虫類	サナエトンボ科	オナガサナエ					NT		秋葉区の丘陵地の沢筋で確認されている。
91	昆虫類	サナエトンボ科	ホンサナエ				VU	VU		過去には旧市域、秋葉区（新津）、西蒲区（巻）などでの確認記録がある。
92	昆虫類	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ			VU	NT	NT	○	いくつかの区の大河川や中小河川で確認されている。
93	昆虫類	サナエトンボ科	メガネサナエ			VU	EN	EN		1950 年代に秋葉区（新津）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
94	昆虫類	エゾトンボ科	トラフトンボ				NT	NT		北区や東区などの抽水植物、浮葉植物の多い池沼で確認されている。
95	昆虫類	トンボ科	ベッコウトンボ			CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲原の鎧潟に生息したが、同潟の消失以降、県内全域で絶滅したと考えられる。
96	昆虫類	トンボ科	オオキトンボ			EN	EN	EN		1950 年代に旧市域、西蒲区（巻）、北区（豊栄）などでの確認記録がある。
97	昆虫類	カマキリ科	ヒナカマキリ					LP		過去には西蒲区（岩室、巻）の海岸部で確認記録がある。
98	昆虫類	カマキリ科	ハラビロカマキリ				NT	NT	○	旧市域の住宅地、湖沼、西蒲区の海岸砂丘で確認されている。
99	昆虫類	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD		NT	○	旧市域や西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
100	昆虫類	キリギリス科	オオクサキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。ヨシやススキ群落に生息する。

表 3.2.28　重要な動物種（5/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
101	昆虫類	キリギリス科	カヤキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部や北区の湖沼で生息が確認されていつ。ススキやヨシの群落が生息場所である。
102	昆虫類	マツムシ科	マツムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
103	昆虫類	コオロギ科	クマコオロギ					LP		過去には旧市域や西区（黒埼）や西蒲区（巻）での確認記録がある。
104	昆虫類	コオロギ科	クマスズムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
105	昆虫類	ヒバリモドキ科	ナギサスズ					LP		過去には西蒲区（岩室、巻）の海岸部で確認記録がある。
106	昆虫類	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR		EN		過去には西蒲区（巻）の記録がある。
107	昆虫類	バッタ科	ヤマトバッタ					NT		西区の海岸で生息が確認されている。
108	昆虫類	セミ科	ハルゼミ				NT	NT		西蒲区の山地でわずかに鳴き声が確認されている。
109	昆虫類	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ			NT	VU	VU		市内で確認されていない。県内では北蒲原や佐渡で記録がある。
110	昆虫類	ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ				NT	NT		中央区の海岸地域で確認されている。
111	昆虫類	アメンボ科	ババアメンボ			NT	NT	NT		北区及び西区の池沼で確認されている。
112	昆虫類	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	NT	NT		池沼、河川、水田の水際部の雑草間に生息する種であり、かつては広く分布していたものと思われるが、確実な記録は北区の福島潟である。
113	昆虫類	コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	NT		北区の湖沼で確認されている。
114	昆虫類	コオイムシ科	タガメ			VU	EN	EN		かつては各地の水田に普通に見られたが、近年の確実な記録はない。
115	昆虫類	タイコウチ科	タイコウチ				EN	EN		北区、秋葉区の湖沼や水田地帯で確認されている
116	昆虫類	セセリチョウ科	ホソバセセリ				NT	VU		西蒲区（角田・弥彦山系）や秋葉区（新津丘陵）などで確認されている。
117	昆虫類	タテハチョウ科	ホシミスジ				NT	VU		過去には秋葉区の新津丘陵での採集記録がある。
118	昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	NT	VU		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
119	昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	NT	NT		西蒲区（角田・弥彦山系）や秋葉区（新津丘陵）などで確認されている。
120	昆虫類	ツトガ科	ムナカタミズメイガ			NT	NT	VU		1960 年代には東区（じゅんさい池）に生息していた。
121	昆虫類	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク				NT	LP		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
122	昆虫類	シャクガ科	カバシタムクゲエダシャク			CR	EN	EN		旧市域（関屋浜）に 1950 年代後半に生息していたが、その後全く確認されておらず、絶滅が危惧される。
123	昆虫類	ヤママユガ科	シンジュサン				LP	LP		弥彦山の市域からわずか 1 個体が確認されたのみである。
124	昆虫類	ヤガ科	ハマヤガ			NT	NT	NT		北区、西区、西蒲区の海岸部で確認された。
125	昆虫類	ヤガ科	ヤヒコカラスヨトウ				NT	NT		弥彦山の市域からわずか 1 個体が確認されたのみである。
126	昆虫類	ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT	NT		1950 年代までは旧市域のクヌギ林に生息していたが、絶滅した。西蒲区や秋葉区の里山に生息している可能性があるが、確認できていない。
127	昆虫類	ヤガ科	フシキキシタバ				LP	LP		秋葉区の丘陵地において生息を確認した。
128	昆虫類	ヤガ科	アオモンギンセダカモクメ			NT	NT	NT		北区の海岸部で確認された。1950 年代から 60 年代中頃まで旧市域の数ヶ所から記録されている。
129	昆虫類	ヤガ科	イチモジヒメヨトウ			VU	NT	NT		1963 年に西蒲区（西川）で 1 個体が採集されただけで、県内の他の記録もない。
130	昆虫類	オサムシ科	アカガネオサムシ				NT	NT		中央区（鳥屋野潟）と北区（福島潟）で確認された。

表 3.2.28　重要な動物種（6/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
131	昆虫類	オサムシ科	マークオサムシ			VU	EN	EN		過去には北区（豊栄）での確認記録がある。
132	昆虫類	オサムシ科	エチゴトックリゴミムシ			NT	NT	NT		北区（福島潟）において確認記録がある。
133	昆虫類	オサムシ科	オオヒョウタンゴミムシ			NT	LP	LP		新潟東区の工事現場で得られた 1 個体が唯一の記録である（1998）。
134	昆虫類	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			VU	NT	NT		1950 年代には西蒲区（巻）での確認記録がある。
135	昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	NT	NT		過去には旧市域や、秋葉区（新津）、西蒲区（巻）から記録されている。
136	昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ		国内	VU	NT	NT	○	かつては各地の湖沼や水田に生息していたものと思われる。
137	昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ			VU	NT	NT		1958 年に旧市域で採集された記録がある。
138	昆虫類	ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	EN	EN		古く北区（豊栄）での確認記録がある。
139	昆虫類	ガムシ科	エゾコガムシ			NT	NT	NT		過去には北区（福島潟）での確認記録がある。
140	昆虫類	ハムシ科	オオルリハムシ			NT	NT	NT	○	阿賀野川、信濃川沿いの水湿地と福島潟とその周辺湿地（北区）で確認されている。
141	陸・淡水産貝類	タニシ科	マルタニシ			VU	NT	NT	○	海岸林付近や水田地帯で確認されている。
142	陸・淡水産貝類	タニシ科	オオタニシ			NT	NT	NT	○	湖沼、水田、用水路で確認されている。
143	陸・淡水産貝類	イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ			NT	NT	VU		過去に岩室地区や巻地区で確認記録がある。
144	陸・淡水産貝類	エゾマメタニシ科	マメタニシ			CR	VU	EN	○	水田地帯で確認されている。
145	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU	NT	NT	○	河川や用水路で確認されている。
146	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD		NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
147	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
148	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ					NT	○	湖沼や用水路で確認されている。
149	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や河川、用水路で確認されている。
150	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	カワネジガイ			CR	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
151	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ			CR+EN	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
152	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		NT	○	水田や池沼で確認されている。
153	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
154	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ			NT	NT	NT	○	農業用水路で確認されている。
155	陸・淡水産貝類	イシガイ科	カラスガイ			EN	NT	VU	○	湖沼や農業用水路で確認されている。
156	陸・淡水産貝類	イシガイ科	マツカサガイ			NT	NT	EN	○	過去に新潟地区で確認記録がある。河川や用水路などに生息している。
157	陸・淡水産貝類	シジミ科	マシジミ			VU	EN	VU	○	河川や用水路で確認されている。
158	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ハイイロマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
159	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ウエジマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
160	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	アッケシマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。

表 3.2.28　重要な動物種（7/7）

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
161	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	スナガイ			NT	VU	EN		海岸緑地で確認された。
162	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
163	陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ				NT	EN		海岸緑地で確認された。
164	陸・淡水産貝類	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU	EN		丘陵で確認されている。
165	陸・淡水産貝類	ナタネガイ科	ハリマナタネ					VU		湖沼周辺で確認されている。
166	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ			DD		NT		山地で確認されている。
167	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ			DD		NT		山地で確認されている。
168	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	オオウエキビ			DD		NT		丘陵で確認されているが、1 個体の死殻である。
169	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			NT		NT		山地で確認されている。
170	陸・淡水産貝類	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ			NT	NT	NT		丘陵地や山地で確認されている。

注 1）重要な種の選定基準は以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天：天然記念物
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際： 国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
③「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
　DD：情報不足、LP：地域個体群
④「レッドデータブックにいがた」（平成 13 年 3 月　新潟県）
　「第 2 次レッドリスト　鳥類編」（平成 26 年　新潟県）
　「第 2 次レッドリスト　淡水魚類・大型水生甲殻類編」（平成 27 年　新潟県）
　「第 2 次レッドリスト　両生類・爬虫類編」（平成 28 年　新潟県）
　「第 2 次レッドリスト　哺乳類編」（平成 31 年　新潟県）
　「第 2 次レッドリスト　陸・淡水産貝類、淡水産プラナリア類編」（令和 3 年　新潟県）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群
⑤「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成 22 年 3 月　新潟市）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群
注 2）生息の可能性：当該動物種の確認された地区及び生息環境から、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある場合に「○」を付した。
出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成 22 年 3 月　新潟市）

② 集団繁殖地の分布

対象事業実施区域及びその周辺には、特別天然記念物・天然記念物に指定されている重要な集団繁殖地は分布していない。

③ 越冬地の分布

対象事業実施区域及びその周辺には、鳥屋野潟鳥獣保護区があり、当該地域は、コハクチョウやオオハクチョウをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が越冬地として利用している。

鳥屋野潟鳥獣保護区の位置を図 3.2.13 に示す。

また、鳥屋野潟は環境省の「モニタリングサイト 1000」に設定されており、特徴的な生物や環境の長期的なモニタリングが行われている。「2024 年度 モニタリングサイト 1000 ガンガモ類調査 2023/24 年　調査報告書」（令和 7 年 1 月、環境省自然環境局 生物多様性センター）によると、鳥屋野潟で確認されたガンガモ類の全種を合計した最大個体数は 13,583 羽であった。

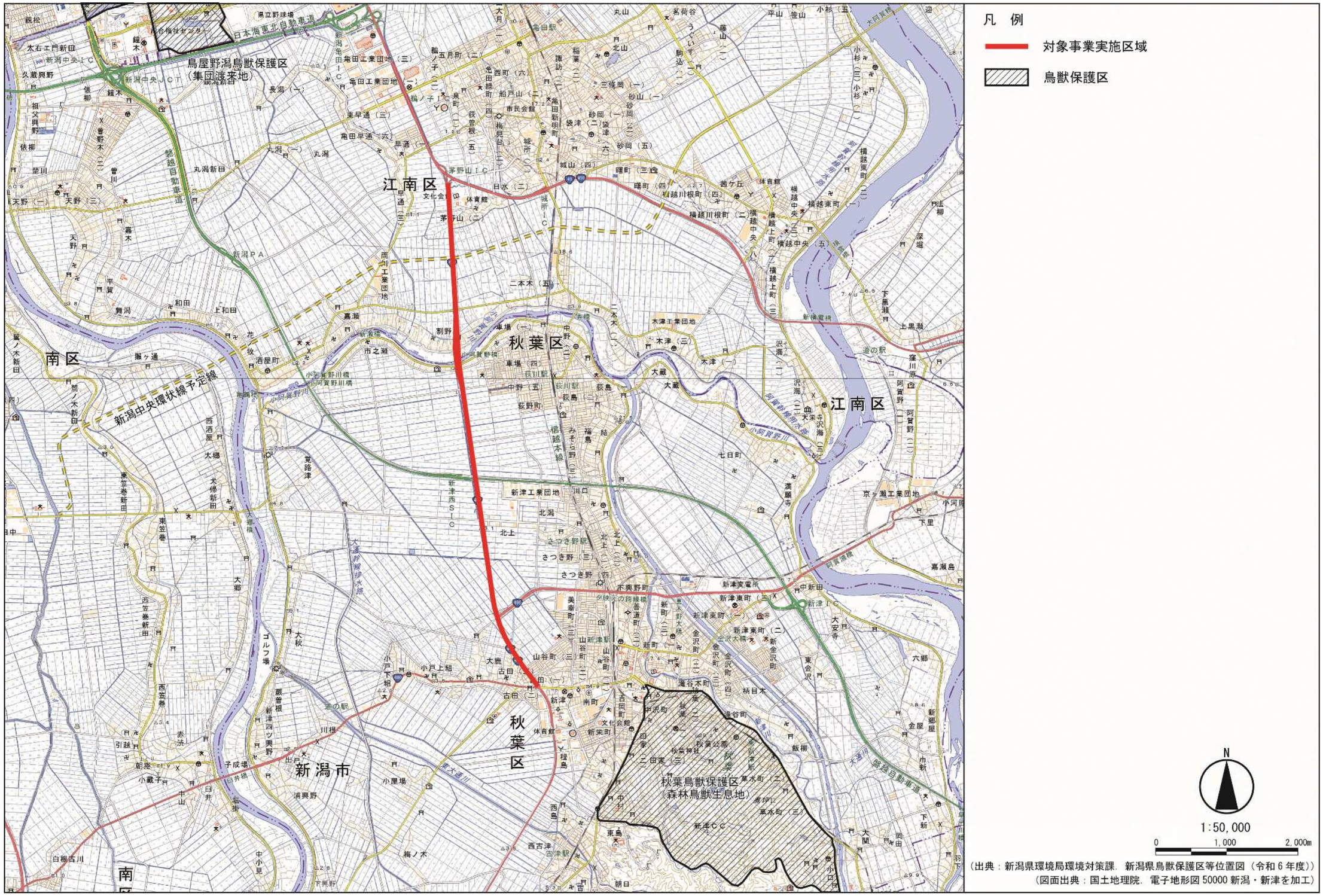


図 3.2.13　鳥獣保護区位置図

(2) 植物

① 重要な種

「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月、新潟市）において、新潟市内で過去に生育が確認されている重要な種を表 3.2.29 に示す。

新潟市では重要な植物種として、188 種の維管束植物種が確認されている。そのうち、分布の状況から、対象事業実施区域及びその周辺に生育する可能性がある植物種として、69 種があげられる。

表 3.2.29　重要な植物種（1/5）

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
1	イワヒバ科	ヒモカズラ				VU	VU		岩上に生える常緑性シダ。海岸近くの山地で確認されている。
2	ミズニラ科	ミズニラ			NT	EN	EN	○	沈水～湿生の夏緑性シダ。過去に確認記録がある。
3	トクサ科	イヌドクサ				NT	NT		常緑性シダ。海岸砂丘で確認されている。
4	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ				EN	EN		海岸近くの湿った砂地に生える夏緑性のシダ。過去に新潟地区で確認記録がある。
5	ウラジロ科	ウラジロ				NT	NT		常緑性シダ。山地や丘陵で確認されている。
6	デンジソウ科	デンジソウ			VU	EW	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。湖沼で確認されている（ただし植栽）。
7	サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。過去に新潟地区で確認記録がある。
8	サンショウモ科	サンショウモ			VU	VU	VU	○	一年生の水生シダ。池沼や水田で確認されている。
9	イノモトソウ科	ミズワラビ				NT	NT	○	浅い水中または湿地に生える一年生シダ。主に休耕田で確認されている。
10	イノモトソウ科	タチシノブ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
11	イノモトソウ科	イノモトソウ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
12	イノモトソウ科	オオバノハチジョウシダ				NT	NT		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
13	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ				LP	LP		岩上や石垣上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。
14	ヒメシダ科	ハシゴシダ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
15	ヌリワラビ科	ヌリワラビ					LP		夏緑性シダ。山地で確認されている。
16	メシダ科	タニイヌワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
17	オシダ科	ツルデンダ				NT	NT		やや湿った岩上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。
18	オシダ科	イノデモドキ				VU	VU		常緑性シダ。山地で確認されている。
19	オシダ科	ヒメカナワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
20	シノブ科	シノブ				EN	EN		岩上や樹幹に着く夏緑性シダ。山地で確認されている。
21	ヒノキ科	ハイネズ				VU	EN		常緑低木。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。
22	ジュンサイ科	ジュンサイ				VU	EN		沈水植物。湖沼で確認されている。
23	スイレン科	オニバス			VU	VU	VU		浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。
24	スイレン科	ヒツジグサ				VU	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
25	マツブサ科	サネカズラ				VU	VU		常緑のつる性木本。山地や丘陵で確認されている。
26	ドクダミ科	ハンゲショウ				VU	EN		多年草。湖沼の岸部や湿地で確認されている。
27	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				NT	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
28	ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ			NT	NT	NT		多年草。山地や丘陵で確認されている。
29	クスノキ科	ヤマコウバシ				VU	EN	○	落葉低木。湖沼周辺や農村集落付近で確認されている。
30	サトイモ科	ヒメザゼンソウ					NT		多年草。山地で確認されている。

表 3.2.29　重要な植物種（2/5）

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
31	オモダカ科	サジオモダカ				VU	VU	○	多年草、抽水植物。河川の止水域で確認されている。
32	オモダカ科	マルバオモダカ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。抽水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
33	オモダカ科	アギナシ			NT	NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。
34	オモダカ科	ウリカワ				VU	EN	○	多年草。水田地帯で確認されている。
35	トチカガミ科	スブタ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
36	トチカガミ科	クロモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川、湖沼、池沼、水田地帯などで確認されている。
37	トチカガミ科	トチカガミ			NT	VU	VU	○	多年草、浮葉植物。池沼や用水路などで確認されている。
38	トチカガミ科	イトトリゲモ			NT	EN	EN		沈水植物。丘陵で確認されている。
39	トチカガミ科	トリゲモ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、潟東及び巻地区で確認記録がある。
40	トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	VU	VU	○	一年草、沈水植物。用水路などで確認されている。
41	トチカガミ科	コウガイモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川や用水路などで確認されている。
42	トチカガミ科	セキショウモ				VU	EN	○	沈水植物。河川で確認されている。
43	ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
44	ヒルムシロ科	エゾヤナギモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。
45	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。
46	ヒルムシロ科	センニンモ				VU	EN	○	沈水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。
47	ヒルムシロ科	オヒルムシロ				VU	EN		浮葉植物。池沼で確認されている。
48	ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ				VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に湖沼で確認されている。
49	ヒルムシロ科	ササバモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。
50	ヒルムシロ科	ヒメオヒルムシロ				NT	VU	○	浮葉植物。水田地帯や河川付近で確認されている。
51	ヒルムシロ科	オオミズヒキモ(カモガワモ)				EN	EN	○	沈水～浮葉植物。河川で確認されている。
52	ヒルムシロ科	アイノコヒルムシロ					VU	○	沈水植物。水田地帯で確認されている。
53	ユリ科	キバナノアマナ				NT	NT		多年草。山地で確認されている。
54	ユリ科	スカシユリ				NT	NT		多年草。海岸近くの山地で確認されている。
55	ラン科	エビネ			NT	VU	VU		多年草。山地、丘陵で確認されている。
56	ラン科	ギンラン					NT		多年草。山地で確認されている。
57	ラン科	キンラン			VU	VU	VU		多年草。丘陵で確認されている。
58	ラン科	クマガイソウ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。過去に新津丘陵や弥彦山系で確認記録がある。
59	ラン科	カキラン					NT		多年草。海岸近くの水湿地で確認されている。
60	ラン科	ミズトンボ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟地区で確認記録がある。
61	ラン科	ホクリクムヨウラン				VU	VU		多年草、腐生植物。丘陵で確認されている。
62	ラン科	ミズチドリ				VU	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
63	ラン科	イイヌマムカゴ			EN	EN	EN		山地の林下に生える多年草。山地に希に生育している。
64	ラン科	ヒトツボクロ				VU	VU		常緑の多年草。山地や丘陵で確認されている。
65	ラン科	ヒメノヤガラ			VU	LP	LP		多年草、腐生植物。市内現地調査で確認されていない。
66	ラン科	トケンラン			VU	EN	EN		落葉広葉樹林内に生える多年草。山地で希に生育している。
67	アヤメ科	ヒオウギ				LP	EN		多年草。山地で確認されている。
68	アヤメ科	ノハナショウブ					NT		多年草。海岸で確認されている。

表 3.2.29　重要な植物種（3/5）

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
69	アヤメ科	カキツバタ			NT	VU	VU	○	多年草、湿生植物。湖沼付近や湿地帯で確認されている。
70	クサスギカズラ科	ヒメイズイ				VU	VU	○	多年草。池沼や草原などで確認されている。
71	クサスギカズラ科	オモト				NT	NT		多年草。海岸林や丘陵などで確認されている。
72	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	VU	VU	○	一年草、抽水植物。河川や湖沼で確認されている。
73	ガマ科	ミクリ			NT	NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。
74	ガマ科	ヤマトミクリ			NT	VU	EN		抽水植物。山麓の湿地にわずかながら生育している。
75	ガマ科	ナガエミクリ			NT	NT	NT	○	多年草。用水路で確認されている。
76	カヤツリグサ科	シラスゲ				LP	VU		多年草。山地や海岸林内で確認されている
77	カヤツリグサ科	ムジナスゲ				LP	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
78	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ				NT	NT	○	多年草。河川や湖沼の周辺で確認されている。
79	カヤツリグサ科	ミコシガヤ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
80	カヤツリグサ科	アワボスゲ				VU	EN	○	多年草。過去に新津地区で確認記録がある。
81	カヤツリグサ科	ツルスゲ				EW	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
82	カヤツリグサ科	オニナルコスゲ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
83	カヤツリグサ科	ヒナガヤツリ					NT	○	一年草。水田地帯で確認されている。
84	カヤツリグサ科	スジヌマハリイ			VU	VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。
85	カヤツリグサ科	クロテンツキ					EN	○	一年草または多年草。過去に豊栄、小須戸、岩室及び巻地区で確認記録がある。
86	カヤツリグサ科	アオテンツキ					NT	○	一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
87	カヤツリグサ科	ビロードテンツキ				VU	VU		多年草。海岸砂丘で確認されている。
88	カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ					NT	○	一年草。河川や湖沼付近の湿地で確認されている。
89	カヤツリグサ科	ヒメホタルイ				VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
90	カヤツリグサ科	ツルアブラガヤ				NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近の湿地などで確認されている。
91	イネ科	カモノハシ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
92	イネ科	アイアシ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
93	マツモ科	マツモ				VU	VU	○	沈水植物。河川や池沼、用水路などで確認されている。
94	メギ科	サンカヨウ					EN		多年草。過去に岩室、巻地区で確認記録がある。
95	キンポウゲ科	フクジュソウ				VU	EN		多年草。山地や丘陵で確認されている。
96	キンポウゲ科	オオミスミソウ				LP	NT		多年草。山地で確認されている。
97	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	VU	VU		多年草。山地で確認されている。
98	ユキノシタ科	ハルユキノシタ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
99	タコノアシ科	タコノアシ			NT	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
100	アリノトウグサ科	オグラノフサモ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。
101	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ				VU	EN	○	沈水植物。河川付近、池沼、水路などで確認されている。
102	アリノトウグサ科	タチモ			NT	VU	EN	○	水生植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
103	マメ科	マルバハギ				NT	NT		落葉低木。丘陵で確認されている。
104	マメ科	イヌハギ			VU	VU	VU	○	多年草。住宅地で確認されている。
105	バラ科	ズミ					EN	○	落葉低木。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
106	バラ科	カワラサイコ				VU	EN	○	多年草。新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
107	バラ科	ハマナス				VU	VU		落葉低木。海岸砂丘で確認されている。
108	バラ科	フユイチゴ				LP	LP		常緑低木。山地や丘陵で確認されている。
109	バラ科	ミヤマフユイチゴ				LP	LP		常緑低木。過去に新津地区で確認記録がある。
110	バラ科	サナギイチゴ			VU	VU	VU		落葉低木。過去に岩室地区で確認されている。

表 3.2.29　重要な植物種（4/5）

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
111	バラ科	ワレモコウ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
112	バラ科	アイズシモツケ				VU	VU		落葉低木。山地で確認されている。
113	ブナ科	スダジイ				LP	LP		常緑高木。山地などで確認されている。
114	ブナ科	アカガシ				LP	LP		常緑高木。丘陵で確認されている。
115	ブナ科	ウラジロガシ					LP	○	常緑高木。丘陵や集落付近で確認されている。
116	ニシキギ科	ニシキギ				NT	NT	○	落葉低木。海岸林内や農村集落付近で確認されているが、それらのほとんどは植栽である。
117	ヤナギ科	ジャヤナギ				LP	LP		落葉高木。山地や湖沼付近で確認されている。
118	スミレ科	テリハタチツボスミレ					NT		多年草。山地で確認されている。
119	スミレ科	イソスミレ			VU	VU	EN	○	多年草。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
120	スミレ科	ヒカゲスミレ				VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。
121	オトギリソウ科	トモエソウ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
122	ミソハギ科	エゾミソハギ					EN	○	多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認記録がある。
123	ミソハギ科	ミズマツバ			VU	VU	VU	○	一年草。水田地帯で確認されている。
124	ミソハギ科	ヒメビシ			VU	VU	EN		浮葉植物。湖沼で確認されている。
125	アカバナ科	ミズユキノシタ				NT	NT	○	多年草。河川付近や湿地で確認されている。
126	ムクロジ科	カラコギカエデ					LP		落葉小高木。丘陵で確認されている。
127	アブラナ科	ハマハタザオ					NT		越年草。海岸砂丘で確認されている。
128	アブラナ科	ミズタガラシ				EN	EN	○	越年草。過去に湿地に生育していた。
129	アブラナ科	オオユリワサビ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
130	オオバヤドリギ科	マツグミ				VU	EN		常緑低木。モミ、ツガ、マツなどの針葉樹の枝や幹に半寄生する。丘陵で確認記録がある。
131	タデ科	ナガバノウナギツカミ			NT	EN	EN		一年草。過去に豊栄地区で確認記録がある。
132	タデ科	サデクサ				VU	VU		湿生植物。湖沼付近の湿地で確認されている。
133	タデ科	ヌカボタデ			VU	VU	VU		一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
134	タデ科	ノダイオウ			VU	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
135	ナデシコ科	ハマハコベ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
136	ハマミズナ科	ツルナ				VU	VU		海岸砂地に生える多年草。海岸で確認されている。
137	アジサイ科	クサアジサイ				LP	LP		多年草。山地で確認されている。
138	サクラソウ科	カラタチバナ				VU	VU		常緑小低木。丘陵で確認されている。
139	サクラソウ科	ヤナギトラノオ				EN	EN		多年草。湖沼周辺の湿地で確認されている。
140	サクラソウ科	ハイハマボッス			NT	VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。
141	アカネ科	キクムグラ				LP	LP	○	多年草。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
142	リンドウ科	アケボノソウ					VU		二年草。山地で確認されている。
143	キョウチクトウ科	スズサイコ			NT	VU	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
144	キョウチクトウ科	バシクルモン			VU	EN	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
145	ナス科	マルバノホロシ				LP	LP	○	多年草。水田地帯で確認されている。
146	ムラサキ科	ホタルカズラ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
147	ムラサキ科	スナビキソウ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
148	オオバコ科	アワゴケ					NT		一年草。山地や丘陵で確認されている。
149	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	EN	EN	○	一年草。湖沼や水田地帯で確認されている。
150	オオバコ科	サワトウガラシ				NT	NT	○	一年草、湿生植物。水田地帯で確認されている。
151	オオバコ科	アブノメ				VU	VU	○	一年草、抽水～湿生植物。水田地帯で確認されている。
152	オオバコ科	オオアブノメ			VU	VU	VU	○	一年草。河川の止水域で確認されている。
153	オオバコ科	キクモ					NT	○	多年草。水田地帯や河川付近で確認されている。
154	オオバコ科	エゾオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
155	オオバコ科	トウオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。

表 3.2.29　重要な植物種（5/5）

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
156	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
157	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	VU	EN	○	越年草。過去に白根、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
158	オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川付近で確認されている。
159	ゴマノハグサ科	エチゴトラノオ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
160	アゼナ科	アゼナ					NT	○	一年草。湿生植物で水田雑草として知られる。水田地帯や河川付近で確認されている。
161	アゼナ科	ウリクサ					NT	○	一年草。水田地帯や丘陵で確認されている。
162	シソ科	シソバタツナミ					EN		多年草。丘陵で確認されている。
163	シソ科	ナミキソウ				NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
164	シソ科	ハマゴウ				NT	NT		落葉低木。海岸で確認されている。
165	ハマウツボ科	オオナンバンギセル				NT	VU		一年草、寄生植物。山地や丘陵で確認されている。
166	ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	VU	VU		一年草、寄生植物。海岸砂丘で確認されている。
167	ハマウツボ科	キヨスミウツボ				VU	VU		多年草、寄生植物。岩室地区で確認されている。
168	ハマウツボ科	ヒキヨモギ					VU		一年草。海岸付近で確認されている。
169	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
170	タヌキモ科	タヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
171	モチノキ科	モチノキ				LP	LP		常緑高木。海岸林内、海岸近くの山地、丘陵などで確認されている。
172	モチノキ科	ミヤマウメモドキ					EN	○	落葉低木。過去に新潟、新津及び巻地区で確認記録がある。
173	キキョウ科	サワギキョウ				VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟、豊栄及び巻地区で確認記録がある。
174	ミツガシワ科	ミツガシワ				VU	EW		新潟市野生絶滅。抽水植物。用水路（植栽）。
175	ミツガシワ科	ガガブタ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。河川や池沼周辺で確認されている。
176	ミツガシワ科	アサザ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。用水路でも確認されているが、植栽の可能性がある。
177	キク科	シロヨモギ				EN	EN		多年草。海岸で確認されている。
178	キク科	タカアザミ				NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川、湖沼、用水路付近の湿地などで確認されている。
179	キク科	カセンソウ				NT	NT		多年草、湿生植物。海岸で確認されている。
180	キク科	ノニガナ				VU	VU	○	一年草または越年草。水田地帯で確認されている。
181	キク科	サワギク				NT	NT		多年草。丘陵で確認されている。
182	キク科	サワオグルマ					NT	○	多年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
183	セリ科	ホタルサイコ				NT	NT		夏緑性の多年草。山地で確認されている。
184	セリ科	ツボクサ				LP	LP		多年草。海岸近くの岩場で確認されている。
185	セリ科	ハマゼリ				VU	VU		多年草。海岸地帯の岩場で確認されている。
186	セリ科	ハマボウフウ					EN		多年草。海岸の砂丘に分布。岩室地区や巻地区などで確認されている。
187	スイカズラ科	ナベナ				VU	EN		越年草。過去に山地に生育していた。
188	スイカズラ科	オミナエシ				EN	EN		多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認記録がある。

注 1）重要な種の選定基準は以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
　特天：特別天然記念物、天：天然記念物
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：　国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
③「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
④「第 2 次レッドリスト　植物（維管束植物及びコケ植物）編」（平成 26 年 6 月　新潟県）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群
⑤「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成 22 年 3 月　新潟市）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群
注 2）生育の可能性：当該植物種の確認された地区及び生育環境から、対象事業実施区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合に「○」を付した。
出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成 22 年 3 月　新潟市）

②　植生

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図を図 3.2.14 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の植生は、概ね地形と相関しており、河川沿いには主にヨシクラスが分布している。また、対象事業実施区域には、水田雑草群落が広く見られる。

③　特定植物群落

「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（平成 12 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）によると、対象事業実施区域及びその周辺には特定植物群落は分布していない。

④　巨樹・巨木林

「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成 13 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）による、対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林の分布を図 3.2.15 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、ケヤキやイチョウ、タブノキ等の巨樹・巨木林が分布している。

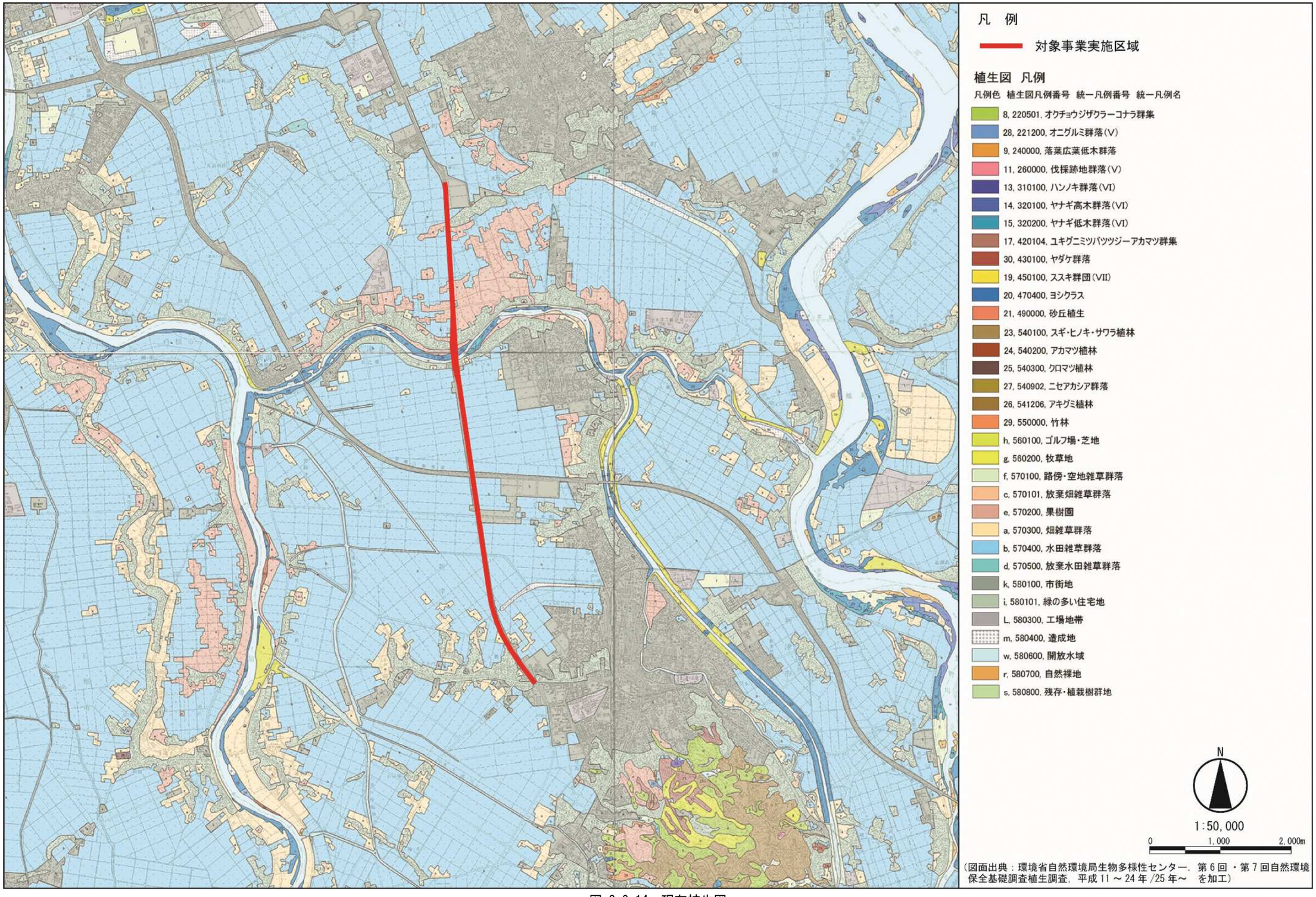

凡　例
対象事業実施区域
植生図　凡例
凡例色　植生図凡例番号　統一凡例番号　統一凡例名
8, 220501, オクチョウジザクラーコナラ群集
28, 221200, オニグルミ群落(V)
9, 240000, 落葉広葉低木群落
11, 260000, 伐採跡地群落(V)
13, 310100, ハンノキ群落(VI)
14, 320100, ヤナギ高木群落(VI)
15, 320200, ヤナギ低木群落(VI)
17, 420104, ユキグニミツバツツジーアカマツ群集
30, 430100, ヤダケ群落
19, 450100, ススキ群団(VII)
20, 470400, ヨシクラス
21, 490000, 砂丘植生
23, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林
24, 540200, アカマツ植林
25, 540300, クロマツ植林
27, 540902, ニセアカシア群落
26, 541206, アキグミ植林
29, 550000, 竹林
h, 560100, ゴルフ場・芝地
g, 560200, 牧草地
f, 570100, 路傍・空地雑草群落
c, 570101, 放棄畑雑草群落
e, 570200, 果樹園
a, 570300, 畑雑草群落
b, 570400, 水田雑草群落
d, 570500, 放棄水田雑草群落
k, 580100, 市街地
i, 580101, 緑の多い住宅地
L, 580300, 工場地帯
m, 580400, 造成地
w, 580600, 開放水域
r, 580700, 自然裸地
s, 580800, 残存・植栽樹群地
N
1:50,000
0
1,000
2,000m
(図面出典：環境省自然環境局生物多様性センター，第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査，平成 11 ～ 24 年 /25 年～　を加工)

図 3.2.14　現存植生図

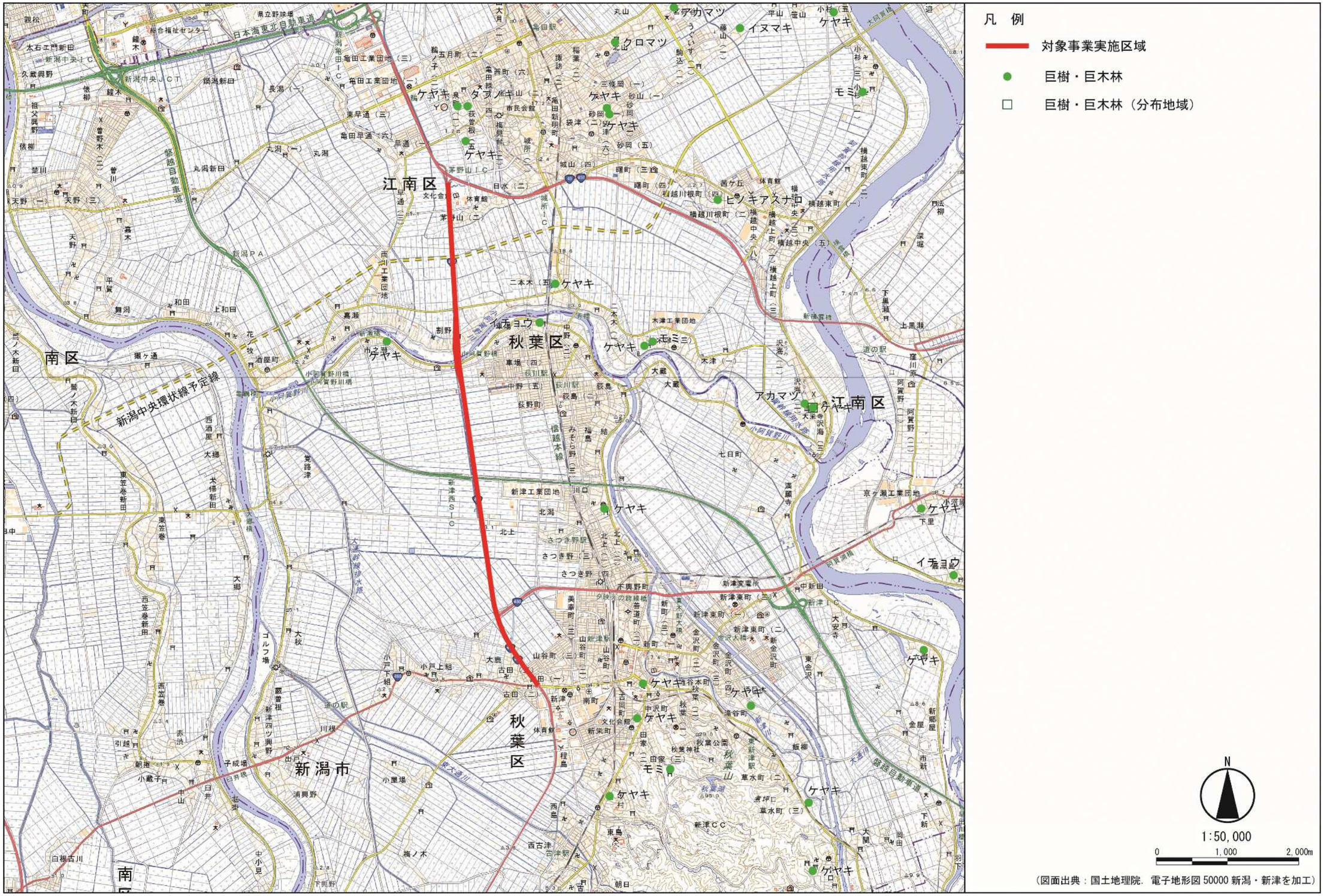


図 3.2.15　巨樹・巨木林の分布状況

(3) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、三角州性低地、自然堤防・砂州が形成されている。植生は概ね地形と相関していることから、河川沿いには主にヨシクラスが分布しており、対象事業実施区域には水田雑草群落が広く見られる。

また、生態系は低地や河原等を基盤として生育する植物群落を生産者とし、一次消費者としてバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やウサギ類等の草食性哺乳類が、二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を捕食するモグラ類が存在する。さらに三次消費者としてはスズメ類の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類が、四次消費者としてヘビ類等の爬虫類が存在し、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ科等の猛禽類やテン等の中型哺乳類が存在する。これらの生態系における食物連鎖の模式図を図 3.2.16 に示す。

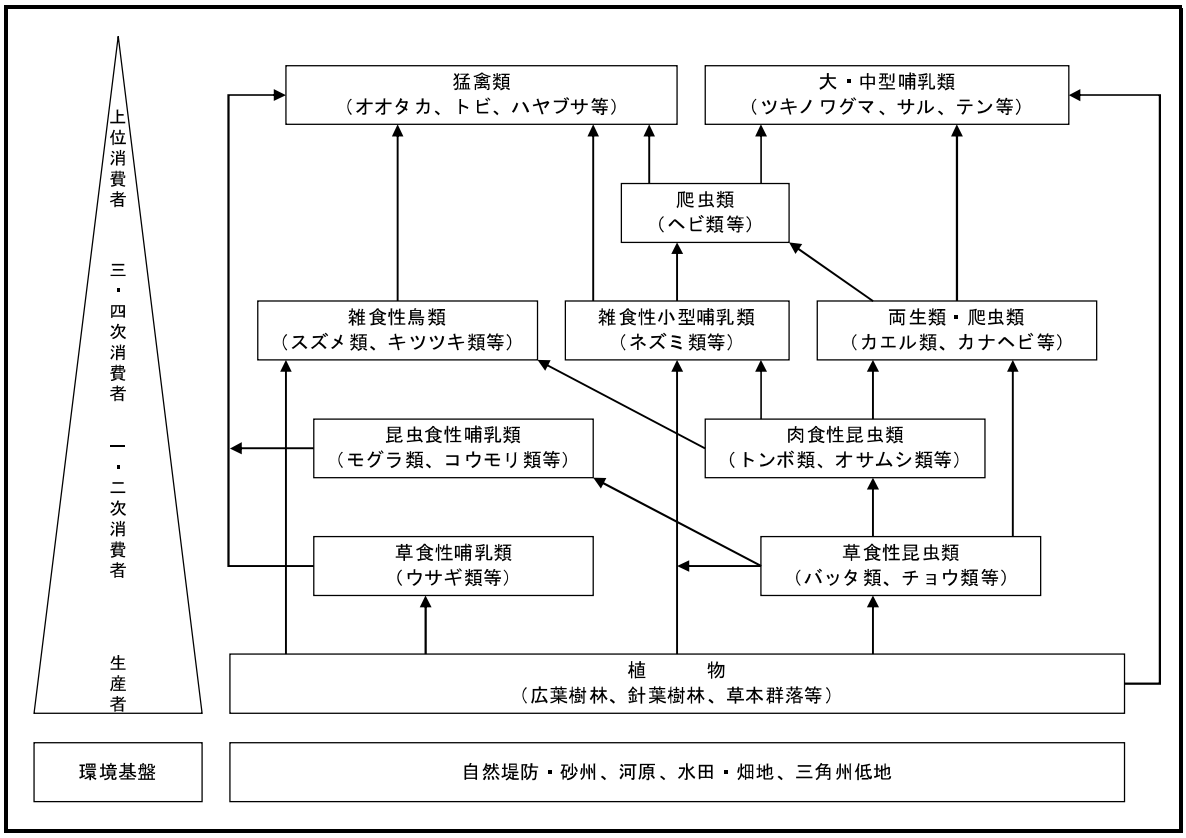


図 3.2.16　食物連鎖模式図

3.2.7　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

①　主要な眺望点の概況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点の概況を表 3.2.30 に、その分布を図 3.2.17 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点として、亀田農村公園、大藏神社、諏訪社等の 96 箇所が存在する

表 3.2.30　主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場（1/3）

No.	種別	名称	所在地	出典
1	レジャー・公園	いくとぴあ食花	中央区清五郎 336 番地	1)
2		天寿園	中央区清五郎 633-8	1)2)
3		よこごし公園	江南区横越字新田郷 5239 番地 1	1)2)
4		亀田公園	江南区亀田向陽 4 丁目 1779 番地 1	1)2)
5		北山池公園	江南区北山 183 番地 1	1)2)
6		舞平公園	江南区平賀 234 番地 1	1)2)
7		阿賀野川フラワーライン	江南区沢海（阿賀野川河川敷）	1)2)
8		亀田排水路公園	江南区亀田地区（主要地方道新潟新津線「峰橋」～JR 信越線本線「城山踏切」間）	1)
9		亀田農村公園	江南区茅野山 3 丁目 1 番 13 号	1)
10		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家 7531 番地 2 ほか	1)
11		阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新 594 番地 13	1)2)
12		秋葉公園	秋葉区秋葉 3 丁目 7383 番地 4 ほか	1)2)
13		自転車歩行者専用道（小阿賀野川）	江南区割野ほか	5)
14		見晴らしの丘（夕陽ケ丘の散歩路）	秋葉区東島	6)
15	広域公園	鳥屋野潟公園（スポーツ公園）	中央区長潟、清五郎、女池南、鐘木	2)3)
16	近隣公園	かわね公園	江南区亀田工業団地 1 丁目 2528 番地 17	2)3)
17		北上西第１公園	秋葉区北上 2044 番地	2)3)
18		北上西第２公園	秋葉区北上 2003 番地	2)3)
19		工業団地１号公園	秋葉区川口 578 番地 1	2)3)
20		工業団地２号公園	秋葉区川口 578 番地 30	2)3)
21		工業団地３号公園	秋葉区川口 578 番地 28	2)3)
1	神社	赤城神社	江南区二本木 1 丁目 7 番 16 号	4)
2		伊夜日子社	江南区袋津 1 丁目 4 番 44 号	4)
3		大藏神社	江南区茅野山 1172 番地	4)
4		賀茂神社	江南区木津 4 丁目 5 番 3 号	4)
5		草薙社	江南区所島 1 丁目 5 番 15 号	4)
6		熊野社	江南区城所 1 丁目 4 番 3 号	4)
7		神明宮（村社神明宮）	江南区丸山 461 番地	4)
8		神明宮（北山神社）	江南区北山 868 番地	4)
9		神明宮	江南区嘉瀬 846 番地	4)
10		神明宮	江南区鵜ノ子 201 番地	4)

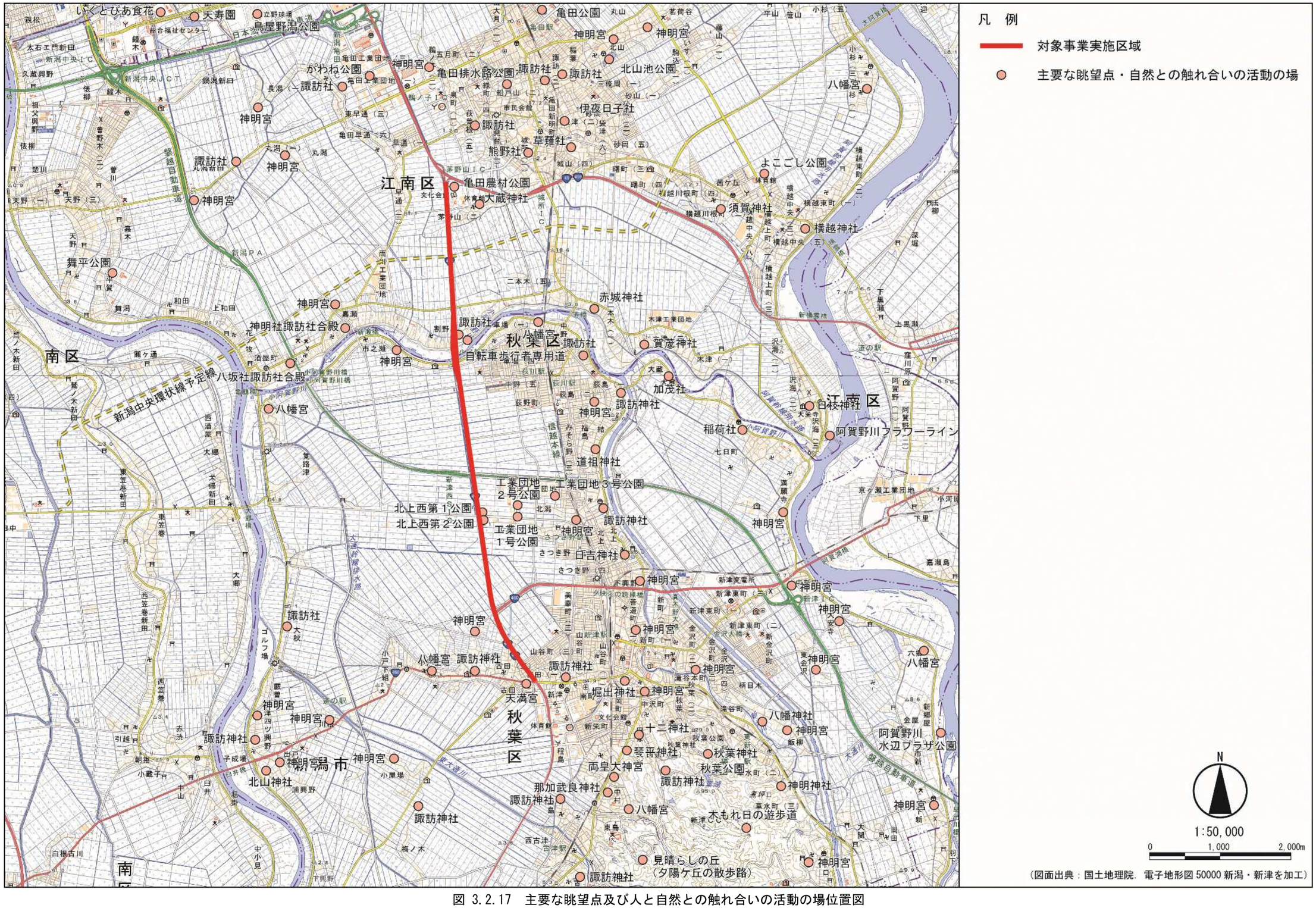
表 3.2.30　主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場（2/3）

No.	種別	名称	所在地	出典
11	神社	神明宮（大神宮）	江南区丸潟 848 番地	4)
12		神明宮	江南区鍋潟新田 190 番地	4)
13		神明宮	江南区丸潟新田 1343 番地	4)
14		神明社諏訪社合殿	江南区嘉瀬 3792 番地	4)
15		須賀神社	江南区横越 1631 番地（横越川根町 2 丁目 3-6）	4)
16		諏訪社	江南区割野 685 番地の 1	4)
17		諏訪社	江南区東本町 4 丁目 4 番 22 号	4)
18		諏訪社	江南区稲葉 2 丁目 1 番 20 号	4)
19		諏訪社	江南区荻曽根 16 番地（荻曽根 5 丁目 3-40）	4)
20		諏訪社	江南区亀田早通 4891 番地（下早通 1 丁目 6-24）	4)
21		諏訪社	江南区丸潟新田 501 番地(丸潟新田 592-4)	4)
22		八幡宮	江南区茅野山 2984 番地	4)
23		八幡宮	江南区小杉 1069 番地	4)
24		日枝神社	江南区沢海 2 丁目 15 番 30 号	4)
25		八坂社諏訪社合殿	江南区酒屋町 440 番地	4)
26		横越神社	江南区横越 3549 番地（横越中央 5 丁目 6-22）	4)
27		秋葉神社	秋葉区秋葉 3 丁目 8 番 19 号	4)
28		稲荷社	秋葉区七日町 964 番地	4)
29		加茂社	秋葉区大蔵 1150 番地 4	4)
30		北山神社	秋葉区子成場 140 番地	4)
31		琴平神社	秋葉区田家 2 丁目 10 番 17 号	4)
32		神明宮	秋葉区新津本町 4 丁目 13 番 14 号	4)
33		神明宮	秋葉区下興野町 8 番 27 号	4)
34		神明宮	秋葉区善道町 2 丁目 5 番 15 号	4)
35		神明宮	秋葉区金沢町 2 丁目 3 番 10 号	4)
36		神明宮	秋葉区北上新田 1814 番地	4)
37		神明宮	秋葉区飯柳 129 番地	4)
38		神明宮	秋葉区満願寺 4559 番地	4)
39		神明宮	秋葉区田島 58 番地	4)
40		神明宮	秋葉区大安寺 465 番地	4)
41		神明宮	秋葉区東金沢 530 番地	4)
42		神明宮	秋葉区中新田 514 番地 3	4)
43		神明宮	秋葉区市之瀬 83 番地	4)
44		神明宮	秋葉区栗宮 528 番地	4)
45		神明宮	秋葉区川根甲 217 番地 1	4)
46		神明宮	秋葉区小屋場 1154 番地	4)
47		神明宮	秋葉区浦興野 445 番地	4)
48		神明宮	秋葉区新津四ツ興野 1710 番地	4)
49		神明宮	秋葉区下新 42 番地	4)
50		神明宮	秋葉区小口 1020 番地	4)

表 3.2.30　主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場（3/3）

No.	種別	名称	所在地	出典
51	神社	神明神社	秋葉区草水町 3 丁目 5 番 1 号	4)
52		諏訪社	秋葉区中野 1 丁目 1 番 23 号	4)
53		諏訪社	秋葉区大秋 141 番地 3	4)
54		諏訪神社	秋葉区田家 3 丁目 12 番 6 号	4)
55		諏訪神社	秋葉区山谷町 3 丁目 8 番 20 号	4)
56		諏訪神社	秋葉区川口 7 番地	4)
57		諏訪神社	秋葉区荻島 14 番地	4)
58		諏訪神社	秋葉区梅ノ木 1100 番地	4)
59		諏訪神社	秋葉区出戸 609 番地	4)
60		諏訪神社	秋葉区大鹿 255 番地	4)
61		諏訪神社	秋葉区古津 277 番地	4)
62		諏訪神社	秋葉区西島 306 番地	4)
63		天満宮	秋葉区古田 2 丁目 9 番 3 号	4)
64		豊受神社（十二神社）	秋葉区田家 1 丁目 14 番 14 号	4)
65		道祖神社	秋葉区結 48 番地	4)
66		那加武良神社	秋葉区中村 148 番地	4)
67		八幡宮	秋葉区車場 1 丁目 11 番 5 号	4)
68		八幡宮	秋葉区覚路津 3649 番地 1	4)
69		八幡宮	秋葉区小戸上組 836 番地甲	4)
70		八幡宮	秋葉区東島 228 番地	4)
71		八幡宮	秋葉区六郷 881 番地	4)
72		八幡神社	秋葉区柄目木 63 番地	4)
73		日吉神社	秋葉区北上 2 丁目 1 番 5 号	4)
74		堀出神社	秋葉区新津本町 3 丁目 14 番 6 号	4)
75		両皇大神宮	秋葉区程島 244 番地	4)

出典：1) レジャー・公園（新潟市ホームページ）
2) 新潟市地図情報サービス「にいがたｅマップ」（新潟市ホームページ）
3) 都市公園データ（国土数値情報ダウンロードサイト）
4) 県内神社一覧（新潟県神社庁ホームページ）
5) 新潟市自転車利用環境計画（令和 6 年 3 月　新潟市）
6) 秋葉区金津地区散策マップ（令和 5 年 3 月改訂　金津コミュニティ振興協議会）



（図面出典：国土地理院．電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.2.17　主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場位置図

② 主要な景観資源

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源の概況を表 3.2.31 に、その分布を図 3.2.18 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な景観資源として、新潟砂丘Ⅲや北山の池、アスパーク亀田、国道 403 号フラワーロード、小阿賀野川等が存在する。

表 3.2.31 主要な景観資源 (1/2)

No.	種別	名称	所在地	出典
1	自然景観資源（砂丘）	新潟砂丘Ⅲ	江南区、北区地内	1)
2	自然景観資源（湖沼）	北山の池	江南区北山 183 番地 1	1)
3		清五郎潟	中央区清五郎	1)
4	新潟市都市景観賞	築地塀	江南区大山地区丸山	2)
5		北山の池	江南区北山 183 番地 1	2)
6		新潟中央インターの夜景	江南区久蔵興野	2)3)
7		鳥屋野潟公園	中央区鐘木	2)
8		新潟テルサ	中央区鐘木 185-18	2)3)
9		鳥屋野潟公園線	中央区鐘木	3)
10		新堀排水路	中央区鐘木地内	3)4)
11		清五郎潟	中央区清五郎	4)
12		両川のチューリップ畑	江南区両川地区	3)4)
13		酒屋地区からの信濃川と弥彦山	江南区酒屋地区	3)
14		小阿賀野川	小阿賀野川全域	3)
15		割野地区のなし畑	江南区割野地区	3)
16		田園都市新潟	江南区曽野木	4)
17		四季折々の田園風景	江南区両川地区	4)
18		◇北山の竹穂垣（くね）	江南区北山	4)
19		※北方文化博物館とその周辺	江南区沢海 2	5)
20		阿賀野川床固め公園	江南区沢海	5)
21		梅の里通り	江南区荻曽根周辺	5)
22		アスパーク亀田	江南区茅野山 3	5)
23		※亀田公園	江南区向陽 4	5)
24		袋津の蔵のある風景	江南区袋津	5)
25		※袋津の板塀の小径	江南区袋津	5)
26		新津駅	秋葉区新津本町 1	5)
27		東洋館ホール	秋葉区新津本町 3 丁目 7-38	5)
28		今井眼科医院	秋葉区新津本町 4	5)
29		※満願寺はさ木並木	秋葉区満願寺	5)6)
30		柿の木の森	秋葉区新町 3	5)

表 3.2.31　主要な景観資源（2/2）

No.	種別	名称	所在地	出典
31	新潟市都市景観賞	秋葉公園	秋葉区秋葉 3	5)
32		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家 7531 番地 2 ほか	5)
33		小口～古津の山道	秋葉区小口～古津	5)
34		満願寺水門	秋葉区満願寺	5)
35		阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ	秋葉区新津中新田～阿賀野市下里	5)
36		一ノ堰の桜	秋葉区大関	5)6)
37	その他の景観資源	新津川水仙・桜ロード	秋葉区日宝町ほか	6)
38		秋葉湖	秋葉区田家 7530	6)
39		国道 403 号フラワーロード	秋葉区車場～大鹿	6)

出典：1)第 3 回自然環境保全基礎調査「新潟県自然環境情報図」（平成元年　環境省）
2)都市景観ガイドマップ「まちのいいとこ」新潟市都市景観賞応募編（平成 8 年 3 月　新潟市都市整備局都市計画部都市計画課）
3)都市景観ガイドマップ「まちのいい顔・いい表情」平成 10 年度新潟市都市景観賞応募の紹介（新潟市都市計画課都市景観室）
4)都市景観ガイドマップ「みつけよう！四季映えるまちにいがた」第 3 回新潟市都市景観賞応募の紹介（新潟市都市整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室）
5)都市景観ガイドマップ第 4 回新潟市都市景観賞「お宝景観 30 選」と応募景観の紹介（平成 17 年 12 月　新潟市都市整備局開発建築部街づくり推進課）
6)新津まちあるき歴史探訪（令和 6 年 4 月　新津観光協会）
◇新潟市都市景観賞（第 3 回新潟市都市景観賞）
※お宝景観 30 選（第 4 回新潟市都市景観賞）

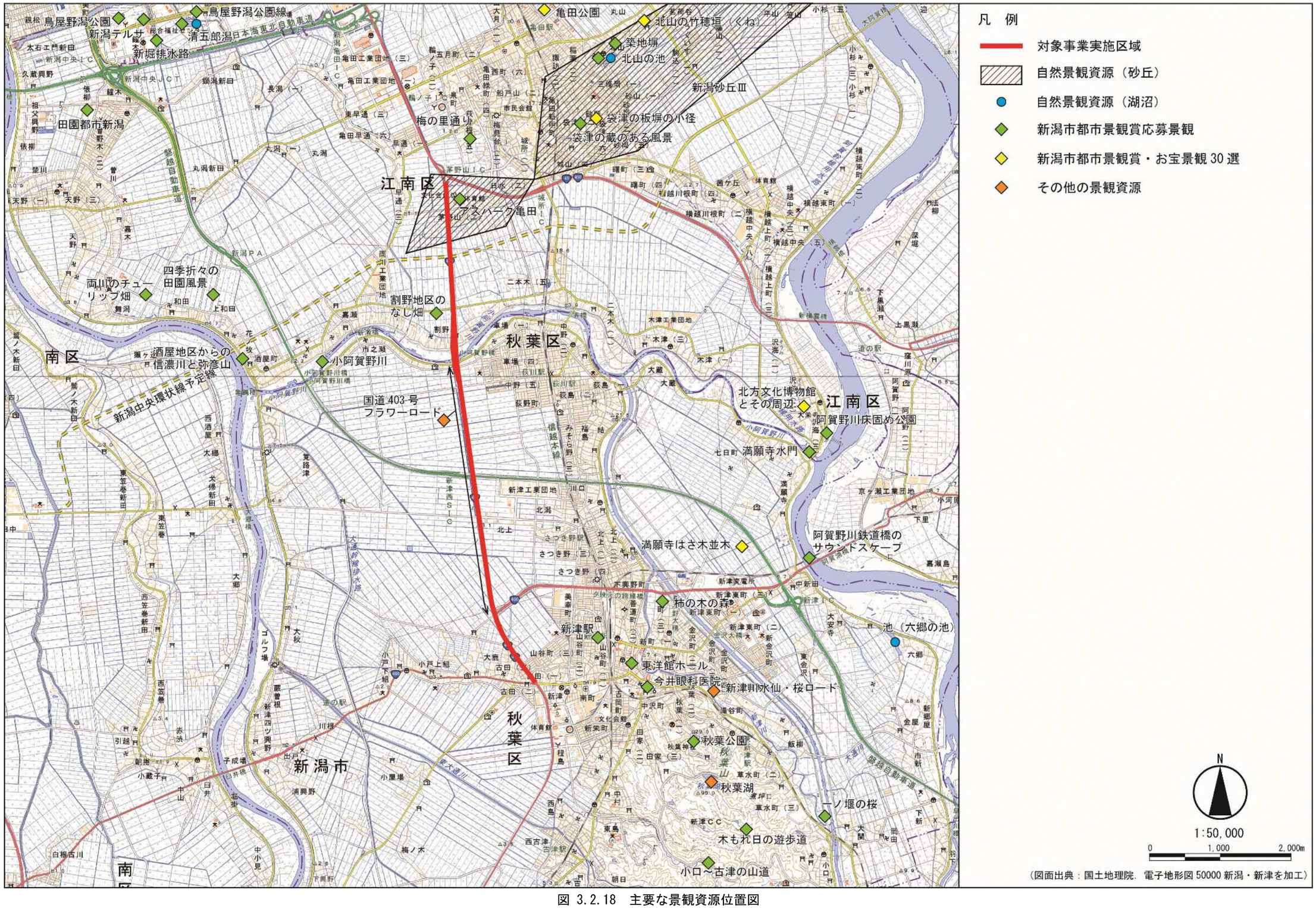


図 3.2.18　主要な景観資源位置図

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布

対象事業実施区域及びその周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布については、前出 3.2.7(1)①の項に示した。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、かわね公園や亀田農村公園、阿賀野川フラワーライン等が存在する。

3.2.8　文化財に関する状況

(1) 指定文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の分布状況を表 3.2.32 及び図 3.2.19 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、新潟県の指定文化財が 2 件、新潟市の指定文化財が 19 件存在する。対象事業実施区域周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が分布している。

表 3.2.32　指定文化財

No.	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者	備考
1	国指定文化財	該当なし					
2	新潟県指定文化財	天然記念物	八珍柿原木	昭和37年3月29日	秋葉区古田	個人	
3			賀茂神社の大ケヤキ	昭和42年3月25日	江南区木津	賀茂神社	
4	新潟市指定文化財	有形文化財(建造物)	横越組大庄屋建部尚行の碑	昭和51年6月20日	江南区横越	個人	江戸末期
5			妙蓮寺山門	昭和53年4月14日	秋葉区東島	妙蓮寺	文政9年
6		有形民俗文化財	満願寺稲架木並木	昭和57年2月27日	秋葉区満願寺	満願寺集落・新潟市	
7		記念物(史跡)	煮坪	昭和50年9月4日	秋葉区草水町3	個人・新潟市	慶長13年
8			幸清水	昭和50年12月2日	秋葉区秋葉1	新潟市	文化4年
9			東島城跡	昭和60年3月4日	秋葉区東島	新潟市 他	中世
10			桜清水	昭和61年1月14日	秋葉区中村	那加武良神社	弘安元年
11			ひさかき清水	平成5年1月20日	秋葉区田家1	妙本寺	明治10年頃
12			手掘石油井戸	平成5年1月20日	秋葉区田家	新潟市	樹齢約800年
13		記念物(天然記念物)	真柄家の大欅	平成5年1月20日	秋葉区柄目木	個人	樹齢約800年
14			福王寺の大赤樫	平成5年1月20日	秋葉区山谷町1	福王寺	樹齢約300年
15			小戸の大花梨	平成5年1月20日	秋葉区小戸下組	個人	樹齢150年以上
16			北潟の大譲葉	平成5年1月20日	秋葉区北潟	個人	樹齢250年以上
17			子成場柿	平成5年1月20日	秋葉区浦興野	個人	樹齢約240年
18			石崎家の紅梅	平成5年1月20日	秋葉区新津本町2	個人	樹齢約250年
19			コウヤマキ（高野槙）	昭和50年7月12日	江南区藤山	個人	樹齢300年以上
20			らかんまき 外	平成6年4月1日	江南区荻曽根	個人	樹齢300年以上
21			つばき	平成6年4月1日	江南区袋津	個人	樹齢600年以上
22			かや	平成6年4月1日	江南区城山	個人	樹齢700年以上

出典：「新潟市の文化財」（新潟市ホームページ）
「新潟市地図情報サービス「にいがたｅマップ」」（新潟市ホームページ）

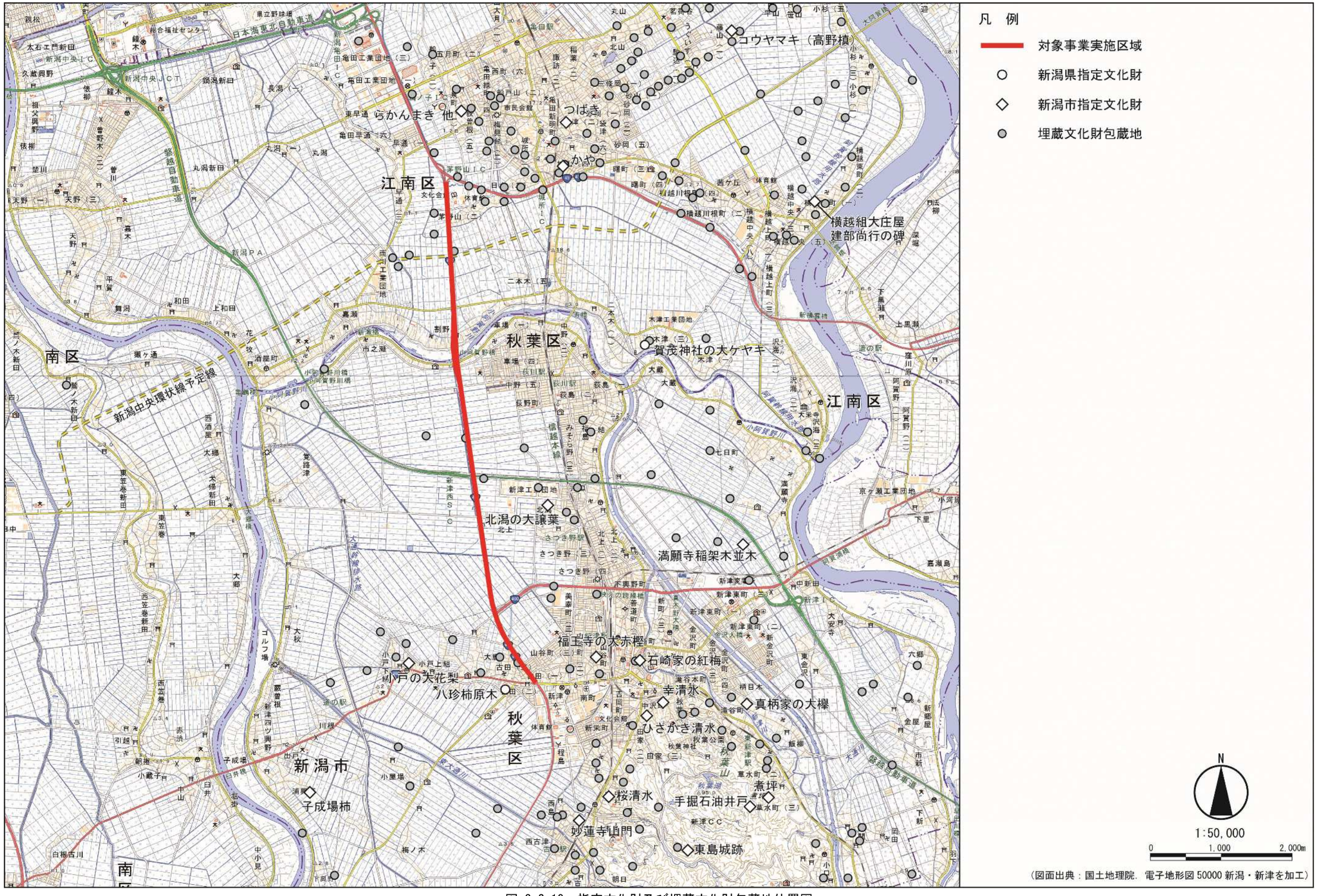


図 3.2.19　指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地位置図

(2) 埋蔵文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺に埋蔵文化財の分布状況を表 3.2.33 及び前出の図 3.2.19 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる。

表 3.2.33　埋蔵文化財（1/5）

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
7	遺物包含地	笹山前遺跡	新潟	江南区藏岡字笹山前 122 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
8	遺物包含地	茗荷谷遺跡	新潟	江南区茗荷谷字伝次山 444 他	奈良・平安
9	遺物包含地	彦七山遺跡	新潟	江南区丸山字清水が丘 95 他	奈良・平安
10	遺物包含地	金塚山遺跡	新潟	江南区丸山字金塚 13-1 他	縄文・奈良・平安
11	遺物包含地	前山遺跡	新潟	江南区北山字前山 341 他	奈良・平安
13	遺物包含地	丸山遺跡	新潟	江南区丸山字前郷 461 他	平安
46	遺物包含地	北山遺跡	新潟	江南区丸山 1033 他	平安
89	遺物包含地	茗荷谷墓地遺跡	新潟	江南区茗荷谷字才槌山 100-1 他	平安
91	遺物包含地	清水が丘遺跡	新潟	江南区丸山字清水が丘 199-2 他	平安
92	遺物包含地	大道外遺跡	新潟	江南区丸山字大道外 660 他	平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
804	遺物包含地	岡崎南遺跡	新潟	江南区割野字岡崎 3868 ほか	中世
388	遺物包含地	亀田城山 A 遺跡	亀田	江南区城山 4 丁目 1025-1 他	縄文・弥生・奈良・平安
389	遺物包含地	砂崩遺跡	亀田	江南区砂崩字浦郷 307 他	縄文・奈良・平安
390	遺物包含地	迎山遺跡	亀田	江南区砂崩字迎山 1～2 他	縄文・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町
391	遺物包含地	日水南遺跡	亀田	江南区日水 1 丁目 3 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・室町
392	遺物包含地	西前郷	亀田	江南区茅野山字西前郷 1543 他	縄文・奈良・平安
393	遺物包含地	斉助山遺跡	亀田	江南区城山 4 丁目 1127 他	縄文・弥生・奈良・平安
394	遺物散布地	袋津向山遺跡	亀田	江南区袋津字向山 5110 他	縄文
396	遺物包含地	武左衛門裏遺跡	亀田	江南区茅野山字竹ノ花 2336 他	古墳
397	遺物包含地	下西	亀田	江南区泥潟字下西 487 他	古墳
398	遺物包含地	日水遺跡	亀田	江南区茅野山字日水浦 2911 他	飛鳥・奈良
399	遺物包含地	貝塚遺跡	亀田	江南区元町 5 丁目 189-1 他	奈良・平安
400	遺物散布地	三條岡遺跡	亀田	江南区砂崩字三條岡 4045 他	奈良・平安
401	遺物包含地	砂崩上ノ山遺跡	亀田	江南区砂崩字上ノ山 334 他	奈良・平安
402	遺物散布地	中の山遺跡	亀田	江南区城所 2 丁目	奈良・平安
403	遺物散布地	狐山遺跡	亀田	江南区船戸山	奈良・平安
404	遺物包含地	上沼遺跡	亀田	江南区袋津字上沼	奈良・平安
405	遺物散布地	茨島遺跡	亀田	江南区袋津 5 丁目 1544 他	奈良・平安
406	遺物散布地	砂岡遺跡	亀田	江南区砂岡 2 丁目 1727 他	奈良・平安
407	遺物散布地	塚ノ山遺跡	亀田	江南区亀田水道町 4 丁目 2541-2 他	奈良・平安
408	遺物散布地	岡田遺跡	亀田	江南区城所字岡田	奈良・平安
409	遺物散布地	牛道遺跡	亀田	江南区城所 347-8 他	平安
410	遺物包含地	川西遺跡	亀田	江南区船戸山 3 丁目 403-1 他	平安・鎌倉

表 3.2.33　埋蔵文化財（2/5）

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
411	遺物包含地	市助裏遺跡	亀田	江南区船戸山 3 丁目 723 他	平安・鎌倉
412	遺物包含地	鵜ノ子	亀田	江南区鵜ノ子腰廻り 574～576 他	平安
413	遺物包含地	泥潟	亀田	江南区泥潟字上西 83-1～4 他	平安
414	遺物包含地	浦ノ山遺跡	亀田	江南区砂崩字浦ノ山 244 他	平安
415	遺物包含地	八幡前遺跡	亀田	江南区茅野山 1 丁目 1 他	弥生・平安
416	遺物包含地	早通前	亀田	江南区茅野山字早通前	奈良・鎌倉
417	遺物包含地	手代山遺跡	亀田	江南区茅野山字内鍋潟 2793 他	古墳・奈良・平安・鎌倉
418	遺物包含地	荒木前遺跡	亀田	江南区城所 1 丁目 749 他	鎌倉
419	遺物散布地	三王山遺跡	亀田	江南区所島 1 丁目 780 他	室町
420	遺物包含地	養海山遺跡	亀田	江南区茅野山 1 丁目 3・4	縄文・弥生・古墳・平安
421	遺物散布地	砂崩前郷遺跡	亀田	江南区砂崩字前郷 732-1 他	縄文・平安・江戸
422	遺物散布地	亀田城山Ｂ遺跡	亀田	江南区城山 2 丁目 1284-1 他	南北朝・室町・安土桃山・江戸
424	遺物包含地	日水前遺跡	亀田	江南区日水 1 丁目 6 他	縄文・弥生・平安
425	集落跡	城所道下遺跡	亀田	江南区城所字道下甲 1～3 他	平安
426	遺物包含地	西郷	亀田	江南区茅野山字西郷 2026-1 他	弥生
723	集落跡	駒首潟	亀田	江南区亀田早通字川根 3100 ほか	平安
724	遺物包含地	大蔵	亀田	江南区茅野山 3 丁目大蔵 2153-2 ほか	奈良・平安
734	集落跡	手代山北遺跡	亀田	江南区手代山 2 丁目 627-4～2543	平安
760	遺物包含地	亀田六枚田遺跡	亀田	江南区曙町 1 丁目 708 番ほか	古墳・飛鳥・奈良
762	遺物包含地	亀田四ツ興野居付遺跡	亀田	江南区亀田四ツ興野 616 番 5 ほか	平安
764	遺物包含地	笊木遺跡	亀田	江南区袋津字笊木 1852 番ほか	奈良・平安
768	遺物包含地	亀田道下遺跡	亀田	江南区荻曽根 2 丁目 172 番 3 ほか	平安
794	遺物包含地	岡崎遺跡	亀田	江南区割野字岡崎 3875 ほか	縄文・弥生・古墳・平安
795	遺物包含地	道正遺跡	亀田	江南区割野字道正 2870 ほか	縄文・弥生・古墳・平安
810	遺物包含地	土居内遺跡	亀田	江南区鵜ノ子 3 丁目字土井内 515　ほか	平安
821	遺物包含地	五番田遺跡	亀田	江南区茅野山字西前郷 1520	縄文(晩期)・奈良
822	遺物包含地	亀田道下北遺跡	亀田	江南区荻曽根 4 丁目 307-1	平安
126	遺物包含地	原遺跡	新津	秋葉区程島字原 243 他	縄文
126	遺物包含地	原遺跡	新津	秋葉区程島字原 243 他	縄文
127	遺物包含地	山崎遺跡	新津	秋葉区程島字山崎 1231･1241	縄文
128	集落跡	平遺跡	新津	秋葉区小口 1126 他	縄文
129	遺物散布地	平林遺跡	新津	秋葉区東嶋字平林 519･581 他	縄文
131	遺物包含地	居平遺跡	新津	秋葉区小口字居平 995 他	縄文
132	遺物包含地	舟戸遺跡	新津	秋葉区古津字舟戸 1910 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
133	遺物包含地	大坪遺跡	新津	秋葉区東島字大坪 186 他	奈良・平安
134	遺物包含地	塩辛遺跡	新津	秋葉区朝日字塩辛 145-1 他	弥生・古墳・奈良・平安
135	遺物包含地	高矢Ｃ遺跡	新津	秋葉区古津字高矢	古墳
136	窯跡	七本松窯跡群	新津	秋葉区田家字滝谷	平安
137	遺物包含地	寺嶋遺跡	新津	秋葉区七日町字沖ノ羽	平安・鎌倉
138	遺物包含地	曽根遺跡	新津	秋葉区小屋場字柳綿 828･829 他	平安・鎌倉

表 3.2.33　埋蔵文化財（3/5）

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
140	集落跡	下梅ノ木遺跡	新津	秋葉区小屋場字五反田 250-2 他	平安・鎌倉・南北朝
141	遺物包含地	川根遺跡	新津	秋葉区川根字上三尺 490 他	鎌倉・南北朝・室町
142	遺物包含地	小戸下組遺跡	新津	秋葉区小戸下組字浄楽 940 他	鎌倉・南北朝・室町
143	遺物包含地	結	新津	秋葉区結字長沼 492 他	古墳・奈良
144	城館跡	東島城跡	新津	秋葉区東島字城ケ平 1043 他	室町
145	遺物包含地	長崎（城跡）遺跡	新津	秋葉区満願寺字稲葉 700-1	室町
146	遺物散布地・城館跡	新津城（館）跡	新津	秋葉区山谷町字楯ノ腰 5375 他	平安・南北朝・室町・安土桃山
148	塚	新久免の塚	新津	秋葉区大蔵字新久免 1159	室町・安土桃山・江戸
149	遺物包含地	沖ノ羽遺跡	新津	秋葉区七日町字沖ノ羽 3255 他	古墳・飛鳥・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
150	遺物包含地	西江浦遺跡	新津	秋葉区東金沢字西江浦 1222・1247 他	平安
151	遺物包含地	細池寺道上遺跡	新津	秋葉区飯柳字細池 1233 他	平安
152	塚	尻地の塚	新津	秋葉区飯柳字尻池 97	室町
153	遺物包含地	上浦 A	新津	秋葉区福島字上浦 290 他	奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町
154	遺物散布地	川原畑遺跡	新津	秋葉区市ノ瀬字川原畑 4280-9 他	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
155	遺物散布地	下等別当遺跡	新津	秋葉区覚路津字下等別当 2489-5 他	飛鳥・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
156	遺物包含地	長沼遺跡	新津	秋葉区結字長沼 1060-1 他	平安・鎌倉
157	遺物包含地	腰廻	新津	秋葉区大鹿字腰廻 1158 他	室町・安土桃山
158	遺物包含地	浄楽遺跡	新津	秋葉区大鹿字浄楽 1056-1 他	室町
159	遺物包含地	西沼遺跡	新津	秋葉区小戸下組字西沼 666 他	平安
160	遺物包含地	長左エ門沼遺跡	新津	秋葉区小戸下組字長左エ門沼 205 他	不明
161	遺物包含地	城見山遺跡	新津	秋葉区程島字城見山 730 他	縄文
162	塚	稚子の墓	新津	秋葉区田家字箕輪 2286	不明
163	遺物包含地	中郷遺跡	新津	秋葉区古津字中郷 1779-1 他	平安
164	遺物包含地	桜大門遺跡	新津	秋葉区西島字桜大門 143	平安
168	城館跡	程島館跡	新津	秋葉区程島字館ノ内 1474 他	室町・安土桃山・江戸
170	城館跡	西島館跡	新津	秋葉区金津字滝ノ上 4620 他	南北朝
171	城館跡	大関館跡	新津	秋葉区大関字万石	不明
172	石造物	諏訪神社石仏	新津	秋葉区大鹿	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
181	遺物包含地	小手平遺跡	新津	秋葉区秋葉 2 丁目 5037 他	縄文
182	遺物包含地	秋葉遺跡	新津	秋葉区秋葉 1 丁目 4704-1 他	縄文・弥生
187	窯跡	滝谷窯跡	新津	秋葉区滝谷町 26 他	平安
188	窯跡	草水町２丁目窯跡	新津	秋葉区草水町 2 丁目 208-1 他	旧石器・縄文・平安
189	遺物包含地	山谷北遺跡	新津	秋葉区新津字山谷北 5195 他	古墳

表 3.2.33　埋蔵文化財（4/5）

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
190	遺物包含地	浦輿野遺跡	新津	秋葉区堤外地（小須戸地内）	飛鳥・奈良・平安
192	遺物包含地	川口甲遺跡	新津	秋葉区川口字甲 344-1 他	平安
193	遺物包含地	江内遺跡	新津	秋葉区川口字江内	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸
194	窯跡	草水町１丁目窯跡	新津	秋葉区草水町１丁目 138 他	奈良・平安
195	石造物	本町石仏	新津	秋葉区新津本町２丁目 2917	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
196	石造物	盛岩寺石仏	新津	秋葉区大安寺 815	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
197	遺物包含地	古通遺跡	新津	秋葉区西島字古通 778 他	平安
198	遺物包含地	川口乙遺跡	新津	秋葉区川口字乙 555 番地他	平安
200	遺物包含地	中谷内遺跡	新津	秋葉区大蔵字中谷内	古墳・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸
201	遺物包含地	内野遺跡	新津	秋葉区七日町字内野	平安
204	遺物包含地	山境遺跡	新津	秋葉区朝日字山境 1143 他	縄文・弥生・江戸
205	遺物包含地	埋堀遺跡	新津	秋葉区善道字埋堀 510-1 他	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
206	遺物包含地	無頭遺跡	新津	秋葉区七日町字野田 2123-2　他	平安
207	遺物包含地	大下遺跡	新津	秋葉区満願寺字大下 1532	平安
208	遺物包含地	久保遺跡	新津	秋葉区中新田字久保	平安
209	集落跡	結七島遺跡	新津	秋葉区結字苗代付 512-2 他	古墳・奈良・平安
210	遺物包含地	西島中谷内遺跡	新津	秋葉区西島字中谷内 1370 他	奈良・平安
211	遺物包含地	山王浦遺跡	新津	秋葉区古田ノ内大野開字山王浦 462-3 他	平安
213	遺物包含地	道上遺跡	新津	秋葉区北字道上 41 他	平安
214	遺物散布地	下久保遺跡	新津	秋葉区金屋字下久保 1064 他	平安
215	集落跡	上浦Ｂ遺跡	新津	秋葉区川口字乙 790-1 他	古墳
216	遺物包含地	愛宕澤遺跡	新津	秋葉区草水町２丁目 228 他	縄文・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
217	遺物包含地	山脇遺跡	新津	秋葉区朝日字山脇 230-3 他	古墳・平安
218	遺物包含地	森田遺跡	新津	秋葉区朝日字森田 179-3 他	弥生・古墳
219	遺物包含地	東島大道下遺跡	新津	秋葉区東島字大道下 37 他	古墳・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
722	遺物包含地	諏訪畑遺跡	新津	秋葉区大関諏訪畑 242-1 ほか	平安
728	窯跡	秋葉２丁目窯跡	新津	秋葉区秋葉２丁目 5670-1 ほか	平安
738	集落跡	萱免遺跡	新津	秋葉区山谷町 3552 番５	奈良・平安
739	遺物包含地	中田遺跡	新津	秋葉区結字中田 785-4 ほか	古墳
741	遺物包含地	大野中遺跡	新津	秋葉区東金沢字大野中 1690～1965 番地ほか	縄文・平安
761	遺物包含地	沢海遺跡	新津	秋葉区中村沢海 387 番ほか	縄文
765	遺物包含地	内畑遺跡	新津	秋葉区結字内畑 187 番ほか	古墳・平安
776	遺物包含地	吉岡遺跡	新津	秋葉区田家１丁目 1653 番１ほか	古代（平安）
785	宅地郷	宅地郷遺跡	新津	秋葉区北上新田字宅地郷 1840-1 ほか	縄文・古代・近世
786	遺物包含地	前畑遺跡	新津	秋葉区前畑 132-1	古代・中世
813	遺物包含地	萬石遺跡	新津	秋葉区大関 479-1 ほか	弥生・古墳
814	遺物包含地	萬石南遺跡	新津	秋葉区大関字万石 465-2 ほか	古墳
816	遺物包含地	見取遺跡	新津	秋葉区下条字見取 23-1 ほか	古墳
823	遺物包含地	中新田道下遺跡	新津	秋葉区新津東町３丁目 9-1 ほか	平安
824	遺物包含地	塚田遺跡	新津	秋葉区市新 234 ほか	平安

表 3.2.33　埋蔵文化財（5/5）

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
359	遺物散布地	駒込小丸山遺跡	横越	江南区駒込字前郷 273 他	縄文・弥生・奈良・平安
360	遺物散布地	上田遺跡	横越	江南区駒込字前郷 273 他	縄文・弥生・奈良・平安
361	遺物散布地	前郷遺跡	横越	江南区駒込字前郷 290 他	縄文・弥生・奈良・平安
362	遺物散布地	山ン家遺跡	横越	江南区駒込字前郷 312 他	弥生・奈良・平安
363	遺物散布地	駒込居浦郷遺跡	横越	江南区駒込字居浦郷 452 他	奈良・平安
364	遺物散布地	駒込墓所遺跡	横越	江南区駒込字前郷 539 他	奈良・平安
365	遺物散布地	川根谷内遺跡	横越	江南区横越字川根谷内 2603 他	奈良・平安
366	遺物散布地	宮尻郷遺跡	横越	江南区横越字下郷 7021～7044 他	奈良・平安
367	遺物散布地	下郷遺跡	横越	江南区横越字下郷 8715 他	平安
368	遺物散布地	山のハサバ遺跡	横越	江南区小杉字上田 1167 他	奈良・平安
369	遺物散布地	藤山遺跡	横越	江南区小杉字江尻 2186 他	平安・鎌倉
370	遺物散布地	江尻遺跡	横越	江南区小杉字江尻 2186 他	平安
371	遺物散布地	居附 A 遺跡	横越	江南区小杉字居附 3404 他	平安・鎌倉・南北朝・室町
372	城館跡	横越館跡	横越	江南区横越字館ノ腰 609 他	室町
373	遺物包含地	平山遺跡	横越	江南区藤山字上の山 735 他	弥生・平安
374	遺物包含地	上の山遺跡	横越	江南区藤山字上の山 735 他	弥生・平安
376	遺物包含地	居附Ｃ遺跡	横越	江南区小杉字居附 2084～2092	不明
377	遺物包含地	松韻寺遺跡	横越	江南区小杉字居附 1064	平安
378	経塚	下郷経塚	横越	江南区横越字下郷 8670	安土桃山
379	遺物包含地	曽我墓所遺跡	横越	江南区横越 3939 他	平安
380	遺物包含地	川根谷内墓所遺跡	横越	江南区横越字上郷 2383 他	平安・室町
381	遺物包含地	天王杉遺跡	横越	江南区木津字天王杉 1905～1907	平安
382	石造物	円通寺石仏	横越	江南区木津字天王杉 578	室町
383	遺物包含地	上郷Ａ遺跡	横越	江南区横越字上郷 402 他	奈良・平安
384	遺物包含地	上郷Ｂ遺跡	横越	江南区横越字上郷 290 他	奈良・平安
385	遺物包含地	上郷Ｃ遺跡	横越	江南区横越字上郷 1521 他	平安
386	遺物包含地	新田郷遺跡	横越	江南区横越字新田郷 5413-1 他	平安
387	遺物包含地	小杉中洲遺跡	横越	江南区阿賀野川河道内	古墳
577	遺物包含地	居屋敷跡遺跡	横越	江南区沢海字居屋敷跡 188 番地 5	奈良・平安
758	遺物包含地	下郷南遺跡	横越	江南区横越中央 4 丁目 3987 ほか	平安・鎌倉から室町・近世
769	遺物包含地	上郷北遺跡	横越	江南区横越中央 5 丁目 3443 番 1	平安
775	遺物包含地	新田郷南遺跡	横越	江南区横越中央 2 丁目 4879 番ほか	古墳・古代（平安）
777	遺物包含地	下郷西遺跡	横越	江南区横越川根町 4 丁目 5282 番 1	中世
781	遺物包含地	上郷 D 遺跡	横越	江南区横越中央 5 丁目 3476	古代（平安）
784	遺物包含地	砂崩早稲田遺跡	横越	江南区砂崩 683-1～3, 7	中世
796	遺物包含地	下郷中遺跡	横越	江南区横越東町 1 丁目 3677-1 ほか	古代（平安）
825	遺物包含地	居附 A 南遺跡	横越	江南区小杉 206 ほか	平安
826	遺物包含地	宮尻郷南遺跡	横越	江南区横越 6231-1 ほか	平安
828	遺物包含地	川根谷内東遺跡	横越	江南区横越川根町 4 丁目 2055-1 ほか	平安
232	石造物	林葉寺の五輪塔	白根	南区鷲ノ木新田 637	室町
352	塚	榎行塚	小須戸	秋葉区小須戸字榎行塚 1123	不明

出典：「新潟市域の遺跡一覧表」（新潟市ホームページ）

3.2.9　一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における令和5年度の空間放射線量の測定結果を表3.2.34に、平成28年度の一般環境土壌の放射性物質濃度の測定結果を表3.2.35に示す。また、これら測定地点の位置を図3.2.20に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、空間放射線量の測定は江南区役所庁舎と秋葉区役所庁舎の2地点で行われており、いずれの調査回においても、新潟県内における空間放射線量の通常値（0.016～0.16μSv/h：既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値）の範囲内であった。

また、一般環境土壌の放射性物質濃度の測定は、平成28年度に亀田西中学校をはじめとする4地点で行われており、いずれの地点も放射性物質は不検出であった。なお、新潟市では平成29年度以降、一般環境土壌の放射性物質濃度の測定は行われていない。

表 3.2.34　空間放射線量率測定結果（地上1mの測定値）（令和5年度）

測定年月日	測定地点		新潟県が公開している通常の測定範囲
	江南区役所庁舎	秋葉区役所庁舎	
令和5年6月9日	0.088	0.076	0.016～0.16
令和5年9月11日	0.076	0.073	
令和5年12月11日	0.080	0.076	
令和6年3月8日	0.086	0.076	

出典：「新潟市の環境　資料編（令和5年度データ集）」（令和7年1月　新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.35　土壌の放射性物質濃度測定結果（平成28年度）

測定地点	土壌採取日	放射性物質濃度（Bq/kg）		
		ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
亀田西中学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
江南区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
新津第一小学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
秋葉区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出

注）定量下限値は10Bq/kg

出典：「新潟市の環境　資料編（平成28年度データ集）」（平成29年12月　新潟市環境部環境政策課）

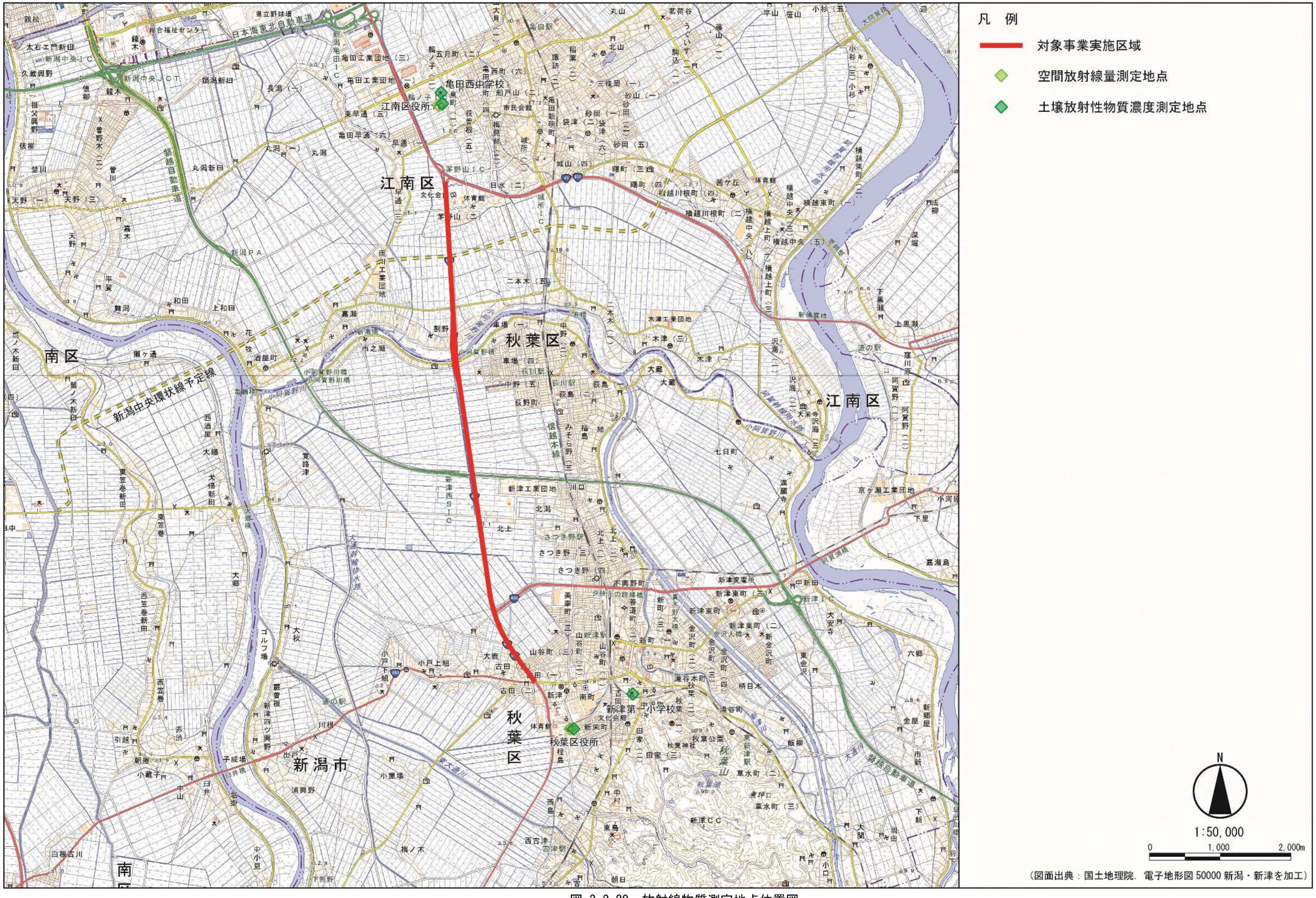


図 3.2.20　放射線物質測定地点位置図

3.3　社会的状況に関する情報

3.3.1　人口に関する状況

(1) 人口及び世帯数

対象事業実施区域が位置する新潟市における人口及び世帯数等の状況を表 3.3.1 に示す。

令和 2 年 10 月 1 日現在の新潟市の人口は 789,275 人であり、新潟県全体の約 36%に相当する。また、世帯数は 331,272 世帯となっている。

平成 27 年から令和 2 年の人口の推移は、新潟市では 20,882 人減少しており、増減率は-2.6%となっている。

表 3.3.1　人口及び世帯数等

行政区分	令和 2 年				平成 27 年との比較		
	人口（人）	面積（km2）	人口密度（人/km^2）	世帯数（世帯）	人口（人）	増減数（人）	増減率（%）
新潟市	789,275	726.27	1,086.8	331,272	810,157	△20,882	△2.6
新潟県	2,201,272	12,583.96	174.9	864,750	2,304,264	△102,992	△4.5

出典：「令和 2 年国勢調査　人口等基本集計」（令和 3 年 11 月 30 日　総務省統計局）

(2) 集落の分布

対象事業実施区域及びその周辺における人口集中地区（DID）を図 3.3.1 に示す。

人口集中地区（DID）は複数存在し、対象事業実施区域においては、終点付近に分布する。また、対象事業実施区域は、茅野山集落、割野集落、古田集落等を通過する。

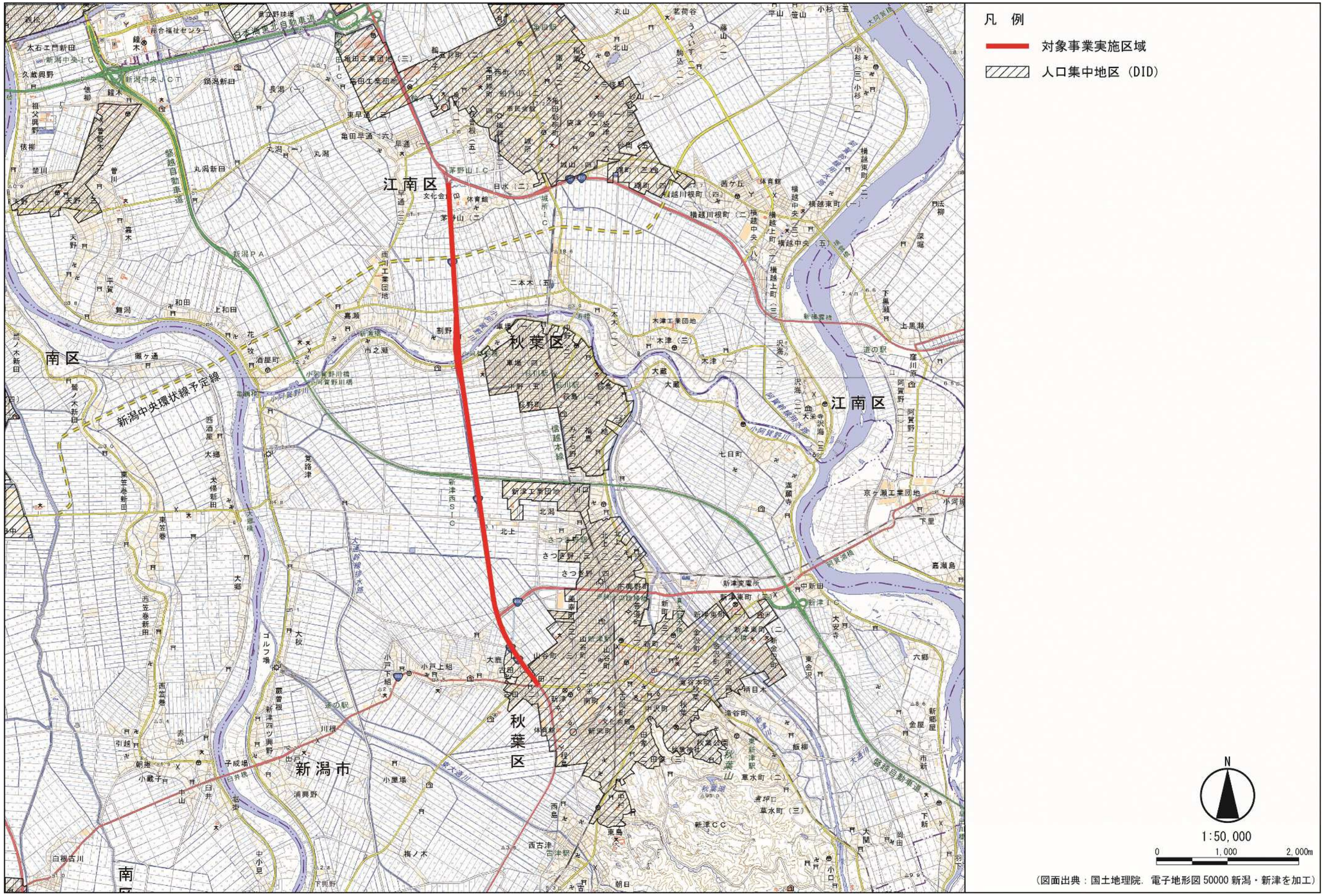


図 3.3.1　人口集中地区（DID）の状況

3.3.2　産業に関する状況

(1) 産業別就業者数

対象事業実施区域が位置する新潟市における産業別就業者の状況を表 3.3.2 に示す。

令和 2 年 10 月 1 日現在の新潟市の就業者数の総数は 402,267 人であり、産業 3 部門別就業者の構成比をみると、第 1 次産業は 3.2%、第 2 次産業は 21.5%、第 3 次産業は 75.3%と、第 3 次産業が占める割合が高い状況となっている。

表 3.3.2　産業別就業者数の状況

行政区分	就業者数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	総数（人）	就業者数（人）	割合（%）	就業者数（人）	割合（%）	就業者数（人）	割合（%）
新潟市	402,267	12,729	3.2	86,462	21.5	303,076	75.3
新潟県	1,136,258	58,782	5.3	322,523	29.0	754,953	67.8

注）令和 2 年 10 月 1 日現在
出典：「令和 2 年国勢調査　就業状態等基本集計　別表 2」（令和 4 年 6 月 22 日　新潟県総務部統計課）

(2) 農業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における農業の状況を表 3.3.3 に示す。

令和 2 年 2 月 1 日現在の新潟市の総農家数は 9,675 戸あり、新潟県全体の約 15%を占める。また、総農家数のうち販売農家は 6,813 戸であり、総農家数の約 70%を占める。

令和 2 年の農業産出額は、新潟市で 5,699 千万円となっている。

表 3.3.3　農業の状況

行政区分	総農家数（戸）			農業産出額（1,000 万円）
		販売農家（戸）	自給的農家（戸）	
新潟市	9,675	6,813	2,862	5,699
新潟県	62,556	41,751	20,805	25,260

注）農家数は令和 2 年 2 月 1 日現在、農業産出額は令和 2 年 1 月～12 月までの数値。
出典：「2020 年農林業センサス報告書　第 1 巻都道府県別統計書（新潟県）」
（令和 3 年 12 月 24 日　農林水産省）
「令和 2 年　都道府県別農業産出額及び生産農業所得」（令和 6 年 9 月 3 日　農林水産省）
「令和 2 年　市町村別農業産出額（推計）（令和 4 年 3 月 29 日　農林水産省）

(3) 工業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における工業の状況を表 3.3.4 に示す。

令和 3 年 6 月 1 日現在、新潟市には 890 事業所が存在し、新潟県全体の約 18%を占め、従業者数は 35,097 人である。

令和 2 年の製造品出荷額は 1,083,391 百万円で、新潟県全体の約 23%を占める。

表 3.3.4　工業の状況

行政区分	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	製造品出荷額 （百万円）
新潟市	890	35,097	1,083,391
新潟県	4,822	177,842	4,753,251

注）事業所数、従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額は前年 1 年間の数値。
出典：「第 134 回　新潟県統計年鑑　2023」（令和 6 年 3 月　新潟県総務部統計課）

(4) 商業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における商業の状況を表 3.3.5 に示す。

令和 3 年 6 月 1 日現在、新潟市には 7,370 事業所が存在し、新潟県全体の約 33%を占め、従業者数は 68,053 人である。

令和 2 年の年間商品販売額は、3,112,690 百万円で、新潟県全体の約 49%を占める。

表 3.3.5　商業の状況

行政区分	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）
新潟市	7,370	68,053	3,112,690
新潟県	22,670	175,924	6,320,956

注）事業所数、従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は前年 1 年間の数値。
出典：「第 134 回　新潟県統計年鑑　2023」（令和 6 年 3 月　新潟県総務部統計課）

(5) 観光の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における観光入込客の状況を表 3.3.6 に示す。

令和 5 年の新潟市の観光入込客数は 15,557,324 人であり、新潟県全体の約 25%を占める。また、令和 4 年と比較し、16%増加している。

表 3.3.6　観光入込客数の状況

行政区分	令和 5 年 （人）	令和 4 年 （人）	対令和 4 年比 （%）
新潟市	15,557,324	13,408,644	116.0
新潟県	62,400,540	55,324,776	112.8

出典：「令和 5 年　新潟県観光入込客統計」（令和 6 年 12 月　新潟県観光文化スポーツ部観光企画課）

3.3.3　土地利用に関する状況

(1) 土地利用の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用基本計画図を図 3.3.2 に、都市計画図を図 3.3.3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、土地利用計画の都市地域、農業地域、森林地域に該当する地域であり、対象事業実施区域は市街化区域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域となっている。

また、都市計画区域の指定状況は、対象事業実施区域では終点付近が第一種住居地域に指定されており、そのほか、第一種中高層住居専用地域や準工業地域が隣接している。

(2) 土地利用状況

対象事業実施区域が位置する新潟市の地目別の土地利用の状況を表 3.3.7 に示す。

新潟市の地目別構成比は、田が全体の約 40%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が約 29%、宅地が約 18%となっている。

表 3.3.7　地目別土地利用の状況

（単位：ha,（ ）内は%）

行政区分	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	原　野	雑種地 その他	総　数
新潟市	28,815.0 (39.7)	5,307.3 (7.3)	12,775.4 (17.6)	379.7 (0.5)	4,488.2 (6.2)	185.7 (0.3)	20,676.5 (28.5)	72,628.0 (100.0)
新潟県	156,744.5 (12.5)	33,235.1 (2.6)	51,208.5 (4.1)	2,688.8 (0.2)	334,646.5 (26.6)	24,473.1 (1.9)	655,398.6 (52.1)	1,258,395.0 (100.0)

注 1）令和 5 年 1 月 1 日現在
注 2）地目別の構成比は小数第 2 位を四捨五入して算出したため、総数が合わない場合がある。
出典：「第 134 回　新潟県統計年鑑　2023」（令和 6 年 3 月　新潟県総務部統計課）

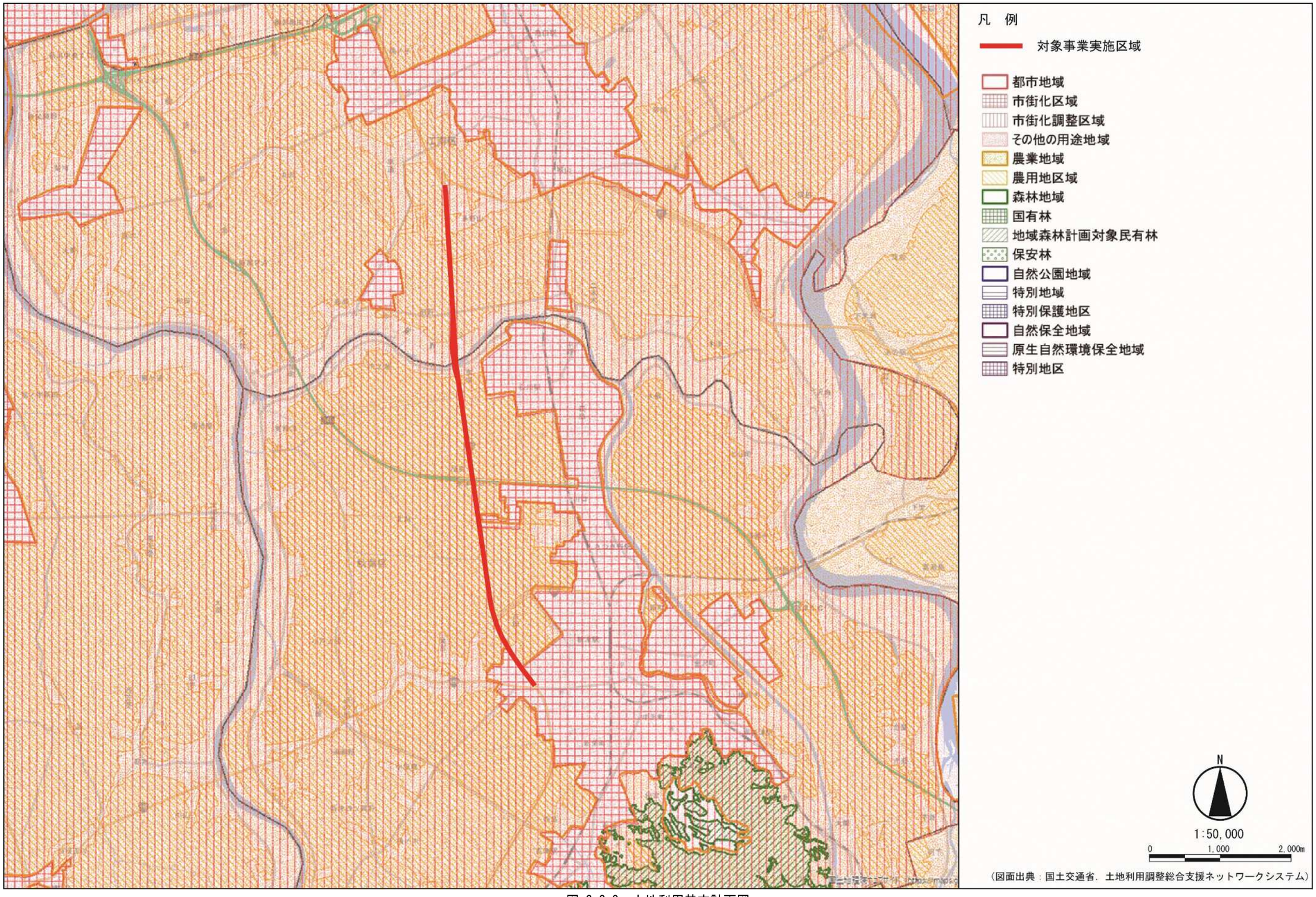
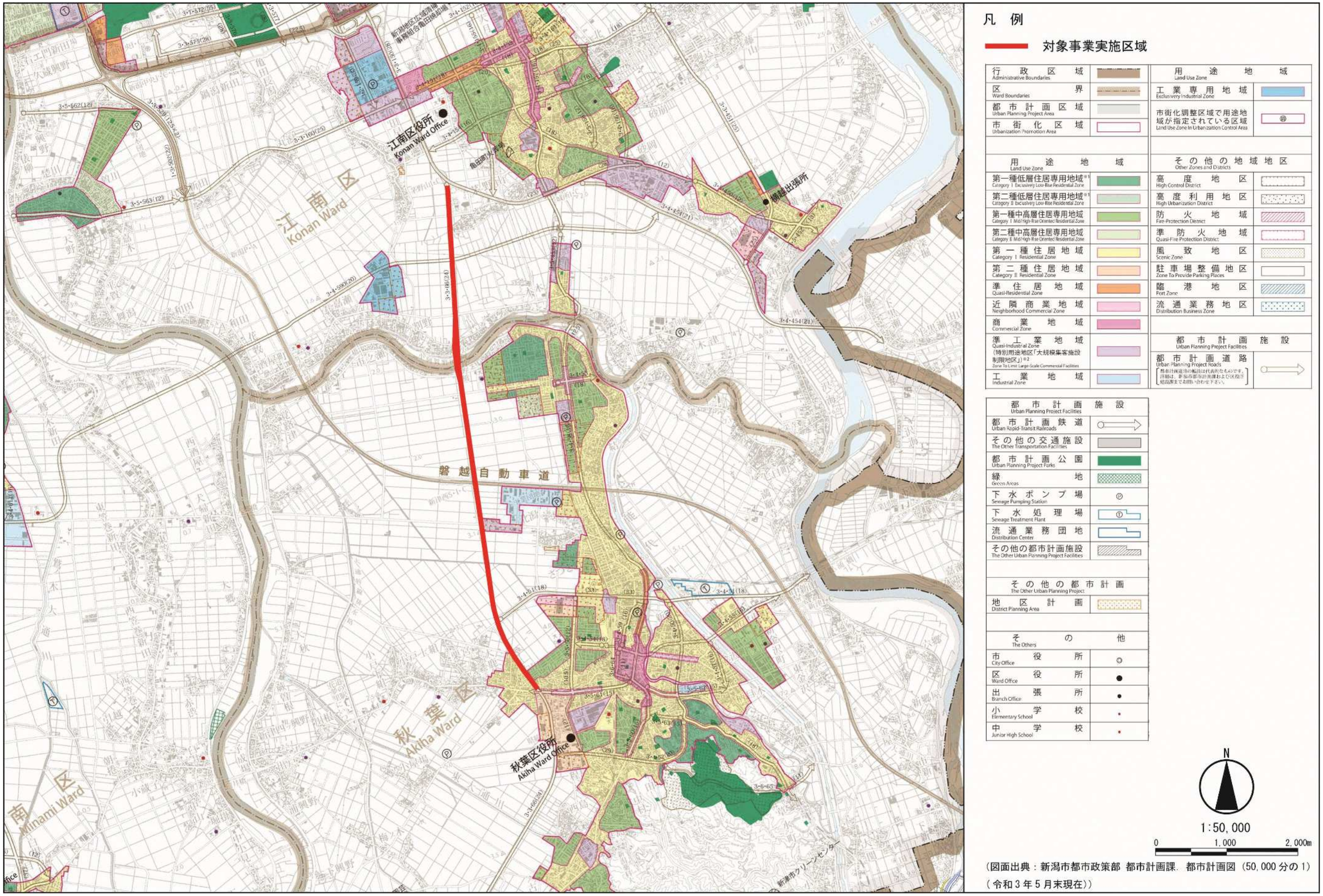


図 3.3.2　土地利用基本計画図



（図面出典：新潟市都市政策部 都市計画課．都市計画図（50,000 分の 1）（令和 3 年 5 月末現在））

図 3.3.3　都市計画図

3.3.4　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川利用

対象事業実施区域及びその周辺は、東側に一級河川阿賀野川が、西側に一級河川信濃川が流れており、一級河川に挟まれた地域となっている。対象事業実施区域は信濃川水系の小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。

対象事業実施区域及びその周辺における利水現況図を図 3.3.4 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、阿賀野川、小阿賀野川、信濃川は農業用に利水されているほか、阿賀野川、信濃川は水道用として利水されている。



凡　例

（凡例は次頁参照）

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

（図面出典：国土庁土地局．信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図（昭和 60 年 3 月）、阿賀野川水系地域主要水系利水現況図（昭和 53 年 3 月）を加工）

図 3.3.4(1) 利水現況図

凡　例



図 3.3.4(2)　利水現況図凡例

(2) 漁業権及び保護水面

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権の設定状況を表 3.3.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の河川では、阿賀野川において、あゆ、こい、ふな等を対象とした内水面漁業権（内共第 8 号　第 5 種共同漁業権）が設定され、信濃川において、こい、ふな、もくずがにを対象とした内水面漁業権（内共第 10 号　第 5 種共同漁業権）が設定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺においては保護水面の区域は存在しない。

表 3.3.8　内水面漁業権の設定状況

河川名	阿賀野川
免許番号	内共第 8 号
漁業権者	松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合
漁業種類	第 5 種共同漁業
魚種	あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか、もくずがに
漁場区域	次の基点第 7 号と基点第 8 号とを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域。 基点第 7 号：新潟市北区松浜みなと地内の松浜海岸堤防東端（新井郷川分水路左岸）から西向き 270m の堰堤上の点（阿賀野川右岸） 基点第 8 号：新潟市東区松浜町地内阿賀野川左岸護岸の東端（阿賀野川左岸）
禁止区域・期間	○禁止区域 新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の中間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ 50m、同上流方向へ 80m、同下流方向へ 100m、以上の 3 点を弧で結んだ区域内 ○禁止期間 1 月 1 日から 12 月 31 日

河川名	信濃川
免許番号	内共第 10 号
漁業権者	信濃川漁業協同組合
漁業種類	第 5 種共同漁業
魚種	こい、ふな、もくずがに
漁場区域	新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷲ノ木大通川及び中之口川の区域。 ただし、関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷲ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内 JR 東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀野川上流端までの小阿賀野川の区域を除く。
禁止区域・期間	○禁止区域 新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀樋門下流端から 300m までの小阿賀野川の区域 ○禁止期間 1 月 1 日から 12 月 31 日

出典：「令和 7 年度　遊漁のしおり」（令和 7 年 1 月末日　新潟県内水面漁業協同組合連合会）

(3) 地下水

対象事業実施区域及びその周辺では、水道水源としての地下水の利用は見られない。飲用井戸については、専用水道の利用はあるが、私的管理によるもののみとなっており、利用状況は把握されていない。

3.3.5　交通に関する状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路として、事業区間である一般国道 403 号のほか、日本海東北自動車道、磐越自動車道、一般国道 49 号、一般国道 460 号等があり、一般県道沢海酒屋線等が対象事業実施区域と交差している。また、このほか、主要地方道新潟中央環状線の予定線が対象事業実施区域と交差する計画となっている。

対象事業実施区域及びその周辺における一般交通量調査（道路交通センサス）の結果を表 3.3.9 に示す。また、図 3.3.5 に対象事業実施区域及びその周辺の主要な交通網と、一般交通量調査の状況を示す。事業区間である一般国道 403 号の 24 時間交通量は 24,436 台～27,257 台、昼間 12 時間大型車混入率は 8.2%～8.4%となっている。また、主要な鉄道としては、対象事業実施区域と概ね並列して、JR 信越本線が走っている。

表 3.3.9　一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）(1/3)

路線名	調査単位区間番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計　（台）			24 時間自動車類交通量 上下合計　（台）			昼間 12 時間大型車混入率（%）
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
日本海東北自動車道	50	新潟中央 JCT～新潟亀田	10,419	3,659	14,078	12,140	5,272	17,412	26.0
	60	新潟亀田～新潟東スマート	9,002	3,060	12,062	10,408	4,408	14,816	25.4
磐越自動車道	100	安田～新津	2,667	1,302	3,969	3,133	2,676	5,809	32.8
	110	新津～新津西スマート	3,048	1,295	4,343	3,559	2,650	6,209	29.8
	120	新津西スマート～新潟中央 JCT	3,862	1,424	5,286	4,513	2,810	7,323	26.9
	130	新潟中央 JCT～新潟中央	4,786	510	5,296	5,363	716	6,079	9.6
北陸自動車道	10	新潟中央 JCT～新潟西	11,460	4,336	15,796	13,448	7,040	20,488	27.4
一般国道 403 号	10790	小阿賀野橋	19,479	1,791	21,270	25,117	2,140	27,257	8.4
	10800	－	*17,256*	*1,541*	*18,797*	*21,107*	*3,329*	*24,436*	*8.2*
	10810	矢代田交差点	*8,244*	*1,617*	*9,861*	*10,407*	*2,807*	*13,214*	*16.4*
一般国道 460 号	13060	新発田市荒町	9,452	596	10,048	11,616	1,647	13,263	5.9
	10840	－	*8,789*	*2,115*	*10,904*	*11,077*	*3,207*	*14,284*	*19.4*
	10850	－	*9,525*	*1,655*	*11,180*	*12,417*	*1,893*	*14,310*	*14.8*
	10860	－	*5,153*	*650*	*5,803*	*6,426*	*1,350*	*7,776*	*11.2*
	10870	臼井橋	9,254	1,132	10,386	11,395	1,346	12,741	10.9
	10880	－	*5,970*	*1,540*	*7,510*	*7,561*	*2,352*	*9,913*	*20.5*

表 3.3.9　一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）(2/3)

路線名	調査単位区間番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計 （台）			24 時間自動車類交通量 上下合計 （台）			昼間 12 時間大型車混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 49 号	10990	阿賀野市安野町	11,966	1,816	13,782	15,043	2,185	17,228	13.2
	11000	新潟市江南区木津	11,026	759	11,785	13,657	1,074	14,731	6.4
	10320	新潟市江南区木津	11,026	759	11,785	13,657	1,074	14,731	6.4
	10330	新潟市江南区木津	15,799	1,464	17,263	19,653	1,926	21,579	8.5
	10340	新潟市江南区城所	22,539	3,395	25,934	28,323	4,085	32,408	13.1
	10350	新潟市江南区茅野山	*23,066*	*2,591*	*25,657*	*28,794*	*3,277*	*32,071*	*10.1*
	10360	新潟市江南区泥潟	41,549	3,535	45,084	51,614	4,741	56,355	7.8
	10370	新潟市江南区亀田工業団地	45,907	4,369	50,276	57,131	5,714	62,845	8.7
一般国道 8 号	10270	新潟市南区七軒	8,530	1,860	10,390	11,097	2,647	13,744	17.9
	10280	新潟市南区能登	9,628	2,182	11,810	12,501	3,099	15,600	18.5
主要地方道新潟亀田内野線	40310	－	*5,071*	*1,090*	*6,161*	*6,451*	*1,866*	*8,317*	*17.7*
	40320	新潟市江南区鵜ノ子	14,896	625	15,521	18,139	2,194	20,333	4.0
	40330	－	*9,640*	*1,265*	*10,905*	*11,929*	*2,357*	*14,286*	*11.6*
	40340	新潟市江南区丸潟新田	8,198	774	8,972	10,081	1,672	11,753	8.6
	40350	－	*30,446*	*2,828*	*33,274*	*37,354*	*5,902*	*43,256*	*8.5*
主要地方道新潟港横越線	40190	－	*12,417*	*1,050*	*13,467*	*15,252*	*2,390*	*17,642*	*7.8*
主要地方道新潟寺泊線	40040	信濃川大橋	12,506	439	12,945	15,807	556	16,363	3.4
主要地方道新潟小須戸三条線	40020	亀鶴橋	10,209	686	10,895	12,557	750	13,307	6.3
	40030	新潟市秋葉区水田	3,588	297	3,885	4,426	741	5,167	7.6
主要地方道新潟新津線	40220	新潟市江南区山二ツ	9,705	721	10,426	11,957	1,805	13,762	6.9
	40230	新潟市江南区東船場 2	14,388	642	15,030	17,761	2,379	20,140	4.3
	40240	城所 IC 交差点	5,229	325	5,554	6,428	959	7,387	5.9
	40250	寿橋	8,369	454	8,823	10,671	513	11,184	5.1
主要地方道新潟村松三川線	40440	－	*5,053*	*823*	*5,876*	*6,374*	*1,559*	*7,933*	*14.0*
	40450	満願寺水門	10,509	1,174	11,683	13,470	1,339	14,809	10.0
	40460	－	*7,305*	*1,025*	*8,330*	*9,070*	*1,926*	*10,996*	*12.3*
	40570	－	*7,218*	*1,907*	*9,125*	*9,171*	*2,874*	*12,045*	*20.9*
主要地方道新潟中央環状線	40770	大阿賀橋	9,246	482	9,728	11,551	549	12,100	5.0
	40780	－	－	－	－	－	－	－	－
	40790	－	*1,021*	*431*	*1,452*	*1,578*	*498*	*2,076*	*29.7*
	40800	－	*1,788*	*323*	*2,111*	*2,472*	*441*	*2,913*	*15.3*
	40810	大郷橋	7,020	759	7,779	8,722	838	9,560	9.8
主要地方道新津村松線	40260	－	*6,003*	*257*	*6,260*	*7,401*	*1,050*	*8,451*	*4.1*
主要地方道新津停車場線	40520	－	*5,390*	*320*	*5,710*	*6,656*	*995*	*7,651*	*5.6*

表 3.3.9　一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）(3/3)

路線名	調査単位区間番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計 （台）			24 時間自動車類交通量 上下合計 （台）			昼間 12 時間大型車混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般県道荻川停車場線	60020	—	*6,380*	*343*	*6,723*	*7,869*	*1,207*	*9,076*	*5.1*
一般県道亀田停車場線	60010	—	*2,166*	*249*	*2,415*	*2,899*	*361*	*3,260*	*10.3*
一般県道古津停車場線	60280	—	*1,063*	*144*	*1,207*	*1,303*	*170*	*1,473*	*11.9*
一般県道新関橋田村松線	60430	—	*999*	*130*	*1,129*	*1,145*	*142*	*1,287*	*11.5*
一般県道新津茨曽根燕線	60040	—	*3,458*	*256*	*3,714*	*4,446*	*716*	*5,162*	*6.9*
一般県道新津小須戸線	60590	—	*6,041*	*325*	*6,366*	*7,458*	*1,136*	*8,594*	*5.1*
一般県道水原亀田線	66410	阿賀野市鹿瀬島	4,745	565	5,310	5,909	1,206	7,115	10.6
	60880	—	*943*	*242*	*1,185*	*1,103*	*260*	*1,363*	*20.4*
	66420	—	*943*	*242*	*1,185*	*1,103*	*260*	*1,363*	*20.4*
	66430	横雲橋	4,952	850	5,802	6,465	962	7,427	14.7
	60890	横雲橋	4,952	850	5,802	6,106	972	7,078	14.7
一般県道曽野木一日市線	60520	新潟市江南区清五郎	14,005	392	14,397	17,031	1,829	18,860	2.7
一般県道沢海酒屋線	60450	—	*4,630*	*856*	*5,486*	*5,814*	*1,482*	*7,296*	*15.6*
	60460	—	*4,536*	*839*	*5,375*	*5,709*	*1,440*	*7,149*	*15.6*
	60470	新潟市江南区二本木	*3,527*	*472*	*3,999*	*4,454*	*904*	*5,358*	*11.8*
一般県道白根亀田線	60390	—	*2,084*	*239*	*2,323*	*2,800*	*359*	*3,159*	*10.3*
一般県道白根黒埼線	60160	—	*2,409*	*256*	*2,665*	*3,268*	*463*	*3,731*	*9.6*
	60170	—	*5,970*	*1,540*	*7,510*	*7,561*	*2,352*	*9,913*	*20.5*
	60180	大野橋	3,840	210	4,050	4,844	219	5,063	5.2
嘉瀬蔵岡線 2 号	80460	新潟市中央区姥ケ山	6,690	325	7,015	8,221	1,179	9,400	4.6
亀田 1-480 号線	80650	新潟市江南区東早通	5,728	229	5,957	7,062	980	8,042	3.8
	80660	—	*5,693*	*351*	*6,044*	*7,047*	*1,112*	*8,159*	*5.8*
南 7-261 号線	80620	—	—	—	—	—	—	—	—
南 7-360 号線	80610	—	—	—	—	—	—	—	—
南 7-52 号線	80600	—	*18,844*	*2,140*	*20,984*	*23,175*	*4,104*	*27,279*	*10.2*

注 1）昼間 12 時間自動車類交通量は、平日の 7:00～19:00 までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数を示す。
注 2）昼間 12 時間大型車混入率は、自動車類交通量に対する大型車交通量の割合を示す。
注 3）交通量を観測していない区間は、観測地点名を「—」と表示している。
注 4）交通量を観測していない区間の交通量、大型車混入率は、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成 27 年度交通量を用いて推定した推定値であり、斜体表示としている。なお、災害等による調査の中止、新規センサス対象路線等により平成 27 年度交通量調査結果がないため推定できない区間については「—」と表示している。
出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　箇所別基本表」（国土交通省）
「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査結果 WEB マップ（可視化ツール）」（国土交通省）

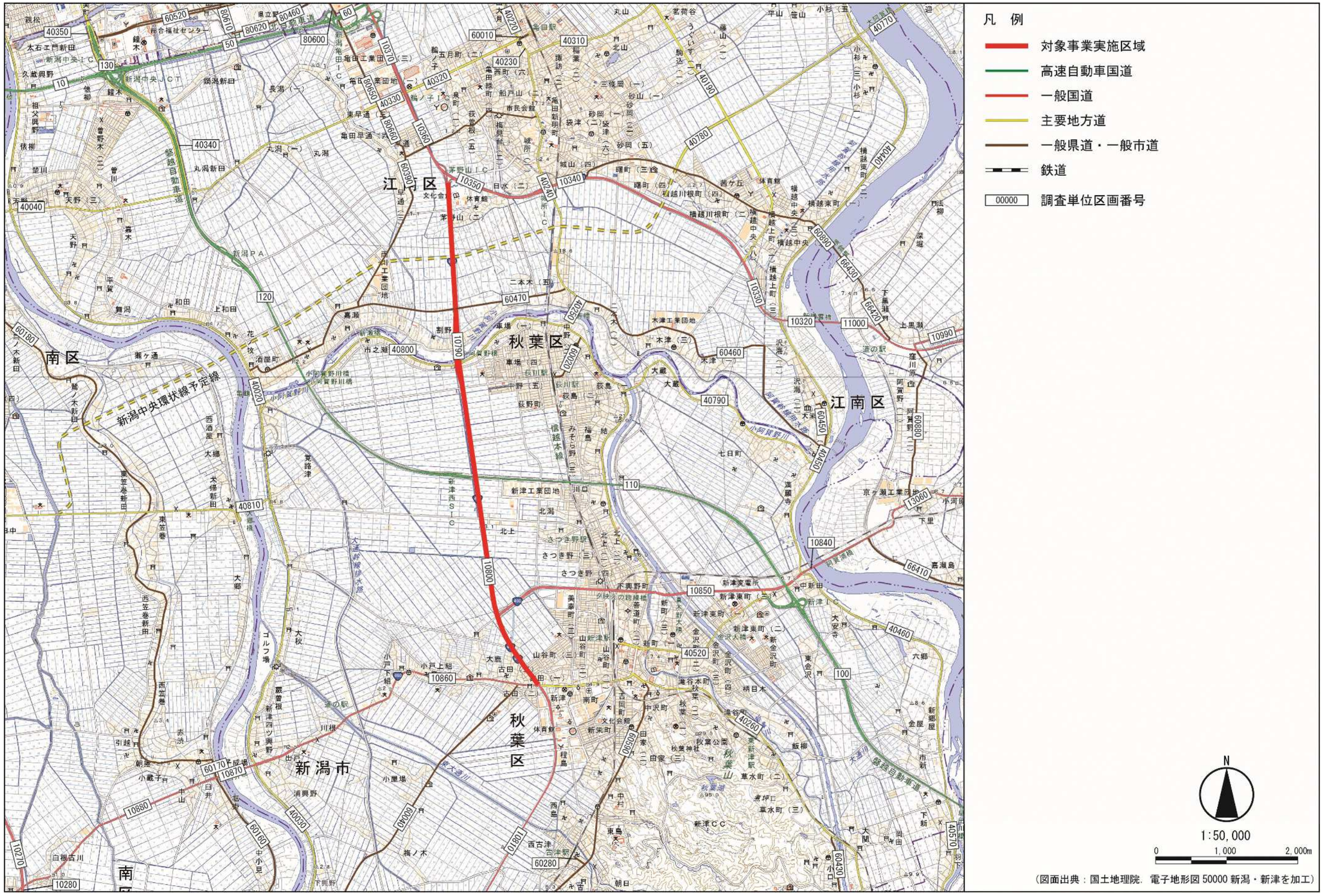


図 3.3.5　主要な交通網及び一般交通量調査の状況

3.3.6　公共施設に関する事項

対象事業実施区域及びその周辺における環境の保全について配慮が特に必要な施設の分布状況を表 3.3.10～表 3.3.14 並びに図 3.3.6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、小学校等の教育施設が 39 箇所、保育園並びに認定こども園が 48 箇所、老人福祉施設が 86 箇所、病院が 6 箇所、図書館等の文化施設が 27 箇所分布している。

表 3.3.10　環境保全の配慮が必要な施設の状況（教育施設）

分類		No.	名称	住所
教育施設	幼稚園	1	新津第一幼稚園	秋葉区新津本町 4-4-3
		2	新津第三幼稚園	秋葉区山谷町 3-4785
		3	結幼稚園	秋葉区結 160-3
	小学校	1	丸山小学校	江南区丸山 300
		2	曽野木小学校	江南区天野 2-7-1
		3	両川小学校	江南区酒屋町 687-1
		4	東曽野木小学校	江南区鐘木 214-1
		5	横越小学校	江南区横越中央 6-3-1
		6	亀田小学校	江南区亀田新明町 1-1-46
		7	早通小学校	江南区早通 5-7-2
		8	亀田東小学校	江南区亀田水道町 3-2-45
		9	亀田西小学校	江南区亀田四ツ興野 4-1-1
		10	新津第一小学校	秋葉区新津本町 4-4-3
		11	新津第二小学校	秋葉区新町 2-3-3
		12	新津第三小学校	秋葉区山谷町 3-4785
		13	結小学校	秋葉区結 132
		14	荻川小学校	秋葉区車場 992-1
		15	小合東小学校	秋葉区小戸上組 234
		16	小合小学校	秋葉区出戸 180
		17	阿賀小学校	秋葉区新津東町 2-1325
		18	新関小学校	秋葉区下新 766
		19	臼井小学校	南区臼井 4483
		20	大鷲小学校	南区東笠巻 1202
	中学校	1	曽野木中学校	江南区曽川甲 387-1
		2	両川中学校	江南区酒屋町 702-1
		3	横越中学校	江南区横越中央 3-4-1
		4	亀田中学校	江南区城山 1-3-5
		5	亀田西中学校	江南区早苗 3-1-8
		6	新津第一中学校	秋葉区新栄町 4-1
		7	新津第二中学校	秋葉区荻島 1-15-17
		8	新津第五中学校	秋葉区新津東町 2-7-29
		9	小合中学校	秋葉区小戸下組 77
		10	臼井中学校	南区臼井 1425
		11	白根北中学校	南区鷲ノ木新田 4814
	高等学校	1	新津高等学校	秋葉区秋葉 1-19-1
		2	新津工業高等学校	秋葉区新津東町 1-12-9
		3	東京学館新潟高等学校	中央区鐘木 185-1
	大学	1	新潟薬科大学	秋葉区東島 265-1
		2	新潟薬科大学（新津駅東キャンパス）	秋葉区新津本町 1-2-37

出典：「新潟市立学校便覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）」（新潟市）
「新潟市の学校一覧」（新潟市ホームページ）
「新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」」（新潟市ホームページ）

表 3.3.11　環境保全の配慮が必要な施設の状況（保育園・認定こども園）

分類		No.	名称	住所
福祉施設	保育園	1	両川保育園	江南区酒屋町 424-8
		2	ことぶき保育園	江南区天野 3-1-38
		3	大江山保育園	江南区北山 868
		4	横越中央保育園	江南区横越中央 3-2-8
		5	横越双葉保育園	江南区木津 5-5-10
		6	横越小杉保育園	江南区小杉 3-14-16
		7	亀田第一保育園	江南区亀田新明町 2-6-1
		8	亀田第二保育園	江南区諏訪 1-6-10
		9	亀田第三保育園	江南区亀田東町 3-5-15
		10	亀田第四保育園	江南区西町 4-6-24
		11	よこごしなかの保育園	江南区うぐいす 1-16-5
		12	袋津保育園	江南区砂岡 1-3-40
		13	栄徳寺保育園	江南区日水 1-3-25
		14	亀田平和の園保育園	江南区亀田本町 2-3-20
		15	早通保育園	江南区早通 5-1-5
		16	かめだなかの保育園	江南区砂岡 5-1571-1
		17	ひまわり保育園	江南区曙町 5-4-31
		18	曽野木アルル保育園	江南区曽野木 1-21-9
		19	新津東保育園	秋葉区日宝町 9-4
		20	小合西保育園	秋葉区出戸 181
		21	中新田保育園	秋葉区中新田 512-1
		22	北上保育園	秋葉区さつき野 4-15-12
		23	荻川ほのぼの保育園	秋葉区田島 109
		24	臼井保育園	南区赤渋 4540
		25	大鷲保育園	南区東笠巻新田 270-2
	認定こども園	1	親松幼稚園	中央区親松 136
		2	YOU 鐘木こども園	中央区湖南 27-6
		3	こどものいえこども園	中央区親松 101-1
		4	割野こども園	江南区割野 2092-3
		5	曽野木まるみ幼稚園	江南区曽野木 1-19-17
		6	亀田カトリック幼稚園	江南区船戸山 4-5-7
		7	このはこども園	江南区鵜ノ子 3-4-44
		8	こども園トキめき	江南区亀田四ツ興野 4-5-27
		9	いぶき保育園	江南区曽川甲 518-1
		10	四つ葉こども園	江南区亀田向陽 2-11-27
		11	敬愛こども園	秋葉区荻島 3-1-20
		12	こども園あおぞら	秋葉区中沢町 14-18
		13	こども園おひさま	秋葉区下新 361-1
		14	にこにここども園	秋葉区あおば通 2-24-5
		15	おぎかわこども園	秋葉区中野 3-20-7
		16	こども園にじ	秋葉区新津東町 2-2-8
		17	にいつ愛慈こども園	秋葉区新津本町 1-9-6
		18	新津認定こども園（さくらこども園）	秋葉区南町 10-3
		19	小阿賀ほのぼのこども園	秋葉区車場 1-389-1
		20	Akiha 森のようちえん	秋葉区田家 3-17-80-25
		21	満日こども園	秋葉区七日町 17-25
		22	新津カトリック幼稚園	秋葉区日宝町 2-1
		23	さつき野こども園	秋葉区川口 218

出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和 6 年度）」（令和 6 年 4 月　新潟県福祉保健部）
「保育園一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）」（新潟市ホームページ）
「認定こども園一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）」（新潟市ホームページ）

表 3.3.12　環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）(1/3)

分類		No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	1	はなことば新潟	中央区湖南 5-2
		2	サニーウイング鳥屋野（有料）	中央区湖南 508-3
		3	ショートステイ・ゆきよしとやの	中央区湖南 1-14
		4	にいがた恵風園	江南区鍋潟新田 382
		5	向陽の里	江南区亀田向陽 2-6-1
		6	にいがた新生園	江南区曽川甲 1333-1
		7	横雲の里	江南区阿賀野 1-2-1
		8	かめだ本町の里(地域密着)(＊1)	江南区亀田本町 1-4-14
		9	にこやか(地域密着)(＊1)	江南区横越中央 5-2-3
		10	なかかんの里	江南区曙町 4-1-29
		11	マチュアハウス横越	江南区阿賀野 1-2-2
		12	第二にいがた園	江南区祖父興野 270-1
		13	亀田園	江南区早通 6-7-34
		6	グループホームしんせい	江南区曽川甲 1333-1
		14	グループホームあけぼの	江南区曙町 2-5-19
		15	認知症高齢者グループホームおおやちの家	江南区うぐいす 2-7-5
		16	グループホームスミール向陽	江南区亀田向陽 1-8-7
		17	ニチイケアセンター新潟東	江南区横越川根町 4-1-40
		18	グループホーム酒屋	江南区酒屋町 330-3
		19	グループホームこうよう	江南区亀田向陽 2-7-10
		20	グループホームスミール亀田	江南区船戸山 1-1-10
		21	ケアハウス新寿園	江南区鍋潟新田 374
		22	サンライフ舞(特定)	江南区舞潟 38
		16	有料老人ホームハートフルケア亀田向陽(特定)	江南区亀田向陽 1-8-7
		23	きららふれあいの杜(特定)	江南区平賀 194-1
		14	高齢者向け賃貸住宅　長寿	江南区曙町 2-5-19
		24	ココファンガーデン新潟亀田	江南区早通 4-2-5
		25	ショートステイ松明	江南区北山 651
		26	曽野木ふれあいの杜	江南区楚川乙 20-4
		27	ショートステイかめだなかの	江南区砂岡 5-5-10
		28	ショートステイかめだ早通の里	江南区早通 5-6-20
		29	トーク＆トークかめだショートステイ	江南区東本町 5-6-1
		30	ささえ愛わりの	江南区割野 4028
		31	小規模多機能俵柳の里慶寿苑	江南区俵柳 177-1
		32	ＳＯＭＰＯケア新潟横越小規模多機能	江南区横越川根町 4-1-10
		33	かんばらの里	秋葉区古田 613-1
		34	はさぎの里	秋葉区七日町 2186-9
		35	こぐち苑(＊1)	秋葉区小口 443
		36	こうめの里(地域密着)(＊1)	秋葉区小屋場 335-1
		37	真寿苑(地域密着)(＊1)	秋葉区大鹿 516-1
		38	あがうら	秋葉区東金沢 1459-5
		39	藤花(地域密着)(＊1)	秋葉区新津本町 1-11-12
		40	藤花・荻川(地域密着)(＊1)	秋葉区田島 109

表 3.3.12　環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）(2/3)

分類		No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	41	藤花・小阿賀(地域密着)(＊1)	秋葉区車場 1-389-1
		42	健進館	秋葉区古田 608
		43	おぎの里	秋葉区荻野町 3-8
		44	夢眠あきは	秋葉区大関 242-1
		45	グループホーム風見鶏	秋葉区柄目木 352
		46	はあとふるあたごグループホーム新津	秋葉区荻野町 2-26
		47	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームたきや	秋葉区滝谷町 4-19
		48	グループホームささえ愛なかよし家	秋葉区中沢町 8-28
		49	グループホームふれあいの杜新津	秋葉区善道町 2-1-1
		50	グループホームあがうら和	秋葉区東金沢 1674-5
		51	ケアハウス真寿苑	秋葉区大鹿 522
		35	生活支援ハウスこぐち苑	秋葉区小口 443
		52	シェアハウス鐘のなる家	秋葉区柄目木 357-5
		53	すずらん	秋葉区中野 5-2-27
		54	リビングハウス荻川	秋葉区荻島 3-20-43
		55	アレック北栄　東金沢	秋葉区東金沢 1690-1
		56	すずらん車場	秋葉区車場 1-7-14
		57	あいおいの里　三枚潟	秋葉区覚路津 1267-1
		58	高齢者専用賃貸住宅　福寿荘	秋葉区美幸町 1-3-2
		59	はあとふるあたご介護付有料老人ホームおぎかわ（特定）	秋葉区車場 897-1
		59	はあとふるあたご住宅型有料老人ホームおぎかわ	秋葉区車場 897-1
		60	希望の庵　良寛（有料）	秋葉区滝谷町 4-26
		61	さくらすまいる新津東町（有料）	秋葉区新津東町 1-5-26
		62	メディクオール秋葉(有料)	秋葉区新町 1-5-18
		63	ショートステイ「藍の里」	秋葉区市之瀬 1030-1
		64	新津ショートステイ花はな	秋葉区新津 4528-1
		65	ショートステイスマイル花はな	秋葉区小戸下組 24-1
		66	ショートステイすずらん川口	秋葉区川口 144
		67	デイサービスセンターかんばらの里	秋葉区古田 616-7
		68	さぽ～とハウスこでまり	秋葉区荻島 3-20-24
		47	小規模多機能型居宅介護事業所よってけ亭	秋葉区滝谷町 4-19
		69	なじみの家きなせや荻川	秋葉区荻野町 1-38
		70	ささえ愛きたかみ	秋葉区北上 2-13-7

表 3.3.12　環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）(3/3)

分類		No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	71	小規模多機能型居宅介護事業所こもれび亭	秋葉区大鹿 514-1
		72	さぽ～とハウスひなぎく	秋葉区七日町 826-1
		73	さぽ～とハウスさつきの	秋葉区さつき野 4-15-39
		59	はあとふるあたご小規模多機能ホームおぎかわ	秋葉区車場 897-1
		74	はあとふるあたご看護小規模多機能ホームあきは	秋葉区荻野町 2-10
		75	白根やすらぎの里	南区鷲ノ木新田 4018-1
		76	グループホームうすい	南区臼井 1435-3
		75	ケアハウスやすらぎ	南区鷲ノ木新田 4018-1
		75	白根やすらぎ	南区鷲ノ木新田 4018-1
		76	小規模多機能ホームうすい	南区臼井 1435-3

注）表中の（＊1）はユニット型施設を示す。
出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和 6 年度)」（令和 6 年 4 月　新潟県福祉保健部）

表 3.3.13　環境保全の配慮が必要な施設の状況（医療機関）

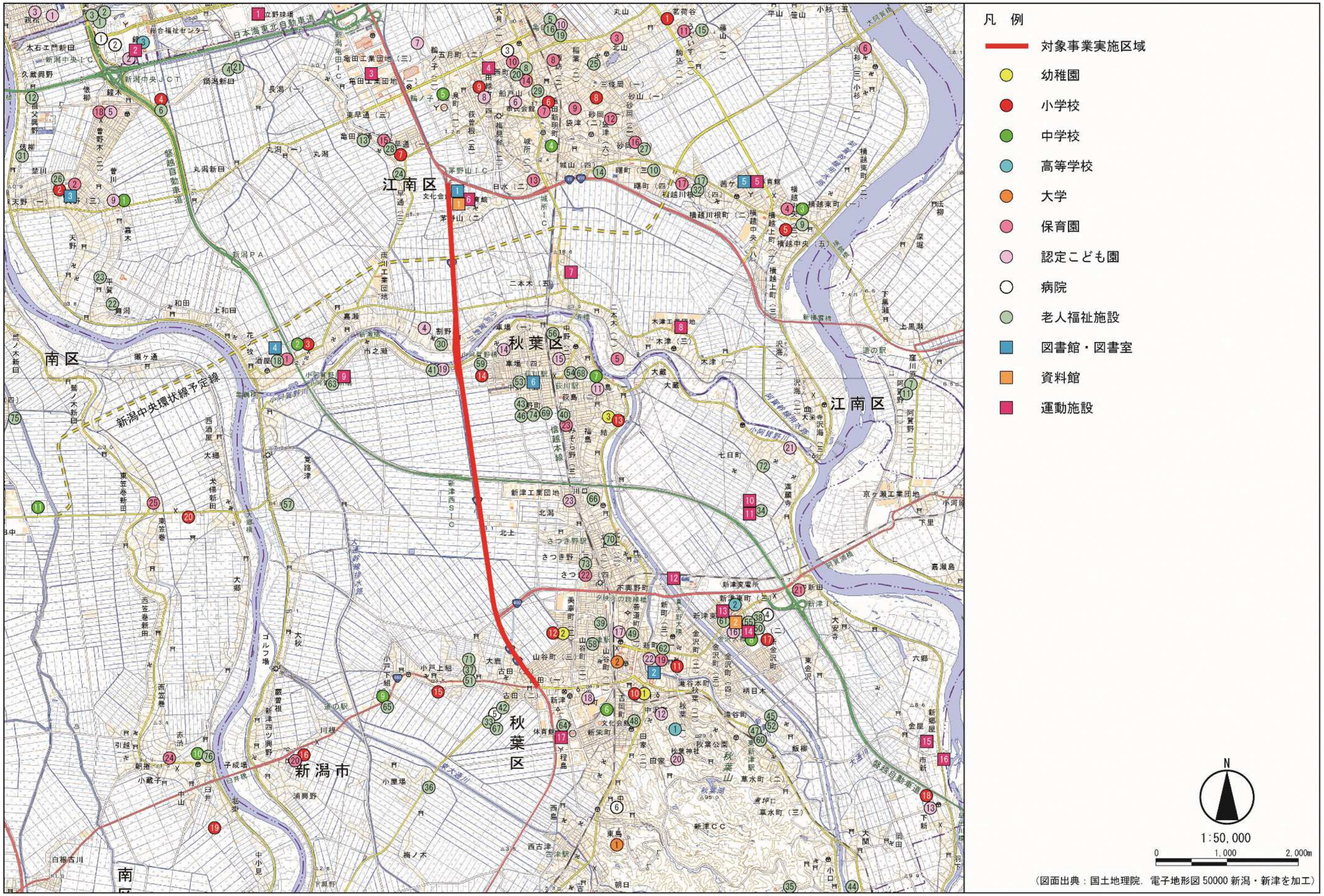
分類		No.	名称	住所
医療機関	病院	1	猫山宮尾病院	中央区湖南 14-7
		2	新潟市民病院	中央区鐘木 463-7
		3	亀田第一病院	江南区西町 2-5-22
		4	下越病院	秋葉区東金沢 1459-1
		5	新津医療センター病院	秋葉区古田 610
		6	新津信愛病院	秋葉区中村 271

出典：「医療情報ネット（ナビイ)」（厚生労働省）
「病院名簿救急病院等一覧表（令和 7 年 4 月 1 日現在)」（新潟県福祉保健部地域医療政策課）

表 3.3.14　環境保全の配慮が必要な施設の状況（文化施設）

分類		No.	名称	住所
文化施設	図書館・図書室	1	亀田図書館	江南区茅野山 3-1-14
		2	新津図書館	秋葉区日宝町 6-2
		3	曽野木地区図書室	江南区天野 2-7-2
		4	両川地区図書室	江南区酒屋町 821-8
		5	横越地区図書室	江南区いぶき野 1-1-2
		6	荻川地区図書室	秋葉区中野 5-1-50
	資料館	1	江南区郷土資料館	江南区茅野山 3-1-14
		2	新津鉄道資料館	秋葉区新津東町 2-5-6
	運動施設	1	HARD OFF ECO スタジアム新潟	中央区長潟 570
		2	ＭＧＣ三菱ガス化学 アイスアリーナ	中央区鐘木 257-17
		3	かわね公園多目的グラウンド	江南区亀田工業団地 1-2528-17
		4	亀田運動広場	江南区亀田緑町 1-810-3
		5	横越総合体育館	江南区いぶき野 1-1-1
		6	亀田総合体育館	江南区茅野山 3-1-13
		7	横越体育センター	江南区二本木 3-2-50
		8	第１やすらぎ公園テニスコート	江南区木津工業団地
		9	市之瀬運動広場	秋葉区市之瀬 746-1
		10	新津 B&G 海洋センター	秋葉区七日町 2186-9
		11	新津七日町運動広場	秋葉区七日町 2186-11
		12	新津東部運動広場庭球場	秋葉区古田ノ内大野開 13
		12	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開 13
		13	新津東町庭球場	秋葉区新津東町 1-246-1
		14	新津地域学園（体育施設）	秋葉区新津東町 2-5-6
		15	新津金屋運動広場	秋葉区金屋 260-1
		16	阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新 594-13 地先
		17	秋葉区総合体育館	秋葉区程島 2009
		17	新津武道館	秋葉区程島 2009

出典：「新潟市地図情報サービス「にいがたｅマップ」」（新潟市ホームページ）



（図面出典：国土地理院．電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.3.6　環境保全の配慮が必要な施設の分布状況

3.3.7　生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況

(1) 水道、下水道の状況

対象事業実施区域及びその周辺における上水道の給水普及率の状況を表 3.3.15 に、下水道並びに汚水処理人口普及率の状況を表 3.3.16 に示し、上下水道施設の分布状況を図 3.3.7 に示す。

令和 5 年度の新潟市の上水道の給水普及率は 99.7%であり、令和元年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。また、新潟市の下水道の処理人口普及率は 87.3%、汚水処理人口普及率は 90.6%であり、対象事業実施区域が位置する江南区及び秋葉区の下水道処理人口普及率は、それぞれ 92.0%、96.1%となっている。

表 3.3.15　新潟市における人口、世帯数及び給水普及率（各年度末現在）

年度	行政区域内人口（人）	給水区域内人口（人）	給水人口（人）	給水普及率（%）	行政区域内世帯数（世帯）	給水世帯数（世帯）
令和元年度	786,006	786,049	783,101	99.6	341,240	340,297
令和 2 年度	782,107	782,150	779,276	99.6	344,086	343,160
令和 3 年度	776,468	776,511	773,707	99.6	345,882	344,973
令和 4 年度	770,863	770,903	768,168	99.7	347,756	346,866
令和 5 年度	764,193	764,231	761,527	99.7	349,561	348,681

出典：「事業年報　にいがたの水道　令和 5 年度」（新潟市水道局）

表 3.3.16　新潟市における下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率（令和 5 年度末現在）

下水道処理人口普及率	汚水処理人口普及率
87.3% （江南区：92.0%、秋葉区：96.1%）	90.6%

出典：「下水道処理人口普及率」（新潟市ホームページ）
「新潟県の汚水処理人口普及率（令和 5 年度末）」（新潟県ホームページ）

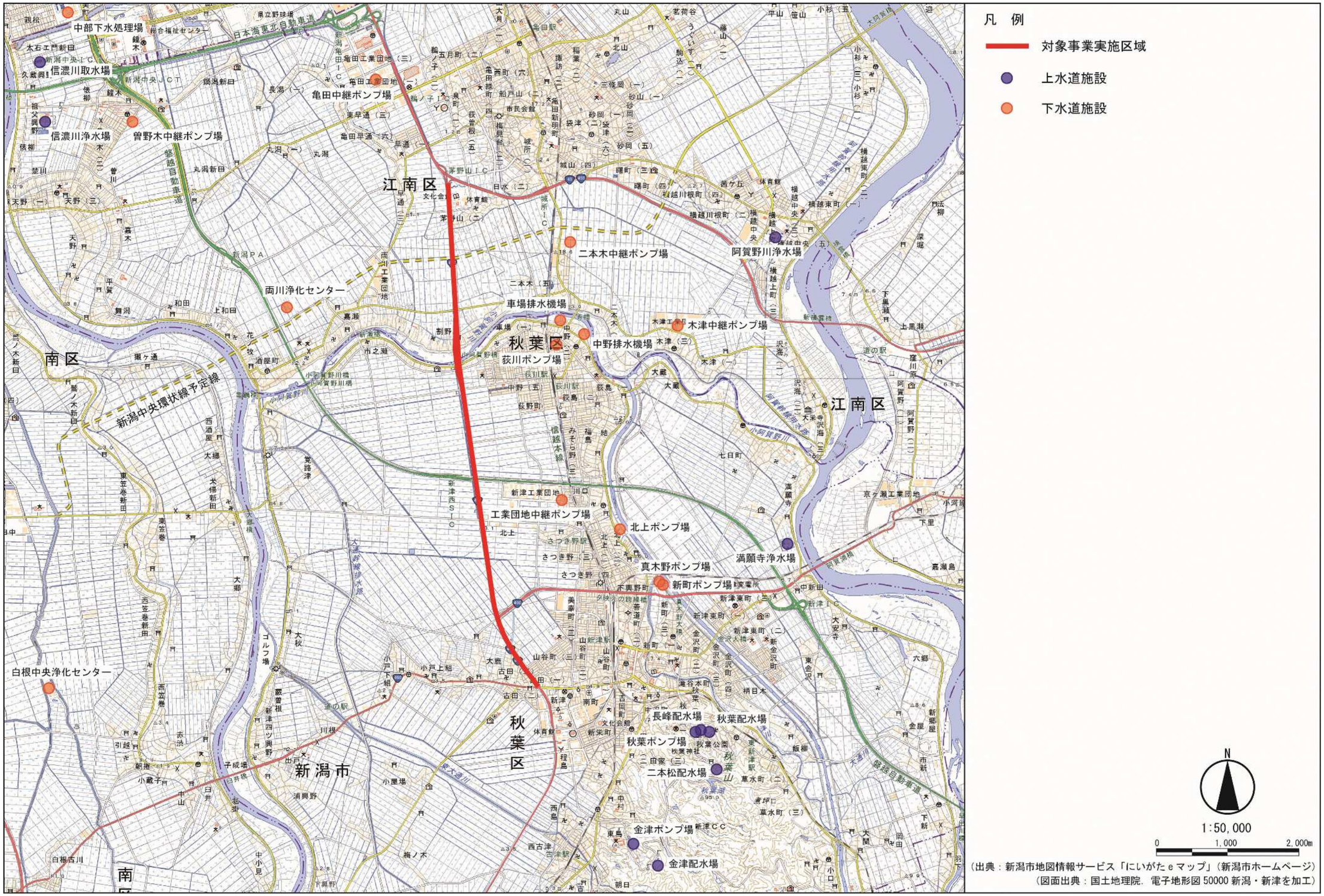


図 3.3.7　上下水道施設の分布状況

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の処理状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における一般廃棄物の処理状況を表 3.3.17 及び表 3.3.18 に示す。

新潟市の令和 5 年度のごみ処理量は 247,247 トンであり、新潟県全体の約 32%を占めている。また、し尿処理量は 84,903kl であり、処理内訳はし尿処理施設での処理量が最も多い状況となっている。

表 3.3.17　新潟市における一般廃棄物処理状況（ごみ処理状況；令和 5 年度）

行政区分	処理・処分内訳				合計 (t)
	直接焼却量 (t)	焼却以外の中間処理量 (t)	直接最終処分量 (t)	直接資源化量 (t)	
新潟市	189,235	31,511	2,467	24,034	247,247
新潟県	556,406	146,043	4,626	57,803	764,878

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果　令和 5 年度調査結果」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

表 3.3.18　新潟市における一般廃棄物処理状況（し尿処理状況；令和 5 年度）

行政区分	処理内訳									し尿処理量合計 (kl)
	し尿			浄化槽汚泥			自家処理量			
	し尿処理施設 (kl)	下水道投入 (kl)	合計 (kl)	し尿処理施設 (kl)	下水道投入 (kl)	合計 (kl)	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	
新潟市	10,562	1,371	11,933	67,177	5,793	72,970	0	0	0	84,903
新潟県	58,953	11,690	70,643	296,817	39,739	336,556	36	0	36	407,235

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果　令和 5 年度調査結果」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

② 廃棄物等の施設等の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺における新潟市の廃棄物処理施設を表 3.3.19 に、一般廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理業に係る許可施設を表 3.3.20、表 3.3.21 に示す。また、これら施設の位置を図 3.3.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には新潟市の廃棄物処理施設が 3 施設存在する。

表 3.3.19 新潟市の廃棄物処理施設

No.	名称	住所	区分	処理方式
1	新津クリーンセンター	秋葉区小口 1289－1	中継施設	
2	舞平清掃センター	江南区平賀 161-1	し尿処理施設	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥再生：高温メタン発酵
3	新津浄化センター	秋葉区古田ノ内大野開 2	下水道投入施設	下水道投入

出典：「廃棄物処理施設一覧」（新潟市ホームページ）

表 3.3.20 一般廃棄物処理業許可業者

No.	名称	住所	処理方法（取扱廃棄物）
1	有限会社バイオマスＪＵＮ	秋葉区新町一丁目 2-37	堆肥化（木くず類、食品系廃棄物）
2	有限会社ケイ･エス環境興業	秋葉区子成場 271-2	破砕（木くず類）

出典：「一般廃棄物処理業許可業者（令和 6 年 2 月 20 日現在）」（新潟市ホームページ）

表 3.3.21 産業廃棄物処理業者

No.	名称	住所（設置場所）	区分	処理方法
1	有限会社窪田水研	江南区曙町三丁目 484-1	中間処理施設	溶融・圧縮
2	有限会社ケイ・エス環境興業	秋葉区子成場字長左衛門沼 271-2 外	中間処理施設	破砕
3	株式会社小山セメント工業所	秋葉区覚路津字丑柳 2480-4	中間処理施設	破砕
4	坂上興産株式会社	秋葉区子成場字長左衛門沼 274-1	中間処理施設	圧縮
5	有限会社シンキ	江南区沢海字焼山 4357-1	中間処理施設	破砕
6	有限会社田邊木材	秋葉区中村 8-7 外	中間処理施設	破砕
7	株式会社新潟エコテック	秋葉区古田ノ内大野開字鰌池 143 番 1 外	中間処理施設	圧縮・溶融
8	一般財団法人新潟県環境分析センター	江南区祖父興野字横堀内 53-1	中間処理施設	中和・ろ過
9	新潟特殊企業株式会社	江南区丸潟新田字上谷内 726-1	中間処理施設	天日乾燥・乾燥固化
10	有限会社新津清掃社	秋葉区古田ノ内大野開字鰌池 142-2､秋葉区川口字乙 580-23	中間処理施設	溶融・圧縮
11	株式会社布川産業	秋葉区荻島二丁目 336-1 外	中間処理施設	油水分離
12	有限会社バイオマスＪＵＮ	秋葉区川口字乙 580-24	中間処理施設	堆肥化
13	有限会社山崎銅鉄店	江南区横越中央七丁目 837-1 外、838-1 外	中間処理施設	破砕・切断

出典：「産業廃棄物処分業者一覧（令和 7 年 4 月 17 日現在）」（新潟市ホームページ）

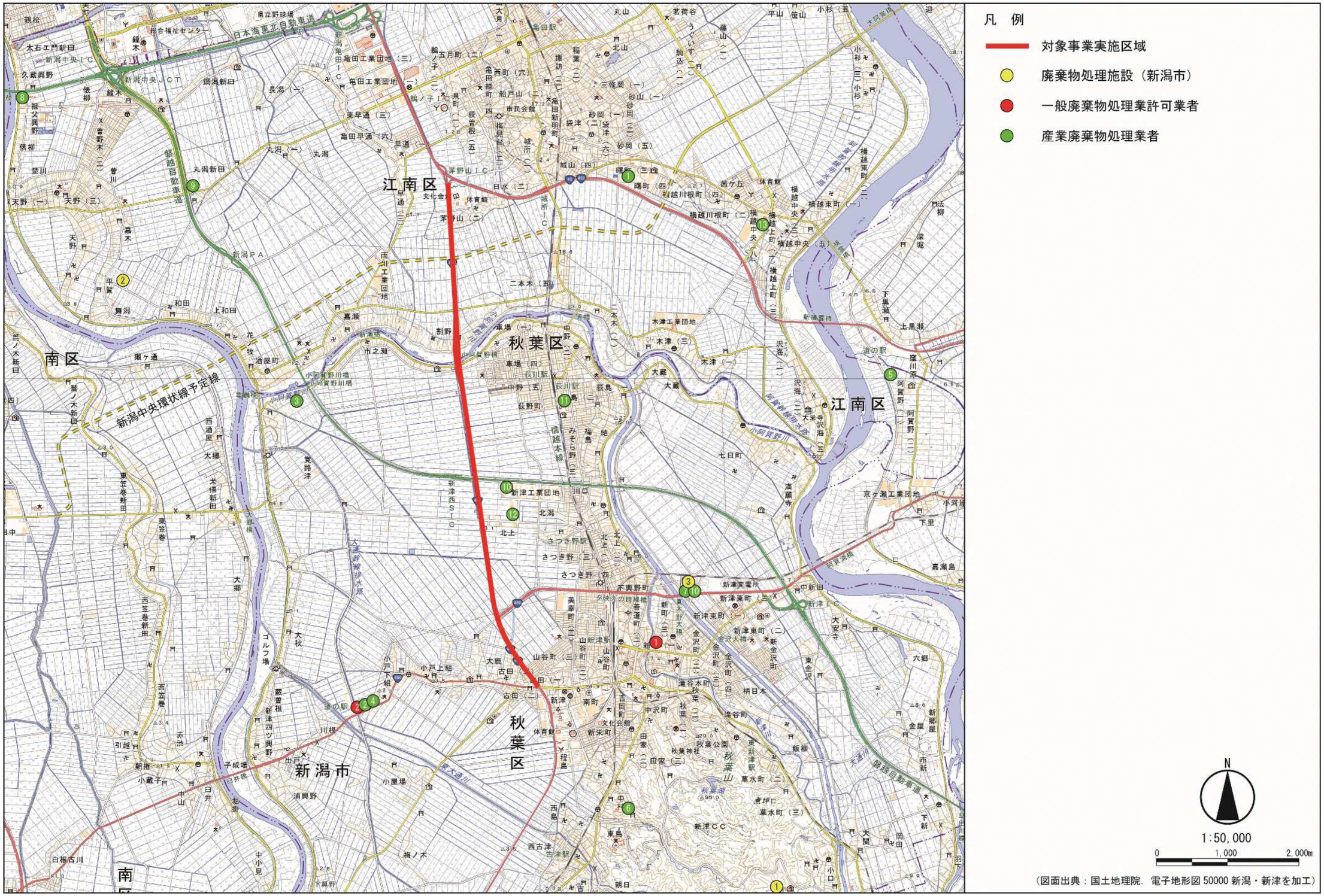


図 3.3.8　廃棄物処理施設の位置図

3.3.8　環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

対象事業実施区域及びその周辺には、前出 3.3.3(1)の項に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域が存在する。

(2) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十七条の規定により策定された公害防止計画は策定されていない。

(3) 環境基本法の規定等により定められた環境基準

①　大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準を表 3.3.22 及び表 3.3.23 に示す。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第七条の規定により定められたダイオキシン類に係る環境基準を表 3.3.24 に示す。

表 3.3.22　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示
二酸化硫黄 （SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号
一酸化炭素 （CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質 （SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 （NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号
光化学オキシダント （O_x）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

注 1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
注 2）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
注 3）二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
注 4）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
注 5）微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3.23　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。	平成30年11月19日 環境省告示第100号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第30号

注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2）ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.3.24　ダイオキシン類に係る大気の環境基準

物質	環境上の条件	告示
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

② 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準を表 3.3.25 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における騒音に係る環境基準の類型指定の状況を図 3.3.9 に示す。

対象事業実施区域の終点付近はＢ類型に指定されている。

表 3.3.25(1)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
注 2）ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
注 3）Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注 4）Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注 5）Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）

表 3.3.25(2)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）

表 3.3.25(3)　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

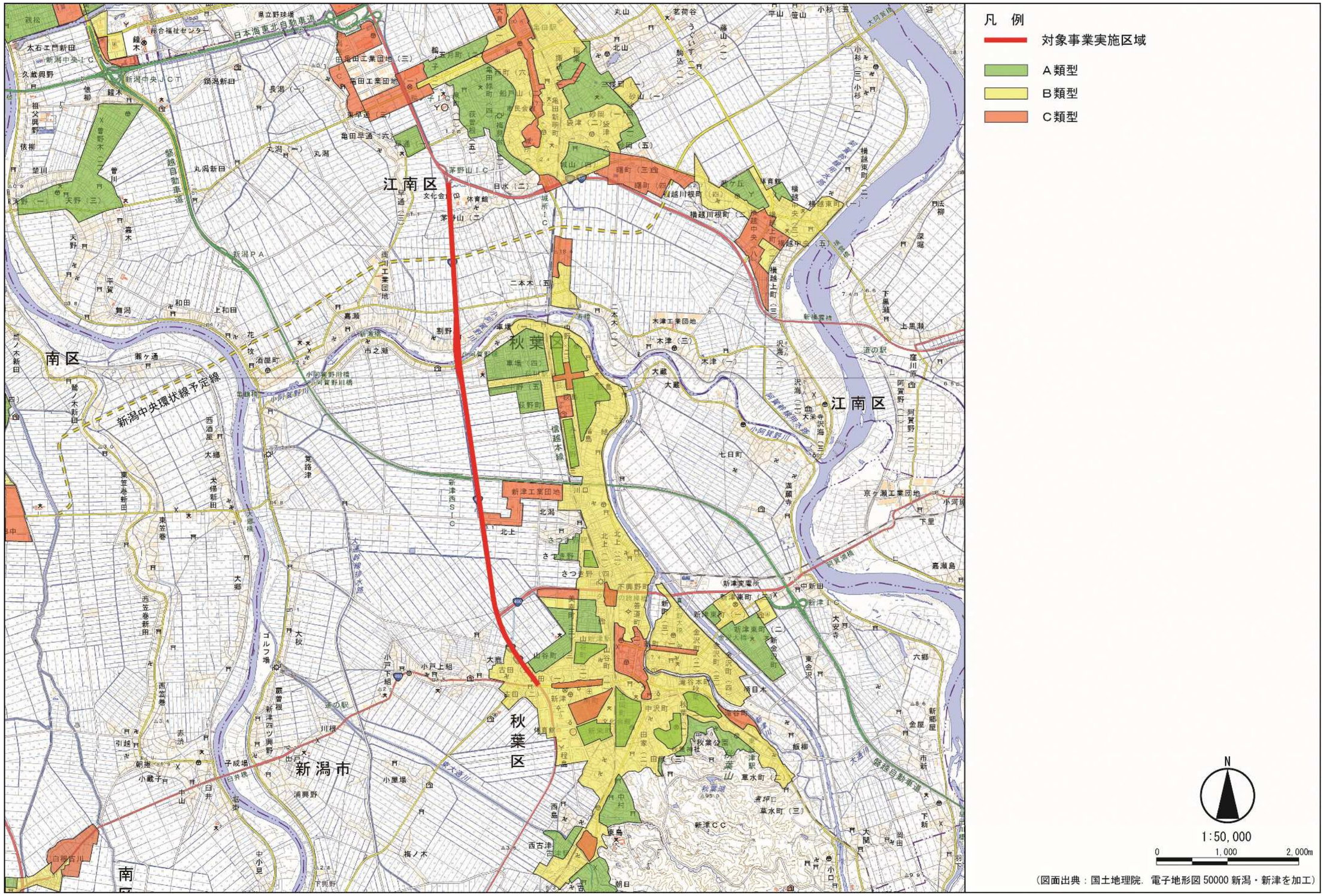
注 2）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表す。

注 3）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）



（図面出典：国土地理院．電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.3.9　騒音に係る環境基準の類型指定の状況

③　水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。「人の健康の保護に関する環境基準」を表 3.3.26 に、「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、河川及び湖沼に適用される環境基準を表 3.3.27 に示す。

また、対象事業実施区域及びその周辺における河川等の水域類型指定の状況を表 3.3.28 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺に位置する河川等の水域類型は、小阿賀野川及び阿賀野川がＡ類型、能代川がＢ類型、栗木川上流がＣ類型、鳥屋野潟がＢ類型に指定されている。

表 3.3.26　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(1)　生活環境の保全に関する環境基準（河川ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
Ａ	水道２級 水産１級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
Ｂ	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4　水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

5　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

6　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

7　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
Ａ	水道２、３級 水産２級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
Ｂ	水道３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考
1　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2　水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3　水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。
4　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　１　級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水　産　２　級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
　水　産　３　級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
5　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1　基準値は、年間平均値とする。 2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水　道　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水　道　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3　水　産　1　種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　　水　産　2　種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　　水　産　3　種：コイ、フナ等の水産生物用
4　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(5)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(6)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼エ）

類型／項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全･再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.28　水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

＜河川；一般項目（ＢＯＤ等）＞

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	能代川	全域	河川Ｂ	イ	昭和46年5月25日閣議決定
	小阿賀野川	全域	河川Ａ	ア	昭和46年5月25日閣議決定 平成16年1月16日新潟県告示
	栗木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	河川Ｃ	ウ	昭和51年4月22日新潟県告示
阿賀野川	阿賀野川(4)	新郷ダムより下流	河川Ａ	ア	昭和48年3月31日環境庁告示

＜河川；水生生物保全項目＞

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	能代川	全域	生物Ｂ	ア	平成25年3月12日新潟県告示
	小阿賀野川	全域	生物Ｂ	ア	平成25年3月12日新潟県告示
	栗木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機場まで	生物Ｂ	ア	平成25年3月12日新潟県告示
阿賀野川	阿賀野川下流	早出川合流点より下流に限る	生物Ｂ	ア	平成22年9月24日環境省告示

＜湖沼；一般項目（ＣＯＤ等）＞

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	湖沼Ｂ	イ	昭和46年5月25日閣議決定

＜湖沼；水生生物保全項目＞

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	生物Ｂ	ア	平成25年3月12日新潟県告示

注）達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

出典：「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（新潟県）

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.3.29 に示す。

表 3.3.29　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

⑤　土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた土壌汚染に係る環境基準を表 3.3.30 に示す。

表 3.3.30　土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、 農用地においては、米 1kg について 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、 土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては「環境庁告示第 46 号付表」に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

⑥ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第七条の規定により定められたダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を表 3.3.31 に示す。

表 3.3.31　ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考
1　基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

(4) 大気汚染に係る規制

① 大気汚染防止法の規定により定められた指定地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第五条の二第一項の規定により定められた指定地域は存在しない。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は（及び）粒子状物質対策地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自動車NO_x・ＰＭ法」（平成 4 年法律第 70 号）第六条第一項並びに第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は存在しない。

(5) 騒音に係る規制

① 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

対象事業実施区域及びその周辺には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）第五条第一項の規定により指定され沿道整備道路は存在しない。

② 特定（指定）施設に関する規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第四条第一項の規定により定められた特定施設における騒音の規制に関する基準を表 3.3.32 に、特定施設を表 3.3.33 に、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域を図 3.3.10 に示す。

対象事業実施区域の終点付近は第 2 種区域に指定されている。

また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく指定施設を表 3.3.34 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.32　特定（指定）施設に係る規制基準

区域の区分	昼間		夕		夜間		朝	
	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間
第 1 種区域	50 デシベル	午前 8 時～午後 6 時	40 デシベル	午後 6 時～午後 9 時	40 デシベル	午後 9 時～翌日午前 6 時	40 デシベル	午前 6 時～午前 8 時
第 2 種区域	55 デシベル		50 デシベル		45 デシベル		50 デシベル	
第 3 種区域	65 デシベル	午前 8 時～午後 8 時	60 デシベル	午後 8 時～午後 10 時	50 デシベル	午後 10 時～翌日午前 6 時	60 デシベル	
第 4 種区域	70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル		65 デシベル	

注 1）表中の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定により定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

注 2）工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

注 3）第 3 種区域及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の規制基準は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）
「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.33　騒音規制法に基づく特定施設

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） ・製管機械 ・ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ・せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。） ・タンブラー ・切断機（といしを用いるものに限る。）
空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
織機（原動機を用いるものに限る。）
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ・アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・砕木機 ・帯のこ盤（製材用は原動機の定格出力が 15 キロワット以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・丸のこ盤（製材用は原動機の定格出力が 15 キロワット以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
抄紙機
印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
合成樹脂用射出成形機
鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

表 3.3.34　新潟市条例に基づく指定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	すべてのもの
		(2) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	
		(3) 機械プレス	
		(4) せん断機(原動機を使用するものに限る。)	
		(5) 研磨機（工具用を除く。)	
		(6) 高速切断機	
		(7) 自動旋盤(棒材加工用のものに限る。)	
2	圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
3	撚糸機		すべてのもの
4	木材加工機械	(1) チッパー	
		(2) 帯のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。
		(3) 丸のこ盤	
		(4) かんな盤	
5	バーナー		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの。
6	電気炉		すべてのもの
7	キューポラ		
8	遠心分離機		直径が 1.2 メートル以上のものに限る。
9	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		すべてのもの
10	ドラム缶洗浄機		
11	スチームクリーナー		
12	ポンプ		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
13	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
14	集じん機		すべてのもの
15	冷凍機（往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る。)		
16	クーリングタワー		原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。

備考

次に掲げる施設を除く。

1 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

2 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第二条第十三項に規定するガス工作物

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

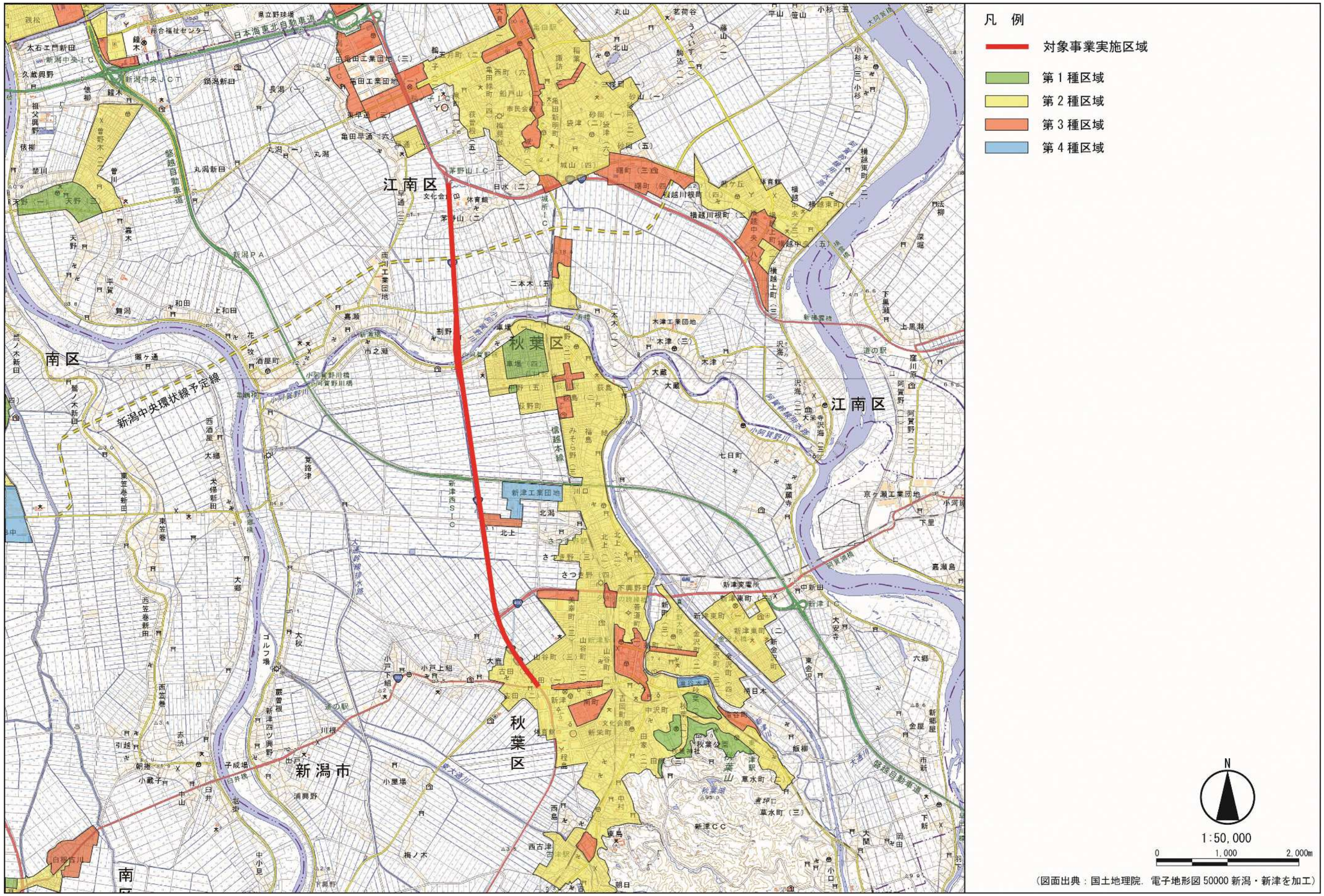


図 3.3.10　騒音規制法による規制区域の状況

③　特定（指定）建設作業に関する規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.3.35 に、特定建設作業を表 3.3.36 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域は前出図 3.3.10 に示すとおりである。

また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく騒音に係る指定建設作業を表 3.3.37 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.35　特定（指定）建設作業に係る規制基準

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表 1 の区域	付表 2 の区域	付表 1 の区域	付表 2 の区域		
騒音：85dB	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

付表

1　騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
(1)　第 1 種区域
(2)　第 2 種区域
(3)　第 3 種区域
(4)　第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
　ア　学校教育法第 1 条に規定する学校
　イ　児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
　ウ　医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
　エ　図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
　オ　老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
　カ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
2　騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1 に掲げる区域以外の区域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.36　騒音規制法に基づく特定建設作業

作業内容
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

表 3.3.37　新潟市条例に基づく指定建設作業

作業内容
1. ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

④　自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第十七条第一項の規定により定められた自動車騒音の要請限度及び時間の区分の状況を表 3.3.38 に示す。

表 3.3.38　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼　間	夜　間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から 20m までの範囲をいう。）については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2）a～c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア　a 区域とは、専ら住居の用に供される区域。

イ　b 区域とは、主として住居の用に供される区域。

ウ　c 区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）

(6) 振動に係る規制

①　特定（指定）施設に関する規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第三条第一項及び第四条第一項の規定により定められた特定施設における振動の規制に関する基準を表 3.3.39 に、特定施設を表 3.3.40 に、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域を図 3.3.11 に示す。

対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。

また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく指定施設を表 3.3.41 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.39　特定（指定）施設に係る規制基準

区域の区分		昼間		夜間	
振動規制法	市条例	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第 1 種区域	第 1 種区域 第 2 種区域	60 デシベル	午前 8 時～ 午後 7 時	55 デシベル	午後 7 時～ 翌日午前 8 時
第 2 種区域	第 3 種区域 第 4 種区域	65 デシベル	午前 8 時～ 午後 8 時	60 デシベル	午後 8 時～ 翌日午前 8 時

注 1）表中の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定により定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

注 2）第 3 種区域及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の規制基準は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）
「振動規制基準」（新潟市ホームページ）

表 3.3.40　振動規制法に基づく特定施設

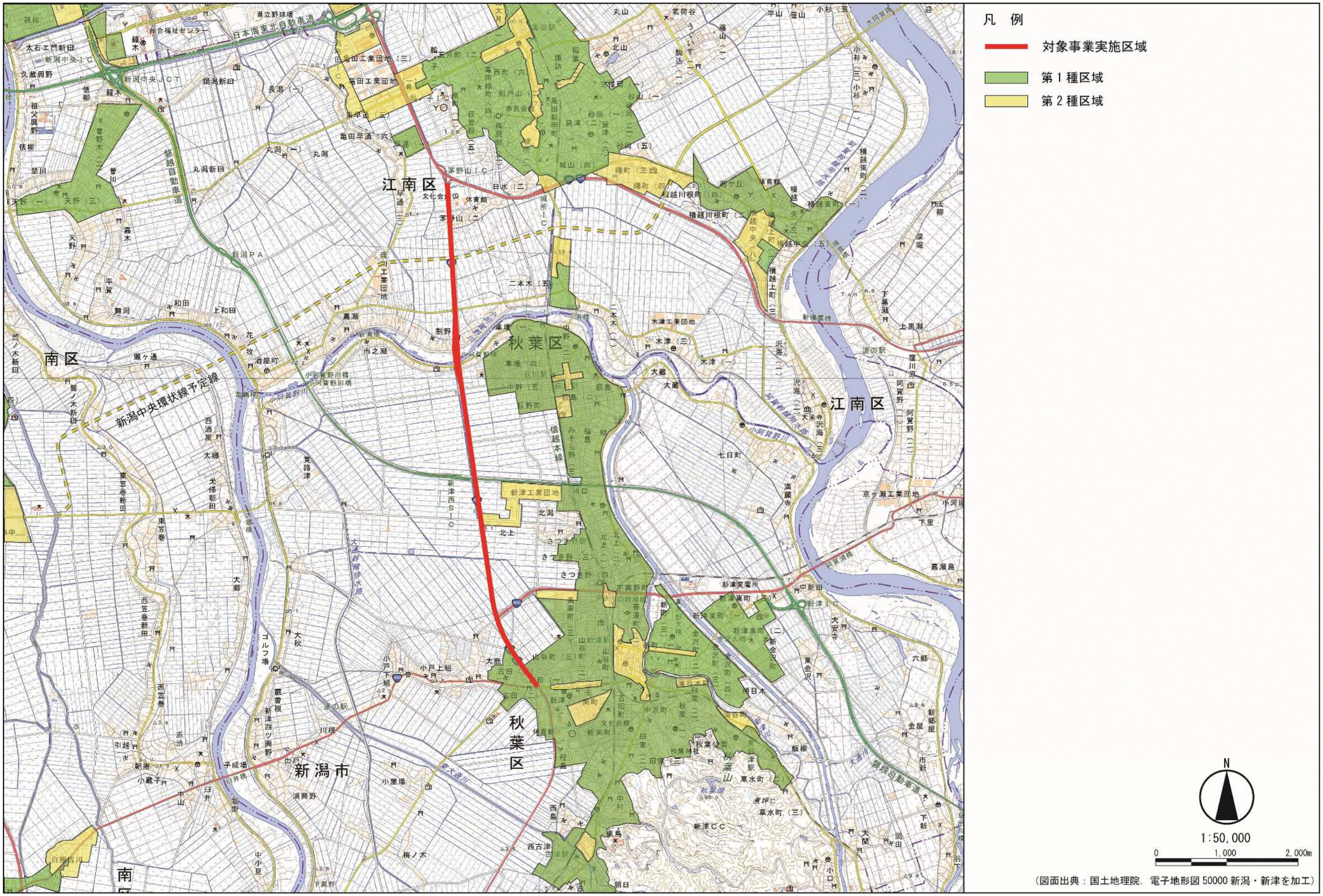
特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス ・せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
織機（原動機を用いるものに限る。）
コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
合成樹脂用射出成形機
鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 3.3.41　新潟市条例に基づく指定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	すべてのもの
		(2) 製管機械	
		(3) ベンディングマシン	
		(4) 液圧プレス(矯正プレスに限る。)	
		(5) ワイヤーフォーミングマシン	
2	圧縮機		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
3	ポンプ		
4	遠心分離機		直径が 1.2 メートル以上のものに限る。
5	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機		すべてのもの
6	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		
7	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン（船舶又は車両の原動機として使用するものを除く。）		定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。
8	オシレーティングコンベア		すべてのもの

備考
　次に掲げる施設を除く。
　1 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物
　2 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第二条第十三項に規定するガス工作物
出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）



（図面出典：国土地理院，電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.3.11　振動規制法による規制区域の状況

② 特定（指定）建設作業に関する規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 3.3.42 に、特定建設作業を表 3.3.43 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域は前出図 3.3.11 に示すとおりである。

また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく振動に係る指定建設作業を表 3.3.44 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.42　特定（指定）建設作業に係る規制基準

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表 1 の区域	付表 2 の区域	付表 1 の区域	付表 2 の区域		
振動：75dB	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

付表

1　騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
(1)　第 1 種区域
(2)　第 2 種区域
(3)　第 3 種区域
(4)　第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
ア　学校教育法第 1 条に規定する学校
イ　児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
ウ　医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
エ　図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
オ　老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
カ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
2　騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1 に掲げる区域以外の区域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.43　振動規制法に基づく特定建設作業

作業内容
1．くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2．鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3．舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4．ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 3.3.44　新潟市条例に基づく指定建設作業

作業内容
1. ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

③　道路交通振動の要請限度

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第十六条第一項の規定により定められた道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況を表 3.3.45 に示す。

表 3.3.45　振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間		夜間	
	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第 1 種区域	65 デシベル	午前 8 時～ 午後 7 時	60 デシベル	午後 7 時～ 翌日午前 8 時
第 2 種区域	70 デシベル	午前 8 時～ 午後 8 時	65 デシベル	午後 8 時～ 翌日午前 8 時

注）第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。
ア　第 1 種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
イ　第 2 種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：「新潟市の環境　資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月　新潟市環境部環境政策課）

(7) 悪臭に係る規制

① 規制概要

対象事業実施区域が位置する新潟市の悪臭規制の概要を表 3.3.46 に示す。

表 3.3.46　新潟市の悪臭規制概要

事業場の場所	規制の概要
旧新潟市かつ規制区域内	・悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水において、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する。 ・新潟市生活環境の保全等に関する条例により、指定施設に該当する事業場は、敷地境界及び排出口において、臭気濃度の基準を遵守、新潟市に届け出る。
上記以外かつ規制区域内	・悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水において、臭気指数の基準を遵守する。

注）平成 17 年合併以前に新潟市に属していた地域を「旧新潟市」という。
出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

② 悪臭防止法に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 条)第三条の規定により定められた規制地域の状況を図 3.3.13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には悪臭防止法で定められた規制地域が存在し、対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。

i. 臭気指数に関する規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市以外の規制区域内では、事業場の敷地境界、排出口及び排出水において、臭気指数の基準を遵守する必要がある。敷地境界、排出水に係る規制基準を表 3.3.47 に示し、各規制区域の区分を表 3.3.48 に示す。また、排出口の規制基準を表 3.3.49 に示す。

表 3.3.47　敷地境界線及び排出水に係る臭気指数の規制基準

区域の区分	敷地境界線の基準 （単位：臭気指数）	排出水の基準 （単位：臭気指数）
第 1 種区域	10	26
第 2 種区域	12	28
第 3 種区域	13	29

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.48　各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他　上記に相当する地域
第 2 種区域	準工業地域 他　工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域 他　悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

表 3.3.49　排出口に係る臭気指数の規制基準

区分	排出口の高さ	
	15 メートル以上	15 メートル未満
規制基準	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項 1 号に規定する計算式を用いて算出された臭気排出強度	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項 2 号に規定する計算式を用いて算出された臭気指数

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

ii. 特定悪臭物質に関する規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市の規制区域内では、事業場の敷地境界、排出口及び排出水において、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する必要がある。特定悪臭物質及び敷地境界線の規制基準を表 3.3.50 に示し、各規制区域の区分を表 3.3.51 に示す。また、排出口の規制基準を図 3.3.12 に、排出水の規制基準を表 3.3.52 に示す。

表 3.3.50　特定悪臭物質及び敷地境界線の規制基準

物質名	A区域基準 (ppm)	B区域基準 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.51　各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
A区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 他　上記に相当する地域
B区域	工業地域、工業専用地域 他　悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

事業場の煙突その他の気体排出施設において、特定悪臭物質の流量が下記の式から算出される基準を満たす必要がある。ただし、補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合についてはこの式は適用しない。

なお、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は対象物質から除く。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{QV}}{1+\frac{2.58}{Q}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{QV}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}\right) + 1$$

上記の式における記号はそれぞれ次の値を示すものです。

q ：規制基準となる流量（ノルマル立方メートル毎時）
He：補正された排出口の高さ（メートル）
Cm：敷地境界線における排出基準(ppm)
Ho：排出口の実高さ（メートル）
Q ：セルシウス温度 15 度における排出ガスの流量（立方メートル毎秒）
V ：排出ガスの排出速度（メートル毎秒）
T ：排出ガスの絶対温度（ケルビン）

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

図 3.3.12　排出口の規制基準

表 3.3.52　排出水の規制基準

対象となる特定悪臭物質	排出水の流量 (m^3/s)	A 区域基準 (mg/L)	B 区域基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007	0.01
	0.1 を超える	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02	0.07
	0.1 を超える	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07	0.3
	0.1 を超える	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1	0.4
	0.1 を超える	0.03	0.09

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

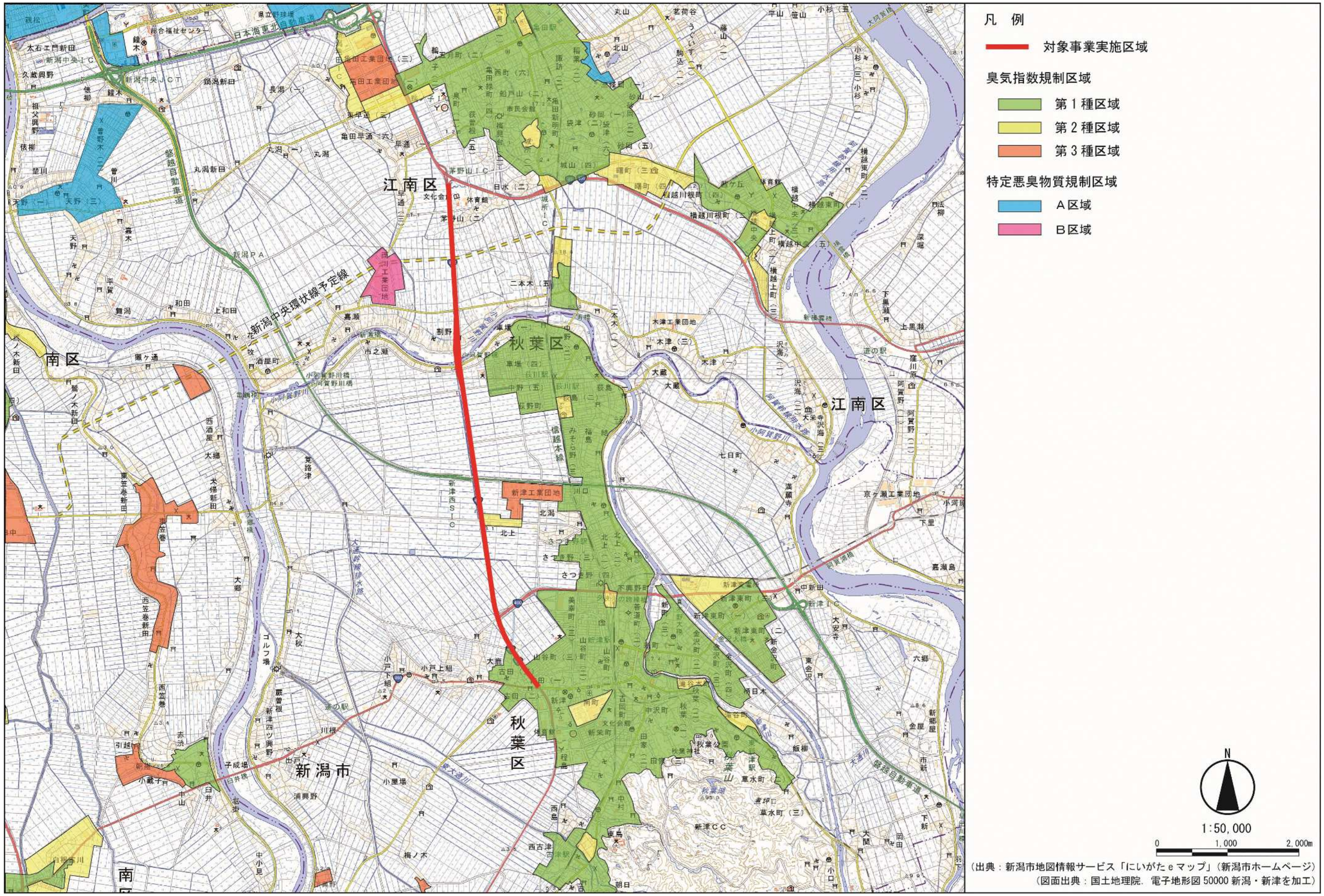


図 3.3.13　悪臭防止法に係る規制区域の状況

③　新潟市生活環境の保全等に関する条例に係る規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市の規制区域内では「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）の規定に基づき、事業場の敷地境界、排出口において、臭気濃度の基準を遵守する必要がある。規制の対象となる指定施設を表 3.3.53 に、敷地境界線及び排水口の規制基準を表 3.3.54 に示す。また、規制区域の区分を表 3.3.55 に、規制区域の状況を図 3.3.14 に示す。

対象事業実施区域は規制区域には指定されていない。

表 3.3.53　臭気濃度の規制の対象となる指定施設

施設の種類		規模等要件
1	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)　飼養施設 (2)　ふん尿処理施設（次号に掲げるものを除く。）	鶏舎の総面積若しくは牛房の総面積が 100 平方メートル未満又は豚房の総面積が 50 平方メートル未満の工場等に係るものを除く。
2	有機質肥料の製造（原料として家畜及び家きんのふん尿を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)　強制発酵施設 (2)　乾燥施設	原料の処理能力が 1 日当たり 500 キログラム未満の工場等に係るものを除く。
3	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料の製造（原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)　原料置場 (2)　粉砕施設 (3)　煮ふつ施設（蒸解施設を含む。） (4)　乾燥施設 (5)　真空濃縮施設 (6)　排水処理施設 (7)　発酵施設	すべてのもの
4	塗装業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)　吹付施設 (2)　乾燥施設	(1) の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付能力が 1 時間当たり 3 リットル未満の工場等に係るものを除く。
5	し尿処理の用に供する施設（当該施設と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 3,000 人未満のし尿浄化槽（当該し尿浄化槽と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）を除く。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.54　敷地境界線及び排水口に係る臭気濃度の規制基準

区域の区分	許容限度	
	指定工場等の敷地の境界線の地表における臭気濃度	指定施設の煙突その他の気体排出口における臭気濃度
第 1 種区域	10	1,000
第 2 種区域	15	2,000
第 3 種区域	20	3,000

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.55　各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他　上記に相当する地域
第 2 種区域	準工業地域 他　工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域 他　悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

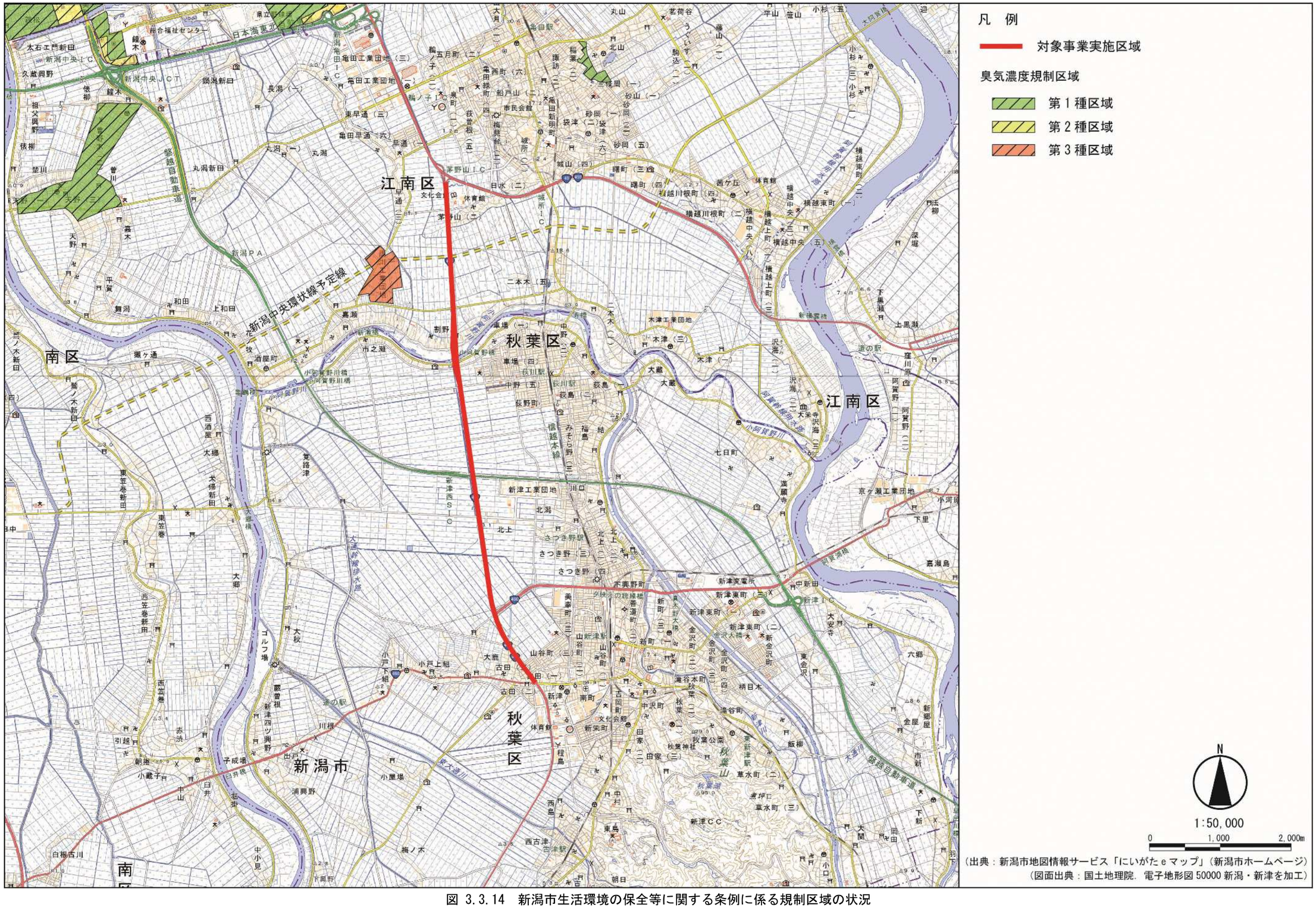


図 3.3.14　新潟市生活環境の保全等に関する条例に係る規制区域の状況

(8) 水質汚濁に係る規制

① 水質汚濁防止法に係る排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第三条第一項の規定により定められた排水基準を表 3.3.56 及び表 3.5.57 に示す。

また、同法第三条第三項及び第四条の規定により、新潟県では「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年条例第 46 号）により、し尿処理施設等の施設を設置する工場又は事業場について上乗せ排水基準を定め、規制しており、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域並びに鳥屋野潟水域の適用を受ける区域となっている。その他、県内全域の公共用水域について、クロムの上乗せ基準が定められており、これら上乗せ排水基準を表 3.3.58～表 3.3.60 に示す。

表 3.3.56　水質汚濁防止法に係る排水基準（有害項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr (VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ＰＣＢ	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出　10mgB/L
	海域に排出　230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出　8mgF/L
	海域に排出　15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L （アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考
1.「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3.3.57　水質汚濁防止法に係る排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（ｐＨ）	海域以外の公共用水域に排出　5.8 以上 8.6 以下 海域に排出　5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（ＳＳ）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表 3.3.58　上乗せ排水基準（信濃川水系）

区分	項目及び許容限度		生物化学的酸素要求量（mg/L）	浮遊物質量（mg/L）	フェノール類含有量（mg/L）	銅含有量（mg/L）
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1※第1号、第1号の2、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、第63号の3から第66号の2まで又は第68号から第73号までの施設を設置するもの		25（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの		25（日間平均20）	80（日間平均60）	1	2
	別表第1第23号の施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が20,000立方メートル以上のもの	25（日間平均20）	60（日間平均40）	1	2
		1日当たりの平均的な排出水の量が20,000立方メートル未満のもの	25（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第74号の施設を設置するもの		当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号、第22号、第23号の2から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの		60（日間平均50）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第1号の2の施設を設置するもの		10（日間平均80）	100（日間平均80	1	2
	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの		90（日間平均70）	80（日間平均60）	1	2
	別表第1第19号(染色整理業に係る施設に限る。)又は第20号の施設を設置するもの		100（日間平均80）	80（日間平均60）	1	2
	別表第1第21号の2から第21号の4までの施設を設置するもの		90（日間平均70）	120（日間平均100）	1	2
	別表第1第23号の施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が20,000立方メートル以上のもの	40（日間平均30）	60（日間平均40）	1	2
		1日当たりの平均的な排出水の量が20,000立方メートル未満のもの	90（日間平均70）	120（日間平均100）	1	2
	別表第1第63号の3、第68号の2、第71号の3又は第71号の4の施設を設置するもの		80（日間平均60）	100（日間平均80）	1	2
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの		40（日間平均30）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの		30（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第73号の施設を設置するもの		25（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
	別表第1第74号の施設を設置するもの		当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			

備考

1　「信濃川水域」とは、信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域(鳥屋野潟水域(第2号の表の備考1に定める水域をいう。)及び阿賀野川水系阿賀野川を除き、内水面に限る。)をいう。

2　「公共下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

3　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。

4　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に適用する。

5　この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度を適用する。

6　この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合にあつては、この表を適用する。

7　銅含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。

8　検定方法は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき定められた方法とする。

※ 別表第1は省略する。

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年10月25日条例第46号）

表 3.3.59　上乗せ排水基準（鳥屋野潟水系）

区分 ＼ 項目及び許容限度			生物化学的酸素要求量(mg/L)	浮遊物質量(mg/L)	フェノール類含有量(mg/L)	銅含有量(mg/L)
1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1※第1号、第1号の2、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、第63号の3から第66号の2まで又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	25（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	25（日間平均20）	80（日間平均60）	1	2
		別表第1第23号の施設を設置するもの	25（日間平均20）	60（日間平均40）	1	2
		別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
	公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、第63号の3から第66号の2まで、第68号から第71号の6まで又は第72号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの	40（日間平均30）	90（日間平均70）	1	2
		別表第1第1号の2の施設を設置するもの	80（日間平均60）	90（日間平均70）	1	2
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	40（日間平均30）	80（日間平均60）	1	2
		別表第1第23号の施設を設置するもの	40（日間平均30）	60（日間平均40）	1	2
		別表第1第72号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの	30（日間平均20）	90（日間平均70）	1	2
		別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上50立方メートル未満である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から第74号までの施設を設置するもの	25（日間平均20）	90（日間平均70）		
	公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から第71号の6まで又は第74号の施設を設置するもの	160（日間平均120）	200（日間平均150）		
		別表第1第72号又は第73号の施設を設置するもの	80（日間平均60）	90（日間平均70）		

備考
1　「鳥屋野潟水域」とは、信濃川水系鳥屋野潟、信濃川水系栗ノ木川(峰橋から竹尾揚水機までの区間)及び親松導水路並びにこれらに流入する公共用水域(阿賀野川水系阿賀野川、信濃川水系信濃川及び信濃川水系小阿賀野川を除く。)をいう。
2　第1号の表の備考2、3及び5から8までの規定は、この表について準用する。
※ 別表第1は省略する。

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年10月25日条例第46号）

表 3.3.60　上乗せ排水基準（すべての水域）

区分＼項目及び許容限度	クロム含有量 (mg/L)
別表第1※第1号から第74号までの施設を設置するもの	2

備考
1　「すべての水域」とは、県内全域の公共用水域をいう。
2　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に適用する。
3　クロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。
4　第1号の表の備考6及び8の規定は、この表について準用する。
※ 別表第1は省略する。

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年10月25日条例第46号）

②　条例で定める規制基準

新潟県は、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年条例第51号）に基づき定めた特定施設からの公共用水域への排出水に対し、有害項目及び生活環境項目に係る規制基準を定めている。また、新潟市では水質汚濁防止法及び県条例の規定により規制の対象となる施設以外の施設のうち、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成9年条例第47号）に基づき、同条例第二十八条、第二十九条または第三十条の規定による指定施設の事業活動に伴って公共用水域に排出する排出水について、水域別に規制基準を定めている。そのうち、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域、阿賀野川水域、湖沼の適用を受ける区域となっており、その規制基準を表 3.3.61 に示す。

表 3.3.61　水域別規制基準

水域	排水量	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)
信濃川	50立方メートル以上	100（日間平均80）別表第2の2　1の3及び4に該当する指定施設については80(日間平均60)	80(日間平均60)別表第2の2　1の3及び4に該当する指定施設については100（日間平均80）
阿賀野川	50立方メートル以上	160（日間平均120）	200（日間平均150）
海域及び湖沼	50立方メートル以上	160（日間平均120）ただし、化学的酸素要求量の許容限度とする。	200（日間平均150）

備考
1　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場等に係る排出水について適用する。
2　この表に掲げる排水基準は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」により検定した場合における検出値である。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

(9) 土壌の汚染に係る規制

① 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）第六条第一項の規定により指定された要措置区域及び同法第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域は存在しない。

② ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定された地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。

③ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域は存在しない。

(10) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第十一条の二の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は存在しない。

(11) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。

(12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）第二条第一項の規定により指定された湿地の区域は存在しない。

(13) 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物、重要文化的景観

対象事業実施区域及びその周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観については、前出 3.2.8(1)の項に示すとおり、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が 21 件（新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件）が存在する。

(14) 文化財保護法の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺には、前出 3.2.8(2)の項に示すとおり、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第九十三条第一項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在する。

(15) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は新潟県立自然公園条例により指定された都道府県立自然公園の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定に基づく「新潟県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 28 号）により指定された都道府県立自然公園の区域は存在しない。

(16) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域は存在しない。

(17) 新潟県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域、緑地環境保全地域の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「新潟県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 34 号）第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、同法第二十一条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域の区域は存在しない。

(18) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域、同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地域の区域は存在しない。

(19) 都市緑地法により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

新潟市では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「新潟市みどりの基本計画」（令和 4 年 7 月改訂　新潟市）が策定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には、緑地協定締結地区は存在しない。

(20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区が存在する。

表 3.3.62 に指定状況を示す。また、位置は前出図 3.2.13 に示すとおりである。

表 3.3.62　鳥獣保護区の指定状況

種別	名称（区分）	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
県指定 鳥獣保護区	鳥屋野潟鳥獣保護区 （集団飛来地）	新潟市地内	264	平成 25 年 11 月 1 日～ 令和 15 年 10 月 31 日
	秋葉鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	新潟市地内	555	平成 29 年 11 月 1 日～ 令和 9 年 10 月 31 日

出典：「新潟県鳥獣保護区等位置図（令和 6 年度）」（新潟県環境局環境対策課）

(21) 都市計画法の規定により定められた風致地区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区として、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区が存在する。

表 3.3.63 に風致地区の概要を示し、図 3.3.15 にその位置を示す。

表 3.3.63　風致地区の概要

名称	種別	面積（ha）	存続期間
第一秋葉風致地区	第一種	70.57	昭和 28 年 8 月 11 日 （最終指定年月日：昭和 45 年 6 月 13 日）
第二秋葉風致地区	第一種	1.92	

出典：「風致地区条例の概要」（新潟市ホームページ）

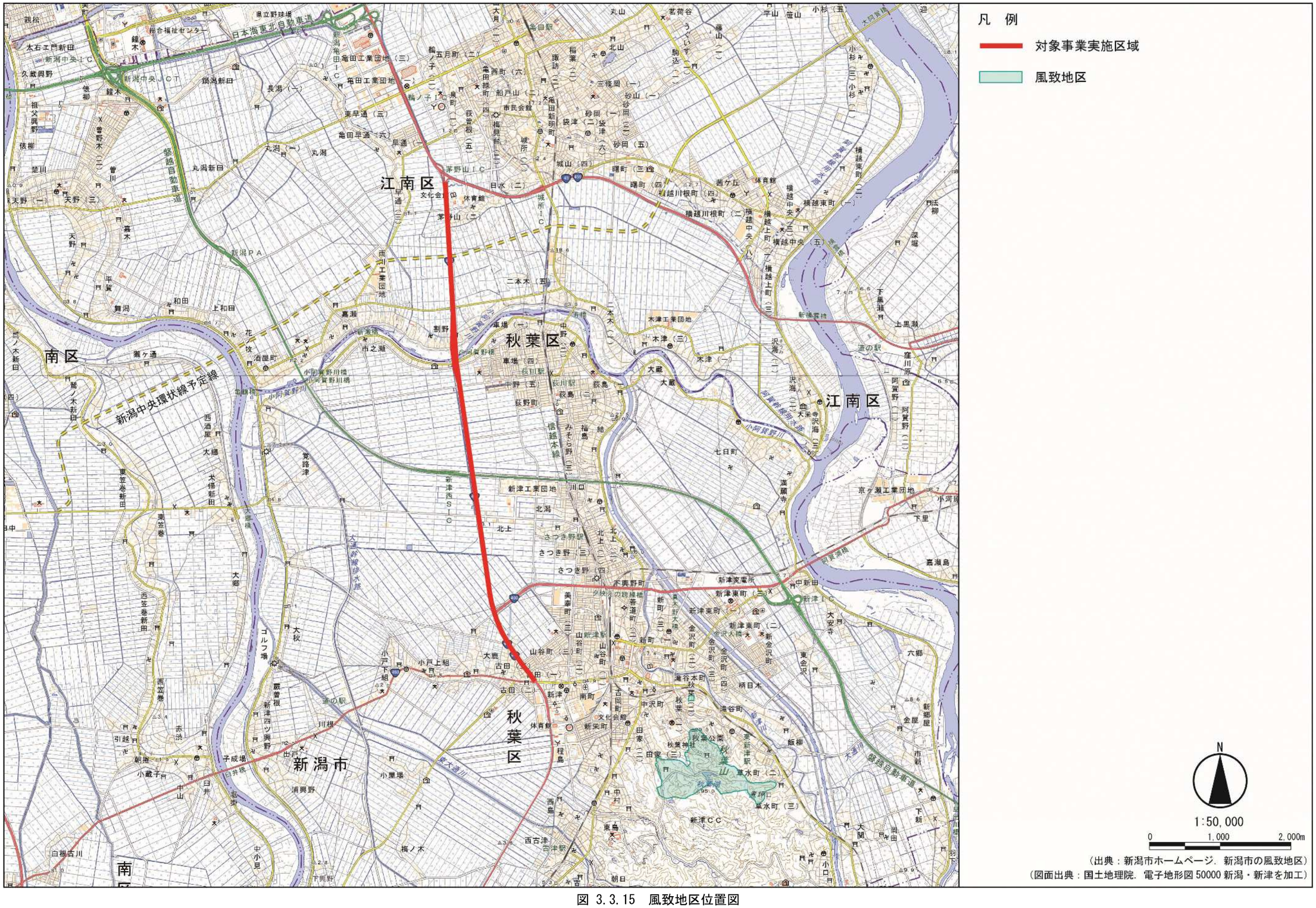


図 3.3.15　風致地区位置図

(22) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

新潟市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画として、「新潟市景観計画」（令和 6 年 4 月変更　新潟市）が策定されており、新潟市全域が景観計画区域となっている。なお、対象事業実施区域及びその周辺には、景観計画区域の特別区域は存在せず、対象事業実施区域及びその周辺は一般区域に該当する。

(23) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

対象事業実施区域及びその周辺には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画は策定されていない。

(24) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

①　「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達）により指定された保護林の区域は存在しない。

②　森林法の規定により定められた保安林の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第二十五条の規定により定められた保安林の区域は存在しない。

③　地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第三条の規定により定められた地すべり防止区域は存在しないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）第七条並びに第九条の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数存在する。

図 3.3.16 に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置を示す。

④　宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により定められた規制区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）第十条第一項の規定により定められた宅地造成等工事規制区域、同法第二十六条第一項の規定により定められた特定盛土等規制区域が存在する。

図 3.3.17 に宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の位置を示す。

凡　例

対象事業実施区域

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊

イエローゾーン
I-201.001（箇所番号）
新潟（区域名）
レッドゾーン

土　石　流

イエローゾーン
201-I-001（箇所番号）
新潟（区域名）
レッドゾーン

地　滑　り

イエローゾーン
K201.01（箇所番号）
新潟（区域名）

※ 箇所番号、区域名は記載省略

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

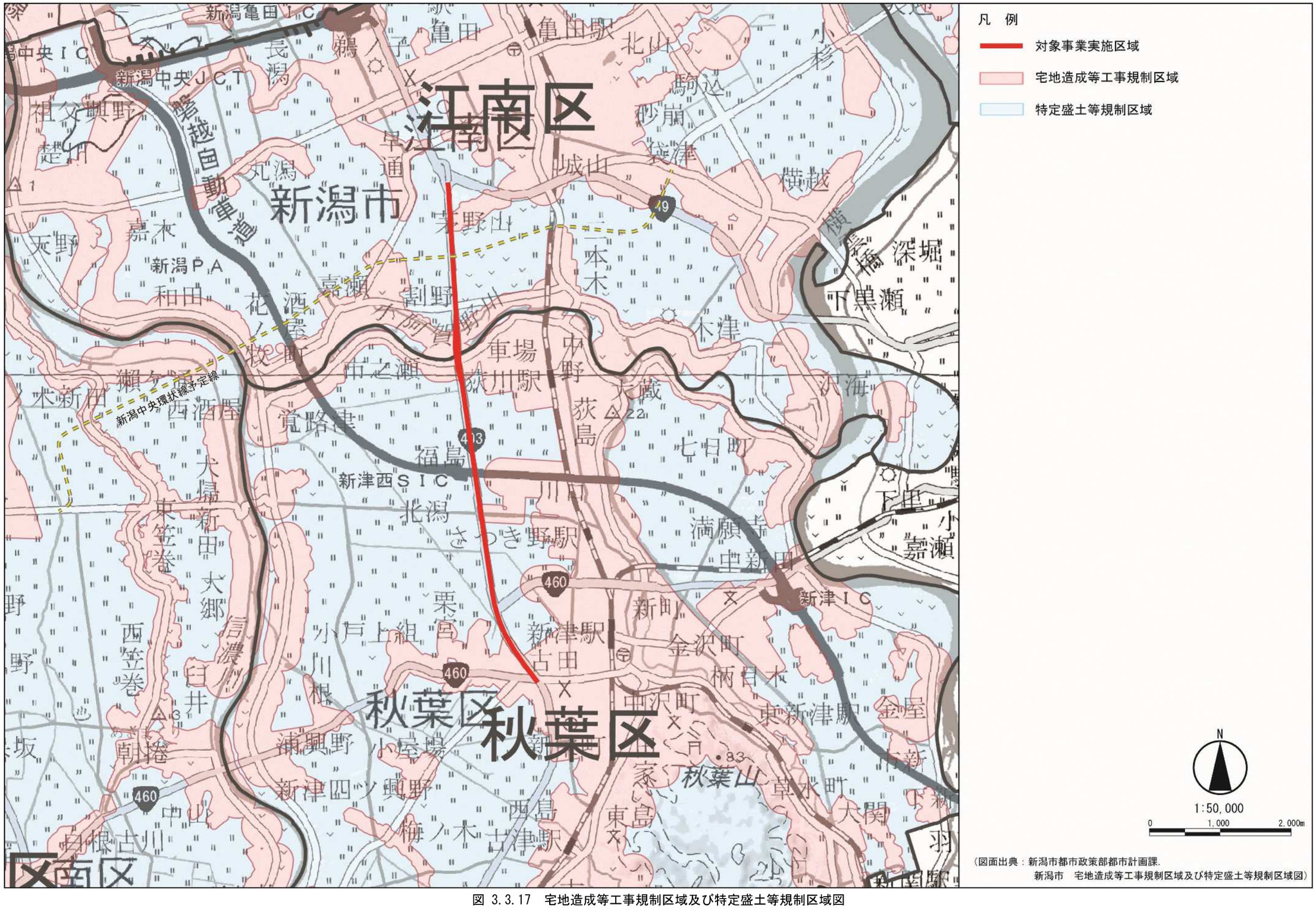
N

1:50,000

0　1,000　2,000m

（出典：新潟市ホームページ，新潟市地図情報サービス「にいがたｅマップ」）
（図面出典：国土地理院，電子地形図 50000 新潟・新津を加工）

図 3.3.16　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図



（図面出典：新潟市都市政策部都市計画課.
新潟市　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図）

図 3.3.17　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

3.3.9　環境保全計画等の策定の状況

新潟市が策定する環境保全計画等を表 3.3.64 に示す。

表 3.3.64　新潟市の環境保全に係る計画等の概要（1/3）

計画等	概　　要
第 4 次　新潟市環境基本計画 （令和 5 年 4 月）	・計画期間：令和 5 年度から令和 12 年度 ・目指す都市像：「田園の恵みを感じながら　心豊かに暮らせる　日本海拠点都市」 ・施策： 「1 脱炭素社会の創造」　(1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (2) 気候変動適応策の推進 「2 循環型社会の推進」　(1) 3R の推進によるごみの減量 (2) 地域の環境美化の促進 (3) 持続可能なごみ処理体制の整備 「3 自然との共生」　(1) 生物多様性の保全 (2) 自然環境の持続可能な利用 「4 良好な生活環境の確保」(1) 環境負荷の低減・抑制 (2) 環境保全のための事前配慮の推進
新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）-環境モデル都市推進プラン- （令和 2 年 3 月） （令和 5 年 6 月見直し）	・計画期間：令和元年度から令和 6 年度（第 3 期） ・計画の対象地域：新潟市全域 ・計画の推進主体：市民、事業者、新潟市 ・二酸化炭素排出量削減目標： （短期）2024 年度までに 2013 年度比で 30%削減 （中期）2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減 （長期）2050 年度までに実質ゼロ ・取り組み方針： 1）田園環境の保全・持続可能な利用 2）スマートエネルギーシティの構築 3）脱炭素型交通への転換 4）ゼロカーボンシティ実現に向けたライフスタイルへの転換 5）気候変動適応策の実践
新潟市地球温暖化対策実行計画(第 5 期市役所率先実行版) （平成 31 年 4 月改訂） （令和 5 年 6 月一部見直し）	・計画期間：2019 年度（令和元年度）から 6 年間　最終目標年度は 2030 年 ・温室効果ガスの削減目標： （中間）2024 年度までに 2013 年度比で総排出量 31%削減 （最終）2030 年度までに 2013 年度比で総排出量 50%以上削減 ・取り組みの基本方針： 1）率先して取り組みます 2）市民、事業者へ取組みの展開を見据えた施策の検討をします 3）着実な PDCA サイクルのためのマネジメントシステムで運用します 4）実施状況を公表します

表 3.3.64　新潟市の環境保全に係る計画等の概要（2/3）

計画等	概　　要
新潟市一般廃棄物処理基本計画 （令和２年３月） （令和７年３月見直し）	・計画期間：令和２年度から 11 年間 ・推進主体：市民、事業者、新潟市の協働 ・理念：ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策： 1）リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2）さらなる資源循環の推進 3）意識啓発の推進 4）市民サービスの向上 5）地域の環境美化の推進 6）安定かつ効率的な収集・処理体制 7）低炭素社会に向けた体制整備 8）大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 1）地域に応じた生活排水処理の推進 2）効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3）環境保全のための広報啓発の推進
にいがた命のつながりプラン ～新潟市生物多様性地域計画～ （平成 24 年３月）	・短期目標（5～10 年後）：生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取り組みを展開 ・長期目標（50 年後）：まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針： 1）在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 2）自然環境の持続可能な利用の推進 3）人材育成・協働の推進 4）地球温暖化防止などの推進
にいがた都市交通戦略プラン［基本計画］ （令和１年７月）	・計画期間：2019 年度（令和元年度）から概ね 10 年間 ・計画区域：新潟市全域 ・新たな交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち ・基本方針： 1）多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（視点：都心アクセスの強化） 2）都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（視点：広域交通との連携強化） 3）まちなかの賑わいを創出する交通戦略（視点：都心部の移動円滑化） 4）暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（視点：生活交通の確保維持・強化） 5）みんなで築き上げる交通戦略（視点：市民や関係者による協働）
新潟市みどりの基本計画 （平成 21 年６月） （令和４年７月一部改訂）	・目標年次：2009 年度（平成 21 年）から概ね 20 年間後（令和 10 年） ・まちの範囲： ①市街化区域と用途地域 ②市街化区域と用途地域に隣接するみどり資源 ・基本理念：次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑 ～新潟らしい風格ある都市を目指して～ ・基本方針： 1）まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します 2）新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します 3）生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します 4）潤いとやすらぎをもたらし、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します 5）安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります 6）市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します

表 3.3.64　新潟市の環境保全に係る計画等の概要（3/3）

計画等	概　　要
新潟市都市計画基本方針－都市計画マスタープラン－（令和５年３月）	・目標年次：2032（令和 14）年度 ・計画区域：新潟市の行政区域全域 ・理念：持続的に発展する都市（全市レベル） 　　誰もが暮らしやすい個性ある地域（地域レベル） ・目指す都市の姿：市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟 ・基本方針： 1）多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市 2）国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市 3）田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市 4）それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち 5）地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち